史跡垣ノ島遺跡　保存整備事業報告書

２０２１年３月

函館市教育委員会

史跡垣ノ島遺跡整備完了状況（南西から）

史跡垣ノ島遺跡整備完了状況（北西から）

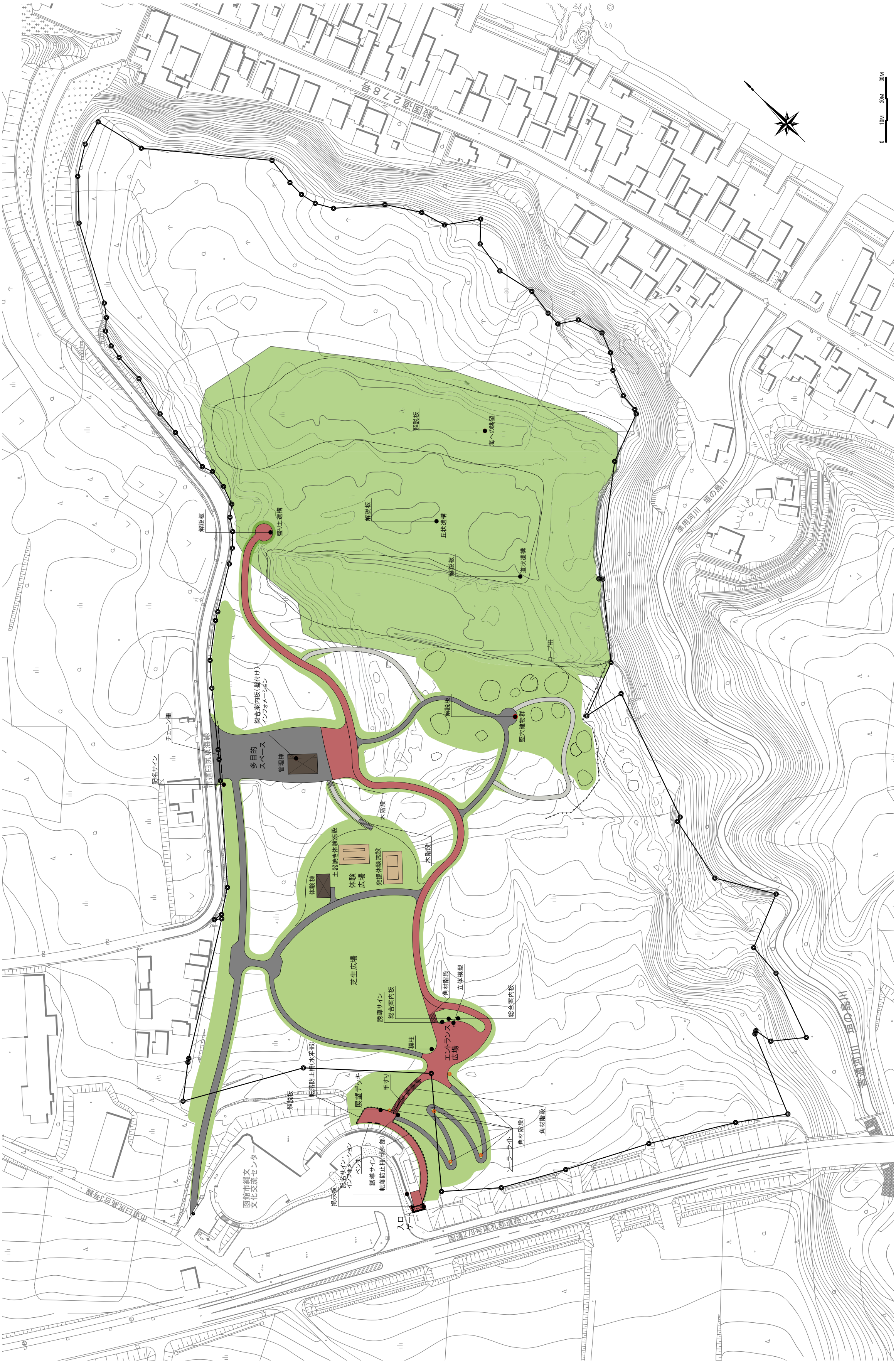

史跡垣ノ島遺跡整備平面図

史跡垣ノ島遺跡整備状況（南西から）

史跡垣ノ島遺跡整備状況（北西から）

盛り土遺構（北から）

盛り土遺構（南東から）

入口ゲート

エントランス広場

管理棟

体験棟

序　　文

垣ノ島遺跡は，縄文時代早期から後期にかけての長期にわたる集落跡で，国内最大級の盛り土遺構や足形付土版，漆塗り注口土器など数多くの貴重な発見があり，平成２３年２月７日に国の史跡に指定されました。

現在，世界文化遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つとして，国内外から広く注目されるようになったこともあり，遺跡の確実な保存と公開に向け，平成２９年から４ヵ年かけて史跡の保存整備を実施し，このたび完成を迎えました。

今後はこの貴重な史跡を守り，後世に伝えていくとともに，北海道唯一の国宝「土偶」を常設する函館市縄文文化交流センターや，垣ノ島遺跡と同じく世界文化遺産の構成資産である史跡大船遺跡と一体となった活用を図ることで，縄文文化の普及や郷土愛の醸成など生涯学習の推進のみならず，新たな観光資源として地域振興の拠点となり，本市の文化や経済の発展に寄与することが期待されます。

おわりに，本事業の実施にあたり多大なるご指導・ご協力を賜りました文化庁，北海道教育委員会，史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会委員をはじめ，縄文遺跡を愛しこれまでの発掘調査にご尽力いただいた地域住民の皆様や，整備事業に従事された事業者など，本事業に携わられた全ての方々に心より感謝申し上げます。

令和３年３月

函館市教育委員会

教育長　辻　　俊　行

例　言

１．本書は，北海道函館市臼尻町地内に所在する史跡垣ノ島遺跡の整備事業報告書である。
２．整備対象地は，史跡指定地（92,749 ㎡）である。
３．本整備事業は，平成 29～令和 2 年度の 4 年間にわたり国庫補助を受けて実施した。
４．本整備事業は，文化庁および北海道教育庁の指導・助言を受けて実施した。
５．本整備事業の計画および実施にあたっては，「史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会」を設置し，その指導のもとに行った。委員は以下のとおりである。

委員長	小杉 康	（考古学／北海道大学大学院教授）
副委員長	鈴木 三男	（植物学／東北大学名誉教授）
委　員	吉田 惠介	（都市計画・造園・景観学／札幌市立大学名誉教授）
	石﨑 武志	（文化財保存科学／東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター教授）
	鴈澤 好博	（地質学／元北海道教育大学函館校教授）
	大宮 トシ子	（普及活用／北の縄文 CLUB 会長）

６．本整備事業の事務局は，函館市教育委員会生涯学習部文化財課に置かれ，以下の体制で実施した。

教育長	辻 俊行	
生涯学習部長	小林 良一（～H30 年 3 月）	堀田 三千代（H30 年 4 月～）
生涯学習部次長	鶴喰 誠（～H30 年 3 月）	佐藤 聖智子（H30 年 4 月～R2 年 3 月）
	池田 敏春（R2 年 4 月～）	
文化財課長	蛭子井 慶治（～R2 年 3 月）	長谷山 裕一（R2 年 4 月～）
文化財課主査	佐藤 智雄（～H30 年 3 月）	福田 裕二
	中貝 聡介（H30 年 9 月～H31 年 3 月）	
	田中 光也（H31 年 4 月～）	吉田 力（H31 年 4 月～）
文化財課主任	小林 貢（H30 年 4 月～）	
文化財課主任主事	吉田 力（～H31 年 3 月）	大矢 京右

７．本整備事業の基本計画は，函館市教育委員会が策定した。基本設計および実施設計は函館市の委託を受けて，史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の指導のもと，盛り土遺構整備の実施設計を株式会社プレック研究所が，基本設計およびその他の実施設計をパシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社が作成した。
８．本書の編集および作成は，函館市の委託を受け，パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社が実施した。
９．整備にあたっては，下記の方々よりご指導・ご協力を賜った。

文化庁文化財部記念物課（現 文化財第二課）：五島昌也調査官，市原富士夫調査官
北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課：藤原秀樹主査　村本周三専門主任
赤井文人専門主任

目　次

第１章 垣ノ島遺跡の概要 …… 1
　第１節 遺跡の位置と環境 …… 1
　　１．位置 …… 1
　　２．周辺環境 …… 1
　第２節 遺跡の概要 …… 5
　　１．史跡指定 …… 5
　　２．遺跡の価値 …… 7
第２章 発掘調査の概要 …… 8
　第１節 調査の経過と概要 …… 8
　　１．緊急調査（平成 12～15 年度） …… 8
　　２．第一次調査（平成 15～21 年度） …… 8
　　３．第二次調査（平成 25～28 年度） …… 8
　　４．第三次調査（平成 29～令和元年度） …… 9
　第２節 調査の成果 …… 13
　　１．緊急調査（平成 12～15 年度） …… 13
　　２．第一次調査（平成 15～21 年度） …… 13
　　３．第二次調査（平成 25～28 年度） …… 17
　　４．第三次調査（平成 29～令和元年度） …… 17
第３章 整備事業の概要 …… 18
　第１節 事業の経過 …… 18
　　１．整備事業の経過 …… 18
　　２．整備事業費 …… 19
　第２節 整備構想 …… 20
　　１．目的 …… 20
　　２．基本方針 …… 20
　　３．内容 …… 20
　第３節 基本計画 …… 23
　　１．基本理念 …… 23
　　２．基本方針 …… 24
　　３．内容 …… 26
　第４節 基本設計 …… 29
　　１．準備工 …… 29
　　２．遺構施設 …… 30
　　３．案内・解説施設 …… 30
　　４．管理・便益施設 …… 31
　　５．公開・活用施設 …… 34
　　６．植栽工 …… 36
　第５節 実施設計 …… 37
　　１．遺構施設 …… 37
　　２．案内・解説施設 …… 38
　　３．管理・便益施設 …… 41
　　４．公開・活用施設 …… 43
　　５．植生管理 …… 48

第６節 保存整備検討委員会 51
１． 委員会の設置 51
２． 委員会名簿 51
３． 協議内容の概要 51
第４章 整備工事の概要 55
第１節 遺構施設 55
１． 盛り土遺構 55
２． 竪穴建物群 68
第２節 公開活用施設 69
１． エントランス 69
２． 体験広場 71
第３節 管理便益施設 79
１． 多目的スペース 79
２． 管理棟 80
３． ベンチ 83
４． 照明灯 83
５． 柵・ゲート 85
６． 園路 92
第４節 案内・解説施設 97
１． 総合案内板 97
２． 案内標識 100
３． 解説板 103
４． 記名サイン 107
５． アクセシブルサイン 109
６． 標柱 111
７． 掲示板 113
８． 立体模型 114
第５節 植栽等 116
１． 植栽 116
２． 緑化植栽 117
第５章 管理・運営 119
第１節 管理 119
第２節 運営 119
第３節 活用 119

図　版　目　次

写真目次

巻頭写真　　史跡垣ノ島遺跡整備状況（南西から）
巻頭写真　　史跡垣ノ島遺跡整備状況（北西から）
巻頭写真　　盛り土遺構（北から）
巻頭写真　　盛り土遺構（南東から）
巻頭写真　　入口ゲート
巻頭写真　　エントランス広場
巻頭写真　　管理棟
巻頭写真　　体験棟
写真１-１　史跡全景（2014 年撮影）……6
写真１-２　盛り土遺構全景（2014 年撮影）……7
写真２-１　足形付土版（縄文早期後半：緊急調査）……14
写真２-２　特殊土器（縄文後期後半：緊急調査）……14
写真２-３　装飾品（縄文後期前半：第二次調査）……14
写真２-４　石製品（縄文中～後期初頭：第一次調査）……14
写真２-５　土器（縄文中～後期：第一次調査）……15
写真２-６　青竜刀形石器（縄文中～後期初頭：第二次調査）……16
写真３-１　保存整備委員会開催状況１……53
写真３-２　保存整備委員会開催状況２……54
写真４-１　盛り土遺構整備着工前……64
写真４-２　支障木伐採状況……64
写真４-３　火山灰除去……64
写真４-４　火山灰運搬状況……64
写真４-５　すき取り状況……65
写真４-６　盛り土土材敷均し状況……65
写真４-７　盛り土土材転圧状況……65
写真４-８　盛り土遺構整備完了……65
写真４-９　植栽工……65
写真４-１０　植栽工完了……65
写真４-１１　植栽工（ハマナス）植込状況……65
写真４-１２　植栽工（ハマナス）植込完了……65
写真４-１３　盛り土遺構整備着工前（平成 30 年）……66
写真４-１４　盛り土遺構整備完了（平成 30 年）……66
写真４-１５　盛り土遺構全景（南から：令和２年）……67
写真４-１６　盛り土遺構全景（南東から：令和２年）……67
写真４-１７　すき取りの状況……68
写真４-１８　張芝の状況……68
写真４-１９　展望デッキ……69
写真４-２０　エントランス広場……70
写真４-２１　体験棟施工状況１……72
写真４-２２　体験棟施工状況２……72
写真４-２３　体験棟施工状況３……72
写真４-２４　体験棟施工状況４……72
写真４-２５　体験棟外観……73
写真４-２６　体験棟シャッター解放……73
写真４-２７　体験棟内部……73
写真４-２８　発掘体験施設施工状況……78
写真４-２９　発掘体験施設施工状況（遺構モデルの住居）……78
写真４-３０　多目的スペース施工状況……79
写真４-３１　多目的スペース施工完了……79
写真４-３２　管理棟施工前……81
写真４-３３　管理棟施工状況……81
写真４-３４　管理棟施工完了……81
写真４-３５　管理棟内部……82
写真４-３６　管理棟事務室……82
写真４-３７　管理棟トイレ入口……82
写真４-３８　入口ゲート施工状況１……86
写真４-３９　入口ゲート施工状況２……86
写真４-４０　入口ゲート正面および記名サイン……87
写真４-４１　入口ゲート側面……87
写真４-４２　転落防止柵……89
写真４-４３　転落防止柵施工状況……89
写真４-４４　転落防止柵施工完了（水平部）……89
写真４-４５　転落防止柵施工完了（傾斜部）……89
写真４-４６　ロープ柵盛土の状況……90
写真４-４７　ロープ柵施工状況……90
写真４-４８　ロープ柵施工完了……90
写真４-４９　園路全景……92
写真４-５０　園路カラーアスファルト舗装……93
写真４-５１　園路アスファルト舗装……93
写真４-５２　園路砂利舗装……93
写真４-５３　管理用道路アスファルト舗装……93
写真４-５４　階段①……94
写真４-５５　階段②……94
写真４-５６　案内標識施工状況……102
写真４-５７　案内標識１……102
写真４-５８　案内標識２……102
写真４-５９　案内標識３……102
写真４-６０　案内標識４……102
写真４-６１　案内標識５……102
写真４-６２　標柱外観……112
写真４-６３　標柱表面……112
写真４-６４　標柱裏面……112
写真４-６５　野芝……117
写真４-６６　張芝（野芝）……117
写真４-６７　公園芝……117
写真４-６８　張芝（公園芝）……117
写真４-６９　種子（ケンタッキーブルーグラス）……117
写真４-７０　種子吹付……117

図目次

図１-１　史跡垣ノ島遺跡の位置……1
図１-２　垣ノ島遺跡の地形と断面図……2
図１-３　史跡垣ノ島遺跡と周辺の遺跡分布図……4
図２-１　平成 12～平成 28 年度調査地点……11
図２-２　平成 29～令和元年度調査地点……12
図３-１　垣ノ島遺跡整備構想イメージ……22
図３-２　史跡垣ノ島遺跡の基本理念……23
図３-３　基本理念と基本方針の相関関係……25
図３-４　縄文ネットワークイメージ図……25
図３-５　整備全体計画平面図……27
図３-６　史跡垣ノ島遺跡整備イメージ……28
図３-７　平面計画図……32
図３-８　フレーム構造プラスカンターウェイト形式の概要……39
図３-９　展望デッキイメージ……43
図３-１０　エントランス広場イメージ……43
図３-１１　土器焼き体験施設断面イメージ……44

図３-１２ 住居モデル詳細図 44
図３-１３ 発掘体験施設概要図 45
図３-１４ 線形・構造の検討箇所 46
図３-１５ 園路線形 47
図３-１６ 完成イメージ 49
図３-１７ 実施設計計画平面図 50
図４-１　現状パターンＡの造成整備 55
図４-２　現状パターンＢ造成整備 56
図４-３　現状パターンＣ造成整備 56
図４-４　盛り土遺構整備フロー 57
図４-５　造成断面図整備パターンＡ－１（T-25） 58
図４-６　造成断面図整備パターンＡ－２（T-116） 58
図４-７　造成断面図整備パターンＢ－１（T-158） 59
図４-８　造成断面図整備パターンＢ－２（T-145） 59
図４-９　造成断面図整備パターンＣ－１（T-15） 60
図４-１０ 造成断面図整備パターンＣ－２（T-93） 60
図４-１１ 現況平面図 61
図４-１２ 施工ブロック図 61
図４-１３ 一次造成平面図 62
図４-１４ すき取り造成平面図 62
図４-１５ 植栽平面図 63
図４-１６ 仕上げ造成平面図 63
図４-１７ 敷地造成完成平面図 64
図４-１８ 展望デッキ詳細図部分詳細図 69
図４-１９ エントランス広場部分詳細図 70
図４-２０ 体験棟平面図 71
図４-２１ 体験棟立面図 72
図４-２２ 土器焼き体験施設平面図 74
図４-２３ 土器焼き体験施設断面図 74
図４-２４ 発掘体験施設平面図および断面図 76
図４-２５ 再現する遺構モデルの住居詳細図および断面図 77
図４-２６ 多目的スペース詳細図 79
図４-２７ 管理棟平面図 80
図４-２８ 管理棟立面図 81
図４-２９ ベンチ詳細図 83
図４-３０ ソーラーブランケットライト取付図 83
図４-３１ ソーラーブランケットライト外観図 83
図４-３２ ベンチ，照明灯位置図 84
図４-３３ 入口ゲート平面図 85
図４-３４ 入口ゲート立面図 86
図４-３５ チェーン柵詳細図 88
図４-３６ 転落防止柵詳細図（水平部） 88
図４-３７ 転落防止柵詳細図（傾斜部） 89
図４-３８ ロープ柵詳細図 90
図４-３９ 柵・ゲート位置図 91
図４-４０ カラーアスファルト断面図 93
図４-４１ 細粒度アスファルト断面図 93
図４-４２ 砂利敷断面図 93
図４-４３ 管理用道路断面図 93
図４-４４ 階段①縦横断図 94
図４-４５ 階段②縦横断図 94
図４-４６ 階段③縦横断図 95
図４-４７ 階段④縦横断図 95
図４-４８ 園路平面図 96
図４-４９ 総合案内板外観図 97
図４-５０ 総合案内板の表示内容（エントランス広場） 98
図４-５１ 総合案内板の表示内容（エントランス広場） 98
図４-５２ 総合案内板（壁掛け）外観図 99
図４-５３ 総合案内板の表示内容（管理棟） 99
図４-５４ 案内標識外観図 101
図４-５５ 案内標識面詳細図 101
図４-５６ 解説板１外観図・断面詳細図 103
図４-５７ 解説板表示内容（窪みで残る竪穴建物跡） 104
図４-５８ 解説板表示内容（盛り土遺構） 104
図４-５９ 解説板表示内容（丘状遺構） 105
図４-６０ 解説板表示内容（道状遺構） 105
図４-６１ 解説板表示内容（海への眺望） 106
図４-６２ 解説板２外観図 106
図４-６３ 解説板表示内容（縄文時代の垣ノ島遺跡） 107
図４-６４ 記名サイン外観図 108
図４-６５ 記名サイン表示内容 108
図４-６６ アクセシブルサイン外観図 109
図４-６７ アクセシブルサイン１表示内容（展望デッキ） 110
図４-６８ アクセシブルサイン２表示内容（エントランス広場） 110
図４-６９ 標柱外観図 111
図４-７０ 掲示板外観図 113
図４-７１ 立体模型詳細図 114
図４-７２ 立体模型姿図 114
図４-７３ 案内・解説施設平面図 115
図４-７４ 植栽平面図 116
図４-７５ 緑化平面図 118

表目次

表１-１　史跡指定の状況 5
表２-１　発掘調査の経過 9
表３-１　整備事業の経過 18
表３-２　年度別整備事業費 19
表３-３　施設整備内容 20
表３-４　整備概要 26
表３-５　伐採工の整備内容 29
表３-６　敷地造成工の整備内容 29
表３-７　案内解説板の整備内容 31
表３-８　多目的スペースの整備内容 31
表３-９　エントランスの整備内容 34
表３-１０ 体験・広場の整備内容 34
表３-１１ 園路の整備内容 35
表３-１２ 導入候補樹種 36
表３-１３ 各現状土層の造成整備の扱い 37
表３-１４ 案内・解説施設の概要 38
表３-１５ サインの整備基準 39
表３-１６ トイレ・管理棟の整備内容 41
表３-１７ 植栽草木種 45
表３-１８ Ａエリアの整備概要 46
表３-１９ Ｂエリアの整備概要 47
表３-２０ Ｃエリアの整備概要 47
表３-２１ 保全対象種 48
表３-２２ 保全対象種 48
表３-２３ 芝種類の特徴 49
表３-２４ 委員会名簿 51
表３-２５ 委員会開催日 51
表４-１　現状パターンごとの造成整備 55

第１章　垣ノ島遺跡の概要

第１節　遺跡の位置と環境

１．位置

函館市は，平成 16 年 12 月の市町村合併後，北海道南西部の渡島半島南東に突出した亀田半島の大部分が市域となっており，南は津軽海峡，北から東は太平洋に面している。市域の中央は亀田山地が占め，西側は函館平野が広がる。市の中心となる市街地は，津軽海峡に突出した函館山（標高 334m）を軸とした扇形に広がり，市内には亀田川，松倉川，汐泊川などの二級河川をはじめ大小の河川が流れている。

史跡垣ノ島遺跡が所在する南茅部地域は，亀田半島北岸の太平洋に面しており，北海道の中では年間を通じ，気候は比較的温暖といえる。噴火湾の入り口にあたるため，暖流と寒流の接する前浜はマコンブやタラ，マグロなど水産資源の豊富な地域である。本遺跡は，南茅部地域のほぼ中央を流れる垣ノ島川左岸河口付近の標高約 32～50m の海岸段丘上に位置し，前浜には，弁天島（現弁天岬）など複数の小さな岩礁が連なって沖合に突き出ており，良好な漁場となっている。

史跡垣ノ島遺跡は,函館市中心部から直線で北東へ約 25km の距離にあり,函館市内からは,道道 83 号で山間を抜けた南茅部地域川汲町から鹿部町方向の国道 278 号尾札部道路（バイパス）沿い約 3.5km の場所に位置する。

図　1－1　史跡垣ノ島遺跡の位置

２．周辺環境

（１）地形

本遺跡の所在する南茅部地域の地形は，標高約 600～1,000m の峰が連なる亀田山地が大部分を占め，山麓緩斜面，海岸段丘と河岸段丘，約 34km におよぶ海岸線に沿った狭小な平地からなり，0～20m と 60～140m の二段丘からなる海底地形へと続く。

海岸線南東部の屏風岩付近から尾札部付近にいたる約 15km の間は，亀田山地からの緩斜面が直

接汀線に迫って 30～80m の懸崖を発達させ，獅子鼻岬，立岩岬などの奇岩のそそり立つ海岸風景を形成している。

一方，垣ノ島遺跡の地形は，北西が旧沢地形と南東側の垣ノ島川に挟まれた舌状台地上にあり，北東の太平洋岸に面した比高差約 30m の段丘崖から南西側の山地に向かって標高 50m 付近まで緩やかに傾斜している。水系は亀田半島に源を発する小規模な河川は短く，河川の浸食により起伏量が多い切り立った地形を示す。本遺跡に面する垣ノ島川はこうした水系の在り方を典型的に示している。

（２）地質・土壌

亀田半島地域には中生代の戸井層を基盤岩として中部中新統下部（川汲層・天狗沢層），中部中新統上部（汐泊川層・八木沢頁岩層），上部中新統～鮮新統（松倉集塊岩層・三森山層・中の沢層・黒羽尻集塊岩層・峠下火砕岩層・松倉川層・磯谷川火山砕屑岩類など）が分布する（鈴木・長谷川 1963 ; 鴈澤 1992）。川汲層・汐泊川層・松倉集塊岩層は火山噴出物や頁岩からなる海成層であるが，松倉川層・磯谷川火山砕屑岩類は湖成層および陸成火山噴出物からなる。また，本地域には玄武岩などの貫入岩や半深成岩（石英斑岩など）が多く分布し，上記の中新統とともに熱水変質作用をうけている。

一方，史跡垣ノ島遺跡のある臼尻地区は，山域に褐色森林土が広がり，遺跡の南東側は海岸から約 1km に 1～2km の幅で黒ボク土が帯状に分布する。遺跡のあたりから山すそにかけて黒ボク土地帯が帯状にみられることから，ススキやササなどの植物が広がっていたと推測されるが，これは山など，ヒトの活動によって形成された可能性もある。

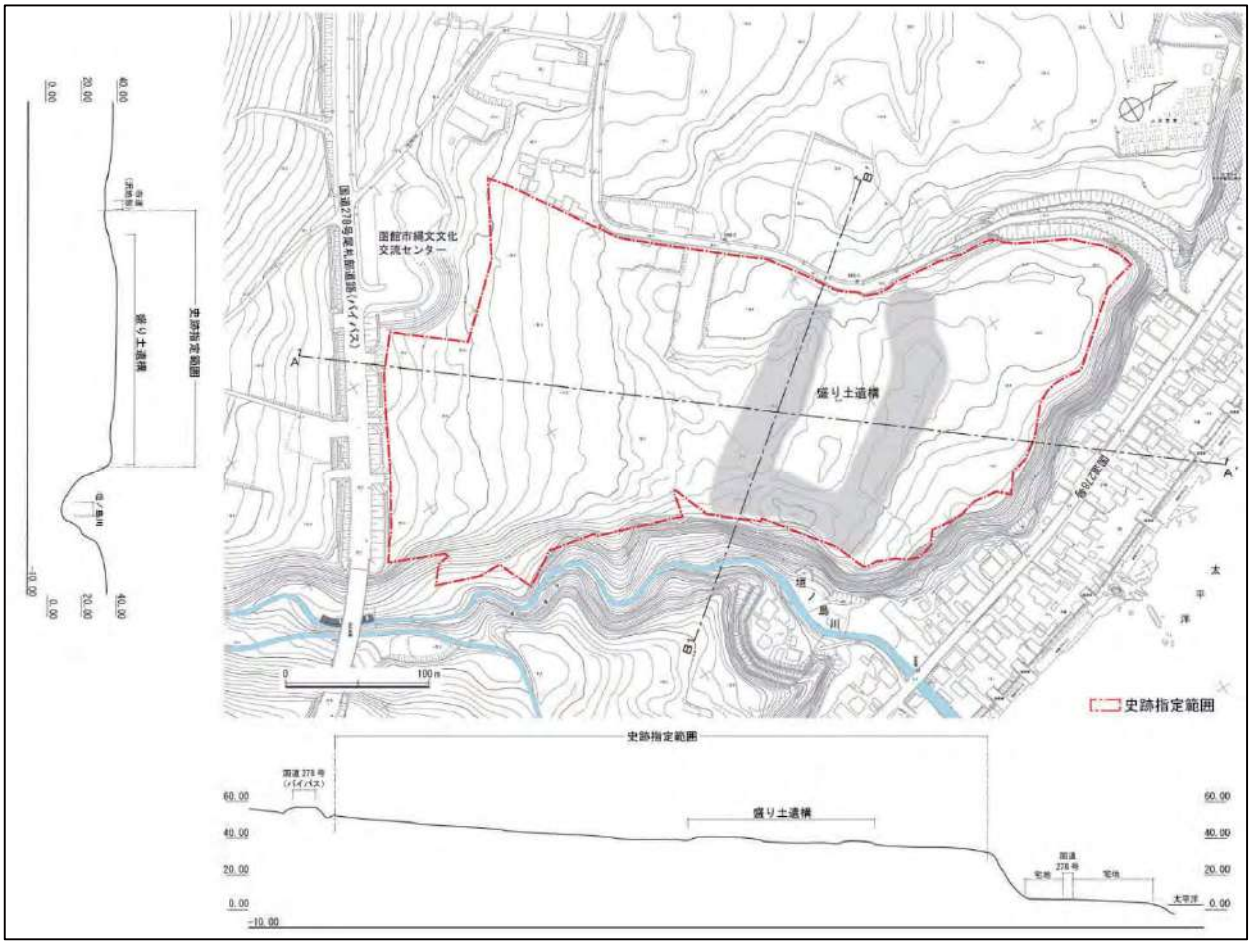

図　1－2　垣ノ島遺跡の地形と断面図

（３）函館市の概略

本市は，豊かな水産資源と自然の良港に恵まれていることから，いにしえより海と共に繁栄してきた。中世には道南十二館の一つとして知られる志苔館が築かれ，江戸時代には北前船による交易で繁栄した。また，安政６年（1859）には，幕府が長崎，横浜と並び日本初の国際貿易港として開港し，西洋文化の影響をいち早く受けた。さらに，明治維新の戊辰戦争の際には新政府軍と旧幕府軍との最後の戦いの舞台になるなど，日本の歴史上も重要な役割を果たしてきた。明治以降は北海道の玄関口として発展し，青函連絡船や青函トンネルの開通，平成 28 年 3 月には北海道新幹線が開業し，津軽海峡を挟んだ本州との交流の拠点としてさらに重要性を増している。

こうした恵まれた自然や地勢によって栄えた函館の歴史は，先史時代にも遡ることができる。現在，函館市域には 325 カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており，旧石器時代，縄文時代，続縄文時代，擦文時代の各時期において人々が連綿と生活を営んでおり，特に本州との交流は様々に変化しながらも繋がってきたことが遺跡や歴史資料から窺うことができる。

（４）南茅部地域における縄文時代と史跡周辺の遺跡

史跡垣ノ島遺跡の所在する南茅部地域は，太平洋岸の噴火湾の入口に位置し，海と山と数多くの河川など自然資源に恵まれていることから，縄文時代早期（約 10,000 年前）から晩期（約 2,300 年前）に至る約 8,000 年の間に遺された 89 カ所の縄文遺跡が確認され，本遺跡から北北西約 4km 離れて史跡大船遺跡が位置する。これまで発掘調査を実施した遺跡は 40 カ所以上を数え 400 万点を優に超える遺物が出土し，著保内野遺跡出土の国宝「土偶」や本州との交易を示すヒスイやアスファルト塊が各地から出土するなど，数多くの学術的な成果が得られている。

本史跡の周辺には多くの縄文時代遺跡が分布している。垣ノ島川を挟んだ対岸には，縄文時代早期前半の土坑墓から漆の装飾品が出土した垣ノ島 B 遺跡や，後期の垣ノ島 C 遺跡が存在する。

一方，遺跡の北西の沢地形（現市道）を隔てて，早期から後期の遺構・遺物が確認された臼尻 A 遺跡や電電公社合宿舎遺跡が隣接する。さらに 0.8km 北西の海岸段丘上には，中期を主体とする竪穴建物跡を 300 軒以上検出した大規模な集落跡の臼尻 B 遺跡が存在し，ここから中期後半のシカ絵画土器（函館市指定文化財）が出土している。さらに後期後半の「地鎮山タイプ」の配石遺構や特徴的な出入り口構造をもつ竪穴建物跡を多数検出した臼尻小学校遺跡や臼尻 C 遺跡が存在する。

このように縄文時代の遺跡が数多く存在する南茅部地域にあって，史跡垣ノ島遺跡周辺の臼尻地区は特に遺跡の密度が高く，かつ重要な学術的成果が挙げられている地区であり，本遺跡はその中心となる拠点集落と位置付けることができる。

南茅部地域には，垣ノ島遺跡や大船遺跡など国の史跡や，国宝「中空土偶」が出土した著保内野遺跡など学術的成果を挙げた遺跡が数多く分布していることから，こうした特徴的な地域性を示す遺跡を総称して，「南茅部縄文遺跡群」と位置付けている。

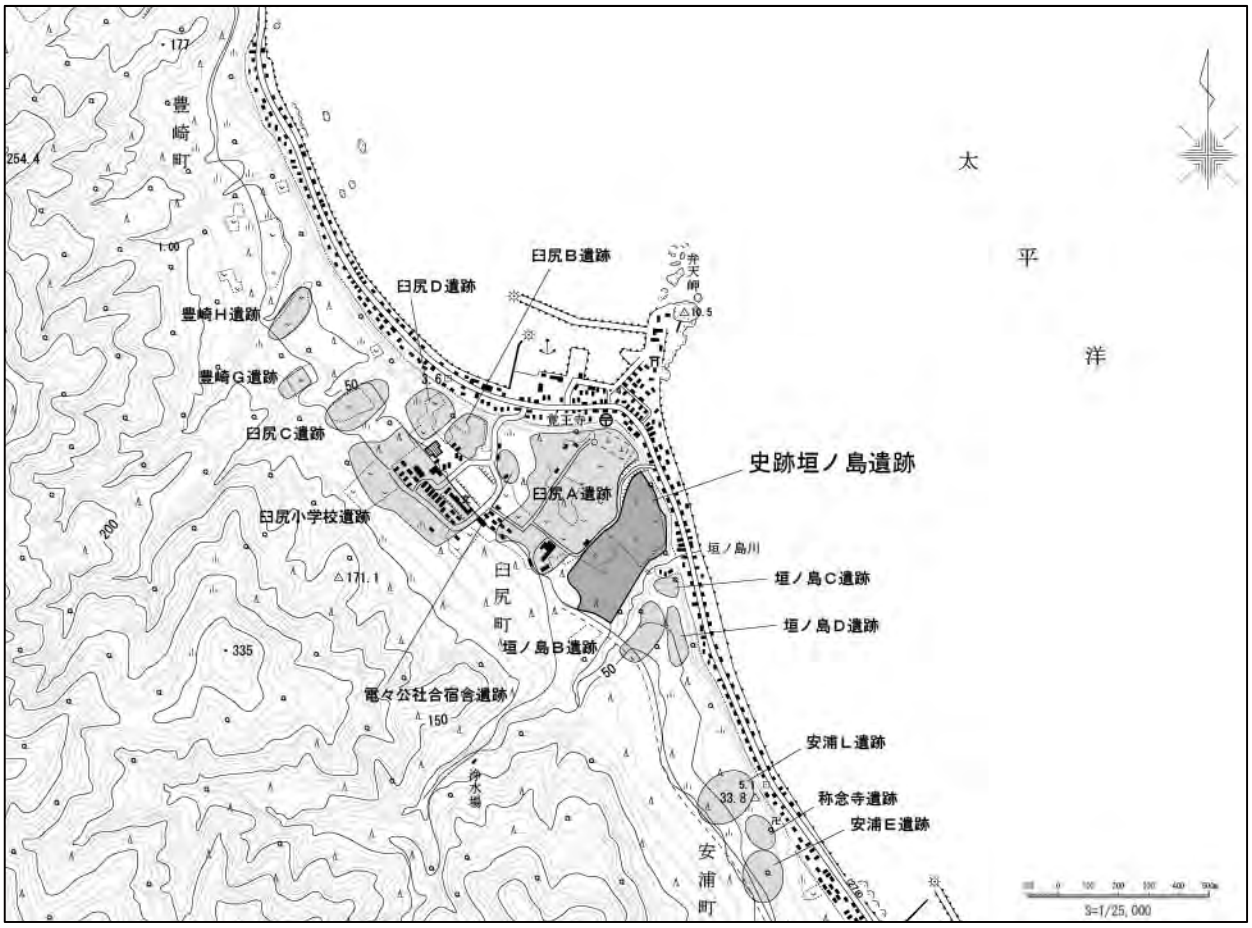

図　1－3　史跡垣ノ島遺跡と周辺の遺跡分布図

第２節　遺跡の概要

１．史跡指定

垣ノ島遺跡の指定状況は以下のとおりである。

表　1－1　史跡指定の状況

指定年月日	平成 23 年 2 月 7 日
種別	史跡
告示内容	平成 23 年 2 月 7 付文部科学省官報第 11 号 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により，次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので，同条第 3 項の規定により告示する。 平成 23 年 2 月 7 日　文部科学大臣　高木　義明
名称	垣ノ島遺跡
所在地	北海道函館市臼尻町
地域	406 番 1，406 番 3，406 番 12，406 番 13，408 番 3，416 番 1，416 番 2，416 番 3，416 番 4，416 番 8，416 番 10，417 番 1，417 番 2，417 番 3，417 番 4，417 番 5，418 番，419 番 1，419 番 2，420 番，426 番 1，426 番 2，431 番，432 番，433 番，434 番 1，434 番 3，434 番 4，434 番 5，438 番，439 番，440 番 1，440 番 2，441 番 1，441 番 2，442 番，443 番，444 番，521 番 1，529 番 1，530 番 1，530 番 2，531 番，532 番，533 番，534 番 1，534 番 2，552 番，北海道函館市臼尻町 443 番と同 521 番 1 に挟まれ同 439 番と同 552 番に挟まれるまでの原野を含む。

指定面積 92,757.49m²

［指定説明］

垣ノ島遺跡は，北海道南部の太平洋に面する海岸段丘上，東向き斜面の標高 32～50m に立地する，縄文時代早期前半から後期後半まで長期間存続した拠点的な集落遺跡である。

平成 12 年度から 15 年度までの国道の建設に伴う発掘調査において，早期後半の足形付土版を副葬した土坑墓群と，後期後半の竪穴建物群が確認されたため，南茅部町教育委員会（現・函館市教育委員会）は平成 15 年度から 21 年度まで，遺跡の範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。

遺跡は，南北 500m，東西 200m に延びる舌状の海岸段丘上約 10 万 ㎡のほぼ全体に広がり，以下のような変遷を見せる。

早期前半にこの段丘上中央部に出現した集落は，早期後半には段丘上南西部に移動し，その南端部には足形付土版を副葬した 70 基を超える土坑墓群が形成される。

前期前半には，約 5,800 年前に噴火した駒ヶ岳を起源とする火山灰と軽石が，この地域一帯に厚さ 30cm 前後堆積するため，遺物や遺構といった生活痕跡はまったく認められなくなる。しかし，前期後半になると，北海道南部ではこの時期独特の二段の床を有する竪穴建物群が，段丘上東側に広く形成される。

中期になると，集落は段丘上中央部から東側の段丘縁辺部まで広がり，本遺跡としては最も集落域が広範囲になる。また，平面形態が隅丸方形を呈する竪穴建物の規模も最も大きく一辺 10m ほどになるが，腐植土があまり発達しない段丘上中央部一帯では，これらが窪地として現在も遺存している。さらに当該期は，出土土器から東北北部との交流も窺える。

後期の集落は，中期同様に段丘上中央部から東側に広がるものの，中期に比べてやや狭くなり，後期後半になると，段丘上南西部に移動して終焉を迎える。この後期について最も特筆すべきは，

後期初頭から後期前半の短期間に，段丘上中央部からやや東寄りに形成される「コ」字状を呈した盛土遺構である。これは幅 25m から 30m，高さ 2m ほどの細長い盛土からなり，全体的な規模は南北 120m，東西 100m と極めて大きい。

盛土遺構の内側は最大で 1m ほど掘削されており，その掘削土を盛ることで盛土遺構を形成したと見られる。盛土遺構本体には竪穴建物や土坑は認められず，盛土遺構の性格は判然としない。

ところで，この太平洋に面した海岸段丘は，約 10km にわたって海岸線から山裾までの 500m 程度の間に，標高 30m から 50m の緩斜面を形成する独特な地形であり，駒ヶ岳が噴火した前期前半を除き，早期前半から後期後半までの各期の遺跡が高密度で分布している。

垣ノ島遺跡は，この海岸段丘上の多くの遺跡の中でも，早期前半から後期後半までの集落変遷が追える唯一の例であり，また，ほかのどの遺跡よりも規模が大きく拠点的な集落といえる。特に，早期後半の墓制や，前期前半に駒ヶ岳の噴火により生活痕跡が一時的に途絶えること，中期における東北北部との交流，後期初頭に大規模な盛土遺構が造成されること，さらには，後期後半を最後に遺跡がまったくなくなる事実等は，北海道はもとより，東北北部を含めた北日本における縄文時代遺跡の存り方を考える上で極めて重要である。よって，史跡に指定し，保護を図ろうとするものである。

（本文は文化庁文化財部監修『月刊文化財』569 号［平成 23 年 2 月号］の史跡解説より転載した。）

写真　1－1　史跡全景（2014 年撮影）

２．遺跡の価値

これまでの調査成果から，本遺跡の本質的価値は次のようにまとめることができる。

○縄文時代早期前半から後期後半にかけて，遺跡の所在する台地において，土地利用の変遷を明確に捉えることができる希有な遺跡であり，一部の時期を除き，長期間にわたり人類の定住性を示す顕著な事例であること。

○前期前半に発生した駒ヶ岳の大噴火に伴う多量の降下火山灰の影響により，一定期間生活の痕跡が途絶え，その後生態系の再生に伴い大規模な集落の形成がみられることは，人類と自然災害との関わりを如実に示す好例であること。

○盛り土遺構は，国内最大級であることや長期にわたり形成された独特の構造とともに，集落と複合した当時の精神性を示す大規模な記念物として，集落と記念物の変遷過程を示す重要な位置付けができること。さらに遺存状態が良好で，視覚的に明瞭に確認することができる希有な記念物として存在すること。

○早期後半の足形付土版が副葬された墓域の形成や，後期初頭に最大化する盛り土遺構，後期前半の配石遺構群，後期後半の住居廃棄儀礼がみられる集落の存在など，時期毎に当時の社会性や精神性を示す遺構・遺物が存在し，地域の拠点的な様相を示していること。

○太平洋沿岸という地勢でつながる噴火湾を中心とした縄文遺跡の一つとして，当時の精神性を顕著に表す大規模記念物の存在を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相を示す地域における重要遺跡として価値付けられること。

写真　1－2　盛り土遺構全景（2014 年撮影）

第２章　発掘調査の概要

垣ノ島遺跡は，昭和 50 年に北海道教育委員会が実施した一般分布調査により発見された。その後一般国道 278 号整備に伴い，昭和 53～54 年にかけて北海道教育委員会が実施した一般分布調査により，縄文時代前期から後期にかけての集落跡として，埋蔵文化財包蔵地周知資料が整備された（名称：垣ノ島 A 遺跡）。本格的な発掘調査は開発行為に伴う緊急調査として平成 12～15 年度にかけて実施した。その後，平成 15～21 年度にかけて実施した遺跡の保存と史跡指定に向けた内容確認調査，詳細分布調査の成果を踏まえ，平成 23 年 2 月に史跡に指定された（名称：垣ノ島遺跡［平成 22 年 1 月］名称変更）。

その後の公有化を経て，平成 25～28 年度には史跡整備に向けた史跡内容確認調査，平成 29～令和元年度には史跡の保存整備工事の実施に向けた事前遺構調査を実施してきた。

以下では，平成 12 年度以降に実施した本格的な発掘調査の概要について，その経緯や目的から，緊急調査，第一次調査，第二次調査，第三次調査とし，それぞれの概要について記す。

第１節　調査の経過と概要

１．緊急調査（平成 12～15 年度）

一般国道 278 号尾札部道路改良工事に伴い，記録保存を目的とした緊急調査を実施した。調査箇所は遺跡の主体となる台地中央の平坦面から約 200m 南に離れた標高 50m 前後の緩斜面にあたる。

調査の結果，各期の集落変遷の一端や，後期後半期の住居構造，精巧な特殊器形の土器や，当時の精神性を示す資料が数多く出土した。加えて，早期後半の足形付土版が合計 17 点出土するなど，当時の墓域（墓制）や副葬品（葬制）の在り方について貴重な成果を得ることができた。

２．第一次調査（平成 15～21 年度）

旧南茅部町において，上記の貴重な調査成果を踏まえ，本遺跡の主体部と考えられていた台地中央部における遺跡の内容や範囲を確認するため，2 カ年にわたり緊急地域雇用創出特別対策事業を受けて，調査を実施した。次いで，合併後の函館市が主体となり，これまでの調査成果に基づき，本遺跡の重要性について文化庁および北海道教育委員会と協議を行い，遺跡の保存を目的とした詳細分布調査を国庫補助事業により実施した。

調査の結果，遺跡の範囲を確定するとともに各期の竪穴建物跡の分布や小丘部の存在，台地全体の時期毎の土地利用などを把握することができた。これらの成果を元に，縄文時代を通じて自然環境の変化に順応し，一つの台地において各時期の集落の選地･変遷がわかる，他に類を見ない拠点的な集落遺跡として，平成 23 年 2 月 7 日に史跡に指定された。

３．第二次調査（平成 25～28 年度）

史跡指定後，公有化を経て，平成 25 年度から 28 年度にかけて，保存整備に向けた史跡の詳細把握を目的とした史跡内容確認調査を国庫補助事業により実施した。

調査の結果，概ね良好に残存する盛り土部上面の地形を捉えることができた。規模では長さが 190m 以上とさらに大規模なものであることを確認した。加えて駒ケ岳 a 火山灰が厚く堆積する地点や表土直下に盛り土層がみられる地点など，縄文時代以降の様相を確認することができ，盛り土部上面の地形復元や後世の土地利用状況など，整備に向け多くの情報が得られた。

４．第三次調査（平成 29～令和元年度）

保存整備工事の実施に向け，平成 29 年度から令和元年度にかけて，盛り土遺構の各所および園路や広場等の造成計画地において事前遺構調査を国庫補助事業により実施した。

調査の結果，表土や火山灰層に被覆され縄文時代の層が良好に残存している箇所，耕作や植樹等の土地利用の影響で駒ケ岳 a 火山灰が集積し厚く堆積する箇所，現代の削平の影響により表土直下に盛り土層がみられる箇所など，各所の土層堆積状況を詳細に把握することができ，実施設計に反映するための多くの情報が得られた。あわせて保存整備工事において，地下遺構に影響が無いことを改めて確認することができた。

表 2－1 発掘調査の経過

区分	年度	調査区分	概要
登録	昭和 53～54 年度（1978～79）	一般分布調査	一般国道278号整備に伴い，縄文時代前期から後期の集落跡として周知資料整備。名称は「垣ノ島Ａ遺跡」。
緊急調査	平成 12～15 年度（2000～2003）	緊急調査	面積9,200㎡。竪穴建物跡37軒，墓を含む土坑730基等を確認。縄文早期末葉の墓から7点の足形付土版や，後期後半の住居床面から朱漆塗り注口土器や香炉形土器など約8,900点の遺物が出土した。
第一次調査	平成 15 年度（2003）	内容確認調査	19地点，面積200㎡。縄文時代後期初頭を主体とする「コ」の字形を呈する大規模な盛り土遺構や，早期から後期初頭の竪穴建物跡を確認した。
	平成 16 年度（2004）	内容確認調査	2地点，面積計24㎡。縄文時代前期後半から後期前半の遺構や遺物を確認した。
	平成 17 年度（2005）	詳細分布調査	面積約14,300㎡を対象に盛り土遺構を中心とした地下レーダー探査を実施した。盛り土遺構に囲まれた内側に多数の遺構が存在する可能性が示唆された。
	平成 18 年度（2006）	詳細分布調査	3地点，面積計19㎡。盛り土遺構の屈曲部分に人為的な削平による道状の痕跡を確認した。
	平成 19 年度（2007）	詳細分布調査	39地点，面積計225㎡。縄文時代早期前半から後期後半にかけてまでの遺構・遺物を確認し，特に遺跡中央部には中期主体の竪穴建物跡が密集すること，東側の垣ノ島川に沿っては早期および後期の遺構・遺物が高密度に分布している様子を確認した。
	平成 20 年度（2008）	詳細分布調査	3地点，面積計300㎡。盛り土遺構の内側が整地・削平を受け，多数の遺構が重複していることを再確認し，盛り土遺構の形成過程や全体の構造を捉えることができた。
	平成 21 年度（2009）	詳細分布調査	18地点，面積計112㎡。遺跡全体における時期毎の集落変遷を捉えることができた。名称を「垣ノ島遺跡」に変更。
指定	平成 22 年度（2010）	史跡指定	平成 23 年 2 月 7 日付け官報告示により史跡指定。
予備調査	平成 24 年度（2012）	予備調査	カナダアルバータ州立大学Ａ．ウェーバー教授と共同で，配石遺構擬定地Ａ地点の地下レーダー探査の予備調査を実施。地下遺構の存在する可能性が示唆された。

区分	年度	調査区分	概要
第二次調査	平成 25 年度（2013）	史跡内容確認調査	2地点，面積計96㎡。A地点から縄文後期前半期の配石遺構や土坑墓および整地された痕跡を検出したほか，B地点（水場擬定地）から前期前半期とみられる水成堆積層・土石流の痕跡を確認した。また，盛り土遺構の詳細地形測量を実施した。
	平成 26 年度（2014）	史跡内容確認調査	12地点（再調査含む），面積計232㎡。盛り土遺構では旧地形が良好に保存されており，盛り土遺構の形状や範囲を確認した。小丘部ではその構造や範囲に加え，後期前半の土坑や装飾品の出土を確認した。A地点では周囲にさらに多くの配石遺構が群集していることを確認した。
	平成 27 年度（2015）	史跡内容確認調査	16地点（再調査含む），面積計182㎡。盛り土遺構の調査を実施し，その形状や範囲を確認した。さらに部分的に基底面まで調査し，全体規模がこれまでの想定よりも大型で，さらに長期間にわたり構築されている可能性が示唆された。 カナダアルバータ州立大学A．ウェーバー教授と共同で，盛り土遺構の地下レーダー探査を実施。
	平成 28 年度（2016）	史跡内容確認調査	10地点，面積計135㎡。盛り土遺構の調査を実施し，良好に残存する盛り土部上面の地形や，台地の縁まで盛り土が広がっており，さらに大規模であることを確認するなど，全体規模を捉えることができた。加えて後世の火山灰の分布や地形改変の状況を確認し，盛り土部上面の地形復元や後世の土地利用状況など，整備に向け多くの情報が得られた。
第三次調査	平成 29 年度（2017）	事前遺構調査	51地点，面積計79㎡。盛り土遺構の各所において調査を実施し，表土から盛り土上面までの土層堆積等の状況を確認した。これまでの調査成果と併せて，盛り土遺構各所の様相をより高い精度で把握したことで，実施設計に反映するための多くの情報が得られた。
	平成 30 年度（2018）	事前遺構調査	13地点，面積計45㎡。盛り土遺構の各所および園路や広場等の造成計画地において調査を実施し，表土から遺構面および縄文時代の遺物包含層までの土層堆積等の状況を確認した。各所の土層堆積状況をより詳細に把握したことで，これまでの調査成果を補完し，実施設計に反映するための多くの情報が得られた。
	平成 31・令和元年度（2019）	事前遺構調査	24地点，面積計24㎡。主に園路や広場，建物等の造成計画地において調査を実施し,表土から縄文時代の遺物包含層までの土層堆積等の状況を確認した。造成範囲の地下の様相を事前に把握したことで，これまでの調査成果と併せて，整備工事において地下遺構に影響が無いことを改めて確認することができた。

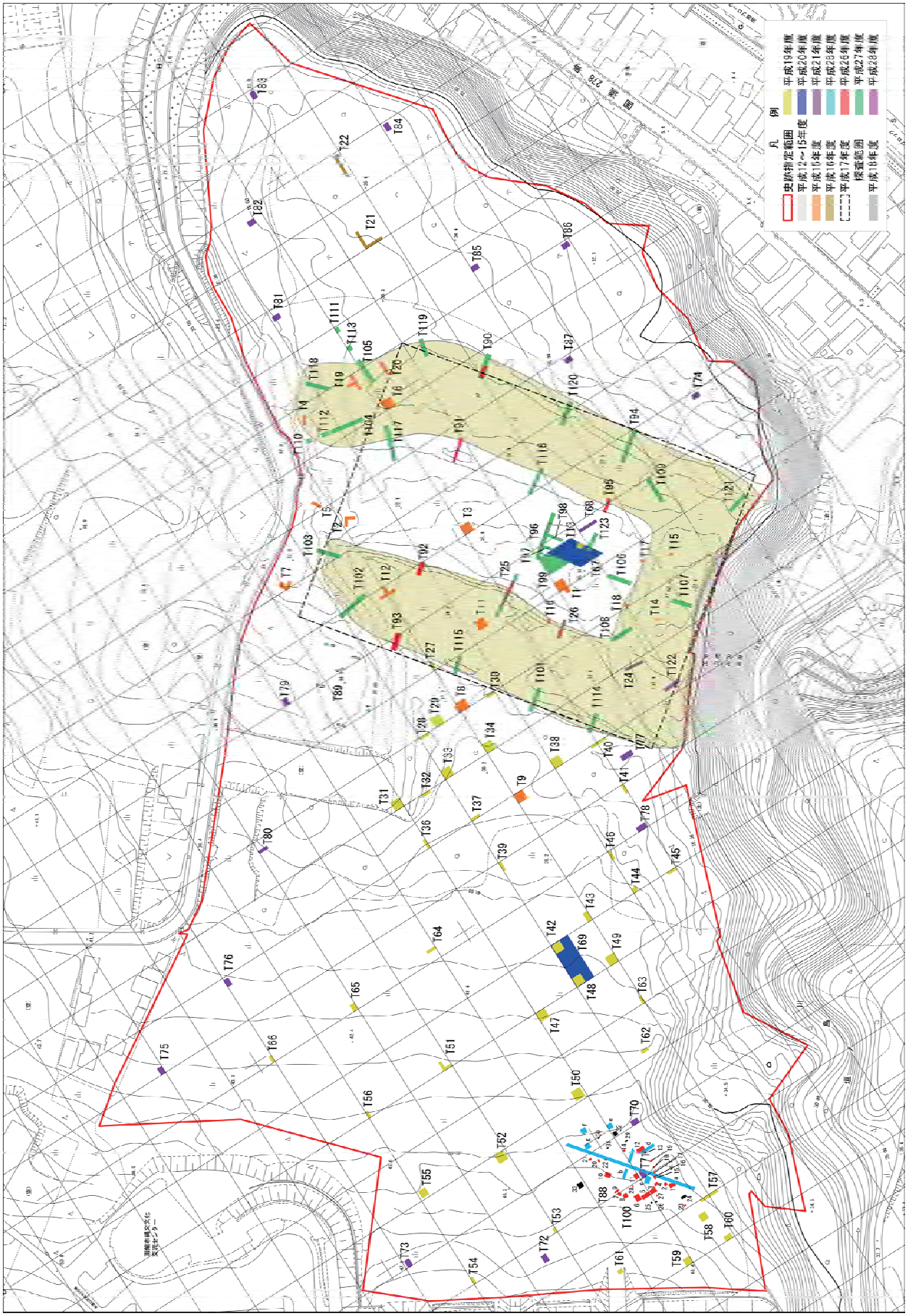

図　2－1　平成 12～平成 28 年度調査地点

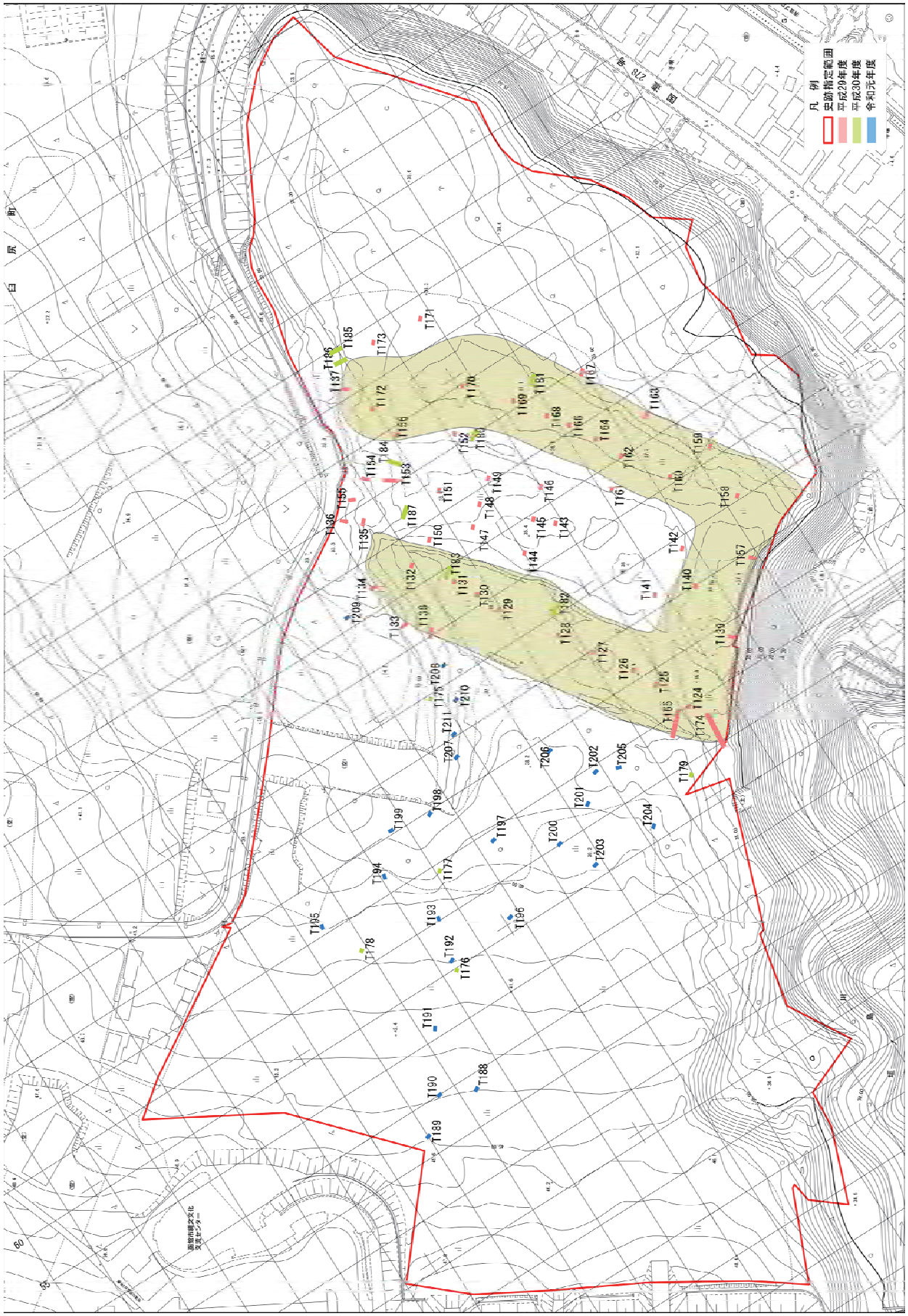

図　２－２　平成 29～令和元年度調査地点

第２節　調査の成果

１．緊急調査（平成 12～15 年度）

一般国道 278 号尾札部道路改良工事に伴う緊急発掘調査を実施した。調査箇所は遺跡の主体となる台地中央の平坦面から約 200m 南に離れた標高 50m 前後の緩斜面にあたる。この成果は次のようにまとめることができる。

○垣ノ島川寄りの調査区南東側からは，中期後半から後期後半にかけて 32 軒の竪穴住居跡と，フラスコ状土坑や土坑墓を含む 256 基の土坑，3 基の T ピットなど多数の遺構を検出した。

○中期後半においては，同時期性のある遺跡主体部とは別の小規模な集落が形成されていたとみられること，後期後半の堂林式期においては，検出した 10 軒の竪穴住居跡から，立石を含む炉の形態や出入り口構造など住居構造を解明するうえで良好な成果が得られたこと。加えて住居床面からは，住居廃棄儀礼に伴う道具と考えられる朱漆塗り注口土器や香炉形土器など精巧な特殊器形の土器や，さらに周辺からは小型の板状土偶や土笛形土製品など，当時の精神性を示す貴重な資料が数多く出土し，それまで本地域では情報が少なかった当該期の様相が明らかとなってきた。

○一方，さらに下層の包含層からは，早期後半（末葉）の東釧路Ⅳ式期を主体とした 474 基の土坑を検出した。これらのうち 76 基は土坑墓と認定され，さらにそのうち大型墓を含む 4 基から副葬品の足形付土版が合計 17 点出土した。

全国的にも極めて出土例が少ない足形形土版のうち，当該期の資料は北海道の石狩低地帯周辺部に限定して出土していたが，渡島半島南部においてまとまって出土したことや，遺物の遺存状態が良く詳細な観察から，当時の墓域（墓制）や副葬品（葬制）の在り方について貴重な成果を得ることができた。

２．第一次調査（平成 15～21 年度）

第一次調査においては，本遺跡の主体部と考えられていた台地中央部における遺跡の内容や範囲を調査し，多くの貴重な情報を得ることができた。この成果は次のようにまとめることができる。

○垣ノ島遺跡の台地は，限られた範囲ながらも海・山・川に囲まれ，水利に恵まれた環境にあり，ほかの遺跡と比べて有利な環境にあったといえる。

○集落として利用できる平坦面と山麓に続く緩斜面を有していることは，南茅部地域における各時期の集落の立地を反映しており，本地域の縮図と捉えることができる。それゆえ継続的あるいは繰り返し本台地を利用したことが，結果として長期間にわたる人々の生活の痕跡を残し，盛り土遺構に象徴されるように，時には地域の中心的な拠点集落となり得たものである。

○こうした集落の展開や消長のあり方は，地理的環境や気候変動など自然環境と人類の生活との係わりを顕著に示すものであり，これほど一つの台地において各時期の集落の選地・変遷がわかる遺跡は稀である。

○各時期の成果をみても，縄文時代早期後半における居住域と墓域の明確な空間利用の区分が捉えられることは，後期後半における竪穴住居の構造や変遷がわかることなど，遺構の内容としても考古学的な資料価値は高い。しかも，完全な形で現存しその構造が捉えられる大規模な盛り土遺構など，当時の集落のあり方や精神性を示す重要な遺構も存在している。

これらのことから，垣ノ島遺跡は，北日本における縄文の重要な遺跡と位置付けることができる。

写真　２−１　足形付土版（縄文早期後半：緊急調査）

写真　２−２　特殊土器（縄文後期後半：緊急調査）

写真　２−３　装飾品（縄文後期前半：第二次調査）

写真　２−４　石製品（縄文中〜後期初頭：第一次調査）

写真　2-5　土器（縄文中～後期：第一次調査）

写真　２−６　青竜刀形石器（縄文中〜後期初頭：第二次調査）

３．第二次調査（平成 25～28 年度）

第二次調査においては，垣ノ島遺跡を代表する盛り土遺構を中心に調査を実施し，多くの貴重な情報を得ることができた。この成果は次のようにまとめることができる。

○規模は長さ約 190m，幅 120m におよび，舌状台地の幅を最大限に利用したこと
○3 つの盛り土部のうち，北東盛り土部は先端の 1/3 ほどが屈曲していることが捉えられたこと
○北東盛り土部と南東盛り土部の接合部は，地形的に連続しているのが捉えられたこと
○南西盛り土部と南東盛り土部の接合部において，道状遺構と捉えられる構造を再確認したこと
○南西盛り土部と南東盛り土部の外側基底面から縄文時代前期後半の円筒下層式土器が出土したことから，構築時期を検討するうえで重要な資料を得ることができたこと
○小丘部においては，その範囲を把握し土坑を検出するとともに，多くの礫が上面に配されていた可能性が高く，丘状遺構として認定できたこと
○盛り土部上面に礫石器を含む大型礫が多く出土し，上面に礫を配していた可能性が窺えること
○盛り土部の基底面から複数の削平された竪穴建物跡の確認ができ，盛り土遺構構築以前には相応の集落が存在することが確認できたこと
○盛り土遺構と同時期性のある墓の可能性がある土坑が検出したことから，墓域としての性格が検討できること
○調査地点の増加から，構築以前の旧地形や最終段階の盛り土遺構の地形を推定できるデータを得ることができたこと

４．第三次調査（平成 29～令和元年度）

第三次調査においては，盛り土遺構およびその他の造成計画地で調査を実施し，多くの情報を得ることができた。この成果は次のようにまとめることができる。

○盛り土遺構
・主に縁辺部においては，後世の土地利用により駒ケ岳ａ火山灰が移動・集積され，厚く堆積していること
・主に縁辺部や開口部および中央凹部においては，表土や火山灰層に被覆され，縄文時代の遺物包含層以下の盛り土層が良好に遺存していること
・主に頂部においては，後世の土地利用に伴う削平の影響により表土直下に盛り土層がみられること

○その他の造成計画地
・概ね表土以下の標準的な土層堆積を示し，縄文時代の土層が良好に残存していること
・竪穴建物跡や土坑などの遺構が存在する箇所を事前に把握したこと
・耕作や植樹など後世の土地利用で，一部削平を受けている箇所がみられること
・駒ケ岳ａ火山灰が厚く集積する箇所が確認されたこと

以上のように史跡各所の地下の様相を，より高い精度で把握することができた。これまでの調査成果と合わせて，保存整備工事の実施設計に反映するための多くのデータが得られたことに加え，整備工事が地下遺構に影響が無いことを改めて確認したことで，史跡の整備と保護の両立を図ることができた。

第３章　整備事業の概要

第１節　事業の経過

１．整備事業の経過

垣ノ島遺跡は，平成23年2月に史跡に指定され，その後の公有化を経て，平成28年度には整備に向けた基本計画および基本設計を策定し，保存整備検討委員会の指導・助言を得て，平成29年度から本格的に整備事業に着手した。現況調査の結果を踏まえ，実施設計を策定し，環境整備を経て，遺構整備，公開活用施設整備，管理便益施設整備，案内解説施設整備，植栽などの保存整備工事を実施し，令和2年度に事業を完了した。

表　3－1　整備事業の経過

年度	概要
平成 17 年度 (2005)	・函館市南茅部縄文遺跡群整備構想の策定
平成 22 年度 (2010)	・国の史跡に指定（平成 23 年 2 月 7 日付）
平成 23 年度 (2011)	・公有化に向け地権者への説明・依頼等準備 ・筆界未定地の測量，史跡の範囲と面積の確定（92,749 ㎡）
平成 24 年度 (2012)	・公有化事業の実施 ・史跡垣ノ島遺跡保存管理計画の策定
平成 25 年度 (2013)	・公有化事業の完了
平成 27 年度 (2015)	・史跡垣ノ島遺跡保存管理計画の改訂
平成 28 年度 (2016)	・史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画および基本設計の策定 ・史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の設置および開催（2 回） ・史跡垣ノ島遺跡総括報告書の刊行
平成 29 年度 (2017)	・現況調査（地形測量，立木調査，地質調査）の実施 ・盛り土遺構整備工事に係る実施設計の策定 ・環境整備（支障木伐採）の実施 ・史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の開催（3 回）
平成 30 年度 (2018)	・盛り土遺構整備工事（土木）の実施 ・保存整備工事に係る実施設計の策定 ・環境整備（支障木伐採）の実施 ・史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の開催（4 回）
令和元年度 (2019)	・保存整備工事（土木）の実施 ・史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の開催（2 回）
令和 2 年度 (2020)	・保存整備工事（建築・土木）の実施 ・整備事業報告書の作成 ・整備事業の完了

２．整備事業費

平成 28 年度は市単独経費により，史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会の設置・開催および整備基本設計を策定した。翌平成 29 年度からは国庫補助事業（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金：歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）および北海道の随伴補助（地域づくり総合交付金：地域づくり推進事業）を受け，実施した。

表 3-2 年度別整備事業費

区分		内容		金額（円）					
				H28 年	H29 年	H30 年	H31/R 元年	R2 年	計
事業費	国補助対象経費（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）	実施設計	（盛り土遺構）		11,823,840				11,823,840
			（その他）			31,752,000			31,752,000
		現況調査			9,493,200				9,493,200
		環境整備			6,642,000	10,692,000			17,334,000
		整備工事	（土木:盛り土遺構）			97,848,000	7,398,000		105,246,000
			（土木:その他）				137,995,400	50,435,000	188,430,400
			（建築）					88,566,500	88,566,500
		工事監理（建築）						3,080,000	3,080,000
		発掘調査等			3,337,463	4,100,174	3,501,901	867,567	11,807,105
		保存整備検討委員会			716,700	1,155,330	690,590	81,910	2,644,530
		整備報告書						3,982,000	3,982,000
		事務費			386,797	402,496	414,109	187,023	1,390,425
		小　計			32,400,000	145,950,000	150,000,000	147,200,000	475,550,000
	市単独経費	保存整備検討委員会		472,080					472,080
		基本設計		6,318,000					6,318,000
		小　計		6,790,080					6,790,080
	計			6,790,080	32,400,000	145,950,000	150,000,000	147,200,000	482,340,080
財源内訳	国庫補助金				16,200,000	72,975,000	75,000,000	73,600,000	237,775,000
	道補助金				900,000	3,600,000	3,800,000	3,700,000	12,000,000
	地方債	合併特例債			15,300,000	69,300,000	71,200,000		155,800,000
		一般補助施設整備債						66,200,000	66,200,000
		行革債						3,700,000	3,700,000
	一般財源			6,790,080		75,000			6,865,080
	計			6,790,080	32,400,000	145,950,000	150,000,000	147,200,000	482,340,080

※令和２年度は決算見込額

第２節　整備構想

１．目的

南茅部縄文遺跡群は，以下の内容を整備目的とする。

○縄文時代から，高度な文化が栄えていたという歴史認識を共有するとともに，縄文文化を学ぶ機会を高めることにより，市民のアイデンティティの確立に努め，郷土を想う心を育むことをめざす。

○縄文時代から，広域の文化圏を形成し，当時から地域間の交流が盛んであったことを踏まえ，「北の縄文文化回廊づくり」と連携し，縄文文化交流をテーマとした地域間交流や異文化交流など，様々な交流活動の一層の推進を図る。

○縄文文化を通して地域の自然環境や一次産業に光を当て，遺跡や出土品を活かした魅力ある生涯学習の機会を創出し，広域的な縄文体験ルートの形成をめざすとともに，水産業や観光など，地域産業の振興に努める。

２．基本方針

南茅部縄文遺跡群の整備にあたっては，史跡大船遺跡と垣ノ島遺跡を二大拠点地区として捉え，それぞれの位置づけや機能を設定し，各遺跡の持つ特徴を活かした遺跡公園として整備し，連携を図るものとする。

垣ノ島遺跡の整備にあたっては，本遺跡を中核的な遺跡の役割を担う縄文文化交流・観光拠点と位置づけ整備を行う。

３．内容

（１）施設整備

垣ノ島遺跡は，知的好奇心を満足させる空間として，縄文文化交流センターと一体となった整備・活用を行い，また大船遺跡との連携を図る。

表　3-3　施設整備内容

項目	施設整備内容
機能	・重要遺物を公開・展示 ・大型観光の誘致，各種イベントの開催 ・調査・研究の充実（NPO との連携）
内容	・馬蹄形盛土，各時代の集落跡復元 ・縄文広場の整備（イベントに活用） ・大型駐車場，公園等の外構の整備
施設	縄文文化交流センター ・特別展示室（「中空土偶」等） ・常設展示室（縄文に関する展示・研究） ・多目的室（体験学習・レクチャー・視聴覚機能） ・ミュージアムショップ・カフェ ・事務室（NPO・ボランティア共有）

（２）ソフト事業

ア．縄文文化の学習

㈠）縄文体験講座の展開

縄文土器づくりやシカ角釣針づくりなど，様々な縄文体験講座を通じて，縄文時代の技術や精神性を伝えるとともに，地域の貴重な歴史的財産である縄文文化の学習と普及を図る。

㈡）市民参加の推進

縄文遺跡を活用した地域づくりにおいて，最も大切なことは，縄文文化を地域の財産として捉え，自らが，普及活動などの市民活動に積極的に参加しようとする意識と力を育むこと（キャパシティ・ビルディング）である。そのため，ボランティア組織の育成を行い，遺跡ガイドや普及活動において，多くの市民や児童・生徒が参加できる環境づくりを推進し，見学者に対するホスピタリティの充実を図る。

イ．縄文文化交流の推進

㈠）民間団体の交流促進

道内外においては，地元の縄文遺跡を守り，普及を図っている民間団体があり，縄文文化を活用した地域づくりの基礎となる活動を行っている。特に，南茅部地域の「北の縄文 CLUB」は，青森県の三内丸山応援隊など，北東北３県の民間団体と連携を深め，共通のイベント等を開催していることから，今後も，民間レベルの交流活動を一層促進させるとともに，地域に根ざした，縄文文化を促進させる。

㈡）北の縄文文化回廊づくりと連携

平成 15 年 9 月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて，この地域を「北の縄文文化回廊」として，内外に広くアピールしていくことが合意された。これは，縄文文化の価値を地域の財産として見直し，地域間交流や情報発信を行いながら魅力ある地域づくりを推進するとともに，世界遺産の登録も視野に入れたプログラムで，サミットに向けて北海道知事が南茅部縄文遺跡群を視察し，地元の関係者や民間団体と意見交換を行った。縄文遺跡群の活用にあたっては，こうした広域プロジェクトとの連携を図りながら，交流活動を一層推進する。

ウ．縄文文化体験ルートの形成

ヒスイ，アスファルトや，黒曜石など，縄文時代の人々が交易を行った道，いわゆる「縄文の道」を，現代の私たちが追体験するため，新たな縄文体験ルートを創出する。

また，地域資源の保全・改善に取り組むことにより，美しい景観づくり，活力ある地域づくりを図る「シーニック・バイウェイ」構想により，道路沿いに広がる自然，歴史，考古資料などの地域の資源を活用するとともに，自然に育まれた縄文文化をキーワードとして，地域の自然環境と食文化を連携させた個性豊かな地域づくりを推進する。また，これらの地域がネットワークを組むことによって，観光ルートとしての魅力を高める。

・亀田半島ルート：縄文から続縄文へ（函館空港遺跡群，戸井貝塚，恵山貝塚）
・噴火湾ルート：国史跡等の縄文遺跡群（南茅部縄文遺跡群，森町鷲ノ木遺跡，伊達市北黄金貝塚）
・津軽海峡ルート：渡島半島と北東北地域に拡がる円筒土器文化圏（特別史跡三内丸山遺跡）

（３）整備イメージ

〔垣ノ島遺跡〕

図　3－1　垣ノ島遺跡整備構想イメージ

第３節　基本計画

１．基本理念

（１）遺跡の概要

北海道の厳しい自然環境下にあって，比較的温暖な海洋性気候にある本市においては，食糧となる豊かな水産資源や交流の要となる地勢に恵まれ，はるか数千年前から縄文文化が栄えていた。この恵まれた自然環境は，水産業に代表される地域の第一次産業を支える資源として現代に引き継がれ，さらに，活発に行われた人的・物的交流は歴史とともに積み重ねられ，今日の経済基盤や未来の函館を形づくる源となっている。

海，山，川の諸要素が凝縮された南茅部地域に位置する史跡垣ノ島遺跡は，地理的環境や気候変動等の自然環境と，縄文人の生活との係わりを顕著に示す良好な遺跡である。また，主要遺構である盛り土遺構は，集落と複合した当時の精神性を示す大規模な土木構築物として，今日なお視覚的に明瞭に確認することができる希有な記念物である。

縄文時代を通じて自然環境の変化に順応し，一つの台地において各時期の集落の選地・変遷がわかる遺跡は他に類例を見ず，北日本を代表する集落遺跡である。

（２）前提条件

史跡垣ノ島遺跡の整備は，平成 18 年 3 月に策定された『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』で，中核的な遺跡の役割を担う縄文文化交流・観光の拠点と位置づけ，隣接する縄文文化交流センターと一体となった“縄文文化交流の拠点として新たな発見と知的好奇心を満足させる”ことを目指すと位置付けられており，史跡垣ノ島遺跡を地域の貴重な財産として適切に保存し，遺跡の持つ本質的価値を正しく伝え，未来へ継承するために保存整備を行うものである。

（３）基本理念

上記の遺跡の価値，前提条件を踏まえた，史跡垣ノ島遺跡および周辺整備の基本理念は，以下のとおりである。

■ 本質的価値を構成する遺構の確実な保存と価値の顕在化
～貴重な歴史的文化遺産を適切に保護するとともに，後世へ継承する～

■ 自然と共生しながら長期間にわたる定住を支えた環境の保全と再生
～景観との調和を図りながら，自然環境風土環境の保存と再生をめざす～

■ ひとづくり，まちづくり拠点の形成
～多様なひとびとの交流の場とまちづくりの中核となる拠点づくりをめざす～

図　3－2　史跡垣ノ島遺跡の基本理念

２．基本方針

史跡垣ノ島遺跡および周辺整備の基本理念の下，史跡垣ノ島遺跡の整備・活用に係る基本方針は，本質的価値の顕在化や市民遺産として地域に貢献できる保存整備を推進するものとして策定された。

○史跡の本質的価値を伝え継続的な保存と活用を図る

・史跡の本質的価値である遺構や遺物を後世に伝えるため，発掘調査等の成果を踏まえ，各地点の遺構保存状況に応じ，必要な厚さの覆土（保護層）等による確実な保存整備を行う。
・発掘調査等各種調査や研究の成果を整備に反映し，これらの情報発信を図る。
・史跡内に存在する膨大な情報は一過性の調査や整備に留まるものではなく，情報や技術，社会情勢の変化等に対応しながら将来にわたり継続的な調査・研究と可変性のある整備を行う。
・樹根の成長，倒木や斜面の崩落等により地形の改変や遺構に損傷を与えると判断される箇所については，必要に応じ適切な防止策を講じる。

○良好な周辺環境との調和を目指す

・永く後世に遺る景観があってこそ縄文文化が体現できることから，史跡を支える基盤として史跡周辺を取り巻く豊かな自然環境や地形等を保全するとともに，地域の基幹産業や現代生活との調和の両立を図る。
・縄文時代を想起できるよう，主要な視点場からの眺望の確保や植栽による周辺の人工構造物等の修景に努め，往時の景観の再生に努める。
・盛り土遺構をはじめ，竪穴建物跡の起伏など現況を活かした，遺構や地形の復元，表示等の整備を行うとともに，後世において改変されたと判断できる地形については，復元整備を行う。

○市民遺産として地域に根づいた史跡を目指す

・市民，特に地域住民が，整備や管理，活用に積極的に参画し，市民遺産としてアイデンティティや郷土愛を育むことができる整備を行う。
・地域の歴史と文化，自然を体感できる拠点として，縄文文化交流センターを中心に地域の文化財資源と一体となる活用に向けたソフト，ハード両面の整備を図る。
・縄文文化を通じてスコーレ・ツーリズム（学び観光）や，地域振興・交流人口の拡大に繋がるまちづくりの拠点として魅力ある整備を行う。

○ネットワークの構築と地域のシンボル的な空間創出を目指す

・周辺に数多く存在する文化財や観光資源，交通拠点等とのアクセスや情報共有等の情報ネットワークを整備する。
・イベント，ワークショップ，歴史体験講座等の開催を通じ，交流の輪を広げ，人的ネットワークを構築する。
・函館市を代表する文化拠点，観光拠点と位置付け，また新たな地域づくり（産業振興，観光振興等）に連動する地域のシンボル的な空間となるよう整備する。

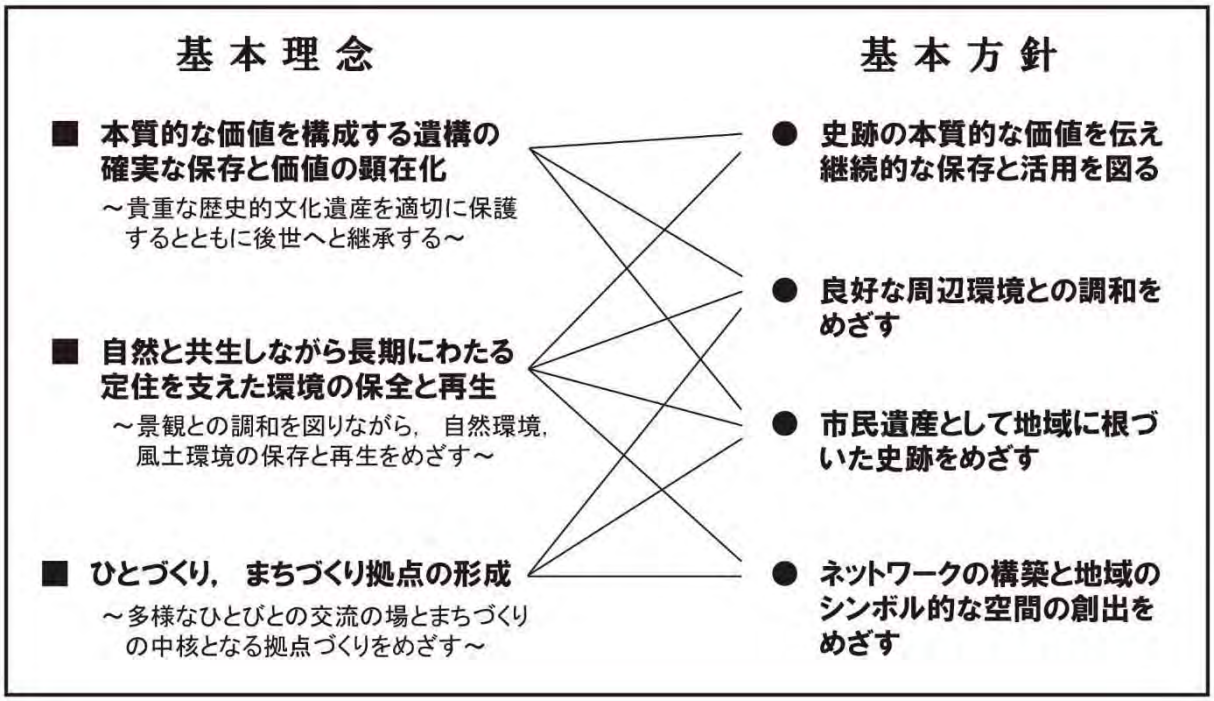

図　3－3　基本理念と基本方針の相関関係

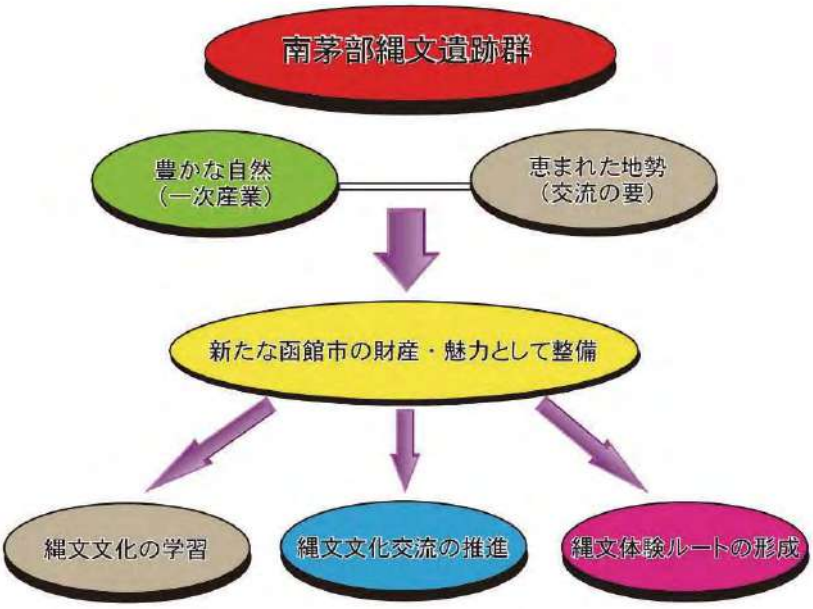

図　3－4　縄文ネットワークイメージ図

３．内容

計画予定地における事業内容は，以下のとおりである。

表 3-4 整備概要

名称		整備概要
遺構整備	盛り土遺構	・昭和４年の火山灰を除去するなどして旧地形を復元し，保護層を設けたうえで全体に野芝を植栽 ・解説板を設置
	竪穴建物群	・後世の地形改変はみられず十分な保護層が確保されているため，現況地形に野芝を植栽 ・園路および解説板を設置
公開・活用施設	入口ゲート	・史跡見学者の入口として，縄文文化交流センター駐車場からアクセスするゲート空間を整備 ・見学者への情報提供用掲示板および人数計測カウンターを設置
	展望デッキ	・史跡全体が眺望できるとともに団体見学者の滞留空間にもなる展望デッキを整備
	エントランス広場	・主要遺構や体験広場などに接続する見学動線の結節点に，史跡への理解や興味を深めるための情報提供を行う空間を整備
	芝生広場	・各種イベント開催など史跡の利活用が可能な空間として，体験広場と連続した芝生広場を整備 ・芝生広場の隣接箇所に自然観察や収穫体験を想定し，周囲に縄文時代に利用された草本類を植栽した空間を整備
	体験広場	・ものづくりや発掘調査などを体験できる空間として，土器焼きおよび発掘体験施設を整備 ・体験学習を行う施設として，雨天時も使用可能な屋根付き体験施設を整備
	園路	・入口ゲート，展望デッキ，エントランス広場，体験広場，多目的スペース，竪穴建物群，盛り土遺構を繋ぐ園路を整備（バリアフリー対応）
案内・解説施設	総合案内板， 案内標識	・全体の施設配置や遺跡の概要を示す総合案内板をエントランス広場および多目的スペースに設置 ・施設位置を示す案内標識を見学者動線の分岐点となる園路上に設置
	立体模型， 標柱	・遺跡全体の地形を示す立体模型および史跡名等を明記した標柱(石製)をエントランス広場に設置
	解説板， 記名サイン等	・遺跡の内容を示す解説板を展望デッキおよび遺構整備の各所に設置 ・遺跡名を明記したサインを入口となる縄文文化交流センター側および多目的スペース側に設置
管理・便益施設	多目的スペース	・高齢者･障がい者用，緊急時および維持管理用に利用可能なスペースを確保（一般車両は既存の縄文文化交流センター駐車場を利用）
	トイレ・管理棟	・トイレ，休憩室，事務室，倉庫機能を有するとともに，史跡に関する情報提供を行う管理棟(木造平屋建)を多目的スペース内に設置
	ベンチ	・見学者の利便性を考慮し，展望デッキ，エントランス広場に設置
	柵	・転落防止柵を入口部から展望デッキにかけて設置。 ・ロープ柵を竪穴建物群より川側に設置 ・チェーン柵を多目的スペースおよび管理用道路の隣地との境界に設置
植栽等	植栽・保全	・良好な景観形成および周辺環境との調和を図る遮蔽･修景のための中低木植栽 ・降雨などによる表土の流出を防ぎ地表面の安定化を図るための張芝 ・クリやクルミなど縄文時代に存在した樹木のうち，景観上また生育状況が良好なものを保全

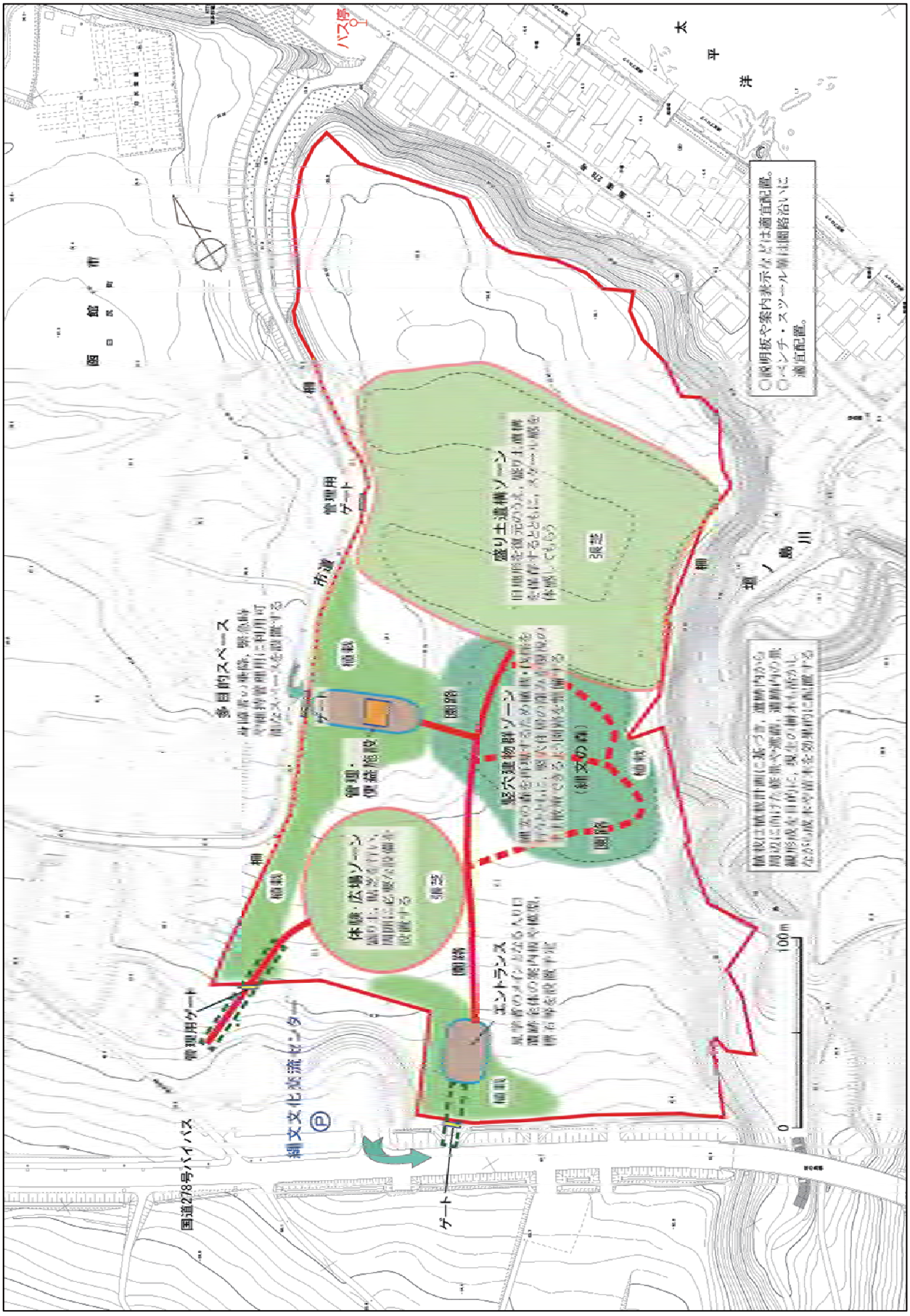

図　3-5　整備全体計画平面図

図　３−６　史跡垣ノ島遺跡整備イメージ

第４節　基本設計

１．準備工

（１）伐採工

伐採工における対象地区毎の整備内容は以下のとおりである。

表 3-5 伐採工の整備内容

対象地区	整備内容
盛り土遺構部分	・既存の切り株の地際から 10cm 以上の部分を切り取り除去する。また，草本は下刈する。
竪穴建物群	・既存の立木は全て，地際から 10cm で伐採する。ただし，オニグルミとクリは残す。また，草本は下刈する。
緑化地区	・基本計画で検討された「導入候補樹種」以外の立木は，地際から 10cm で伐採する。また，草本は下刈する。
管理・便益地区	・既存の立木はほとんど無いが，ある場合は緑化地区と同様の整備を実施する。大径木等は部分的に残す。
体験イベント地区	
エントランス地区	

（２）敷地造成工

敷地造成工における対象地区の整備内容は以下のとおりである。

表 3-6 敷地造成工の整備内容

対象地区	整備内容
点在して集積されている火山灰等	・敷地内に点在する火山灰等を集積した痕跡を除去し，周辺地形と馴染ませるラウンディングを行う。
盛り土遺構部分	・遺構施設の整備内容に準ずる。
竪穴建物群	・遺構施設の整備内容に準ずる。
緑化地区	・敷地造成は行わない。
管理・便益地区	・整地を行う。
体験イベント地区	・体験広場の盛土造成を行う。盛土材には除去した火山灰等の発生材を流用する。
エントランス地区	・国道と敷地の高低差を解消するスロープ等のアプローチの盛土造成と，エントランス広場の盛土造成を行う。盛土材には除去した火山灰等の発生材を流用する。

２．遺構施設

（１）全般

大規模な盛り土遺構，竪穴建物跡の窪みなど，現状で視覚的に捉えられる遺構を対象とし，当面はそれらの遺構の保存を大前提とし，その中で史跡を公開する環境を整えることを第一義とした整備を実施する。

盛り土遺構，竪穴建物群，遺跡の保存・活用（スペース）には，本工事で遺構面の上部に保護層を確保または整備する。保護層は旧地表面から 15cm 以上を火山灰等の堆積物または客土で被覆したものとする。

（２）盛り土遺構

現況地形から後世の撹乱土と昭和 4 年降下の駒ケ岳起源軽石層（Ko-a 火山灰）を除去し，縄文時代中期から後期の時代の地形「旧地表面」を復元する。

近年の土地利用で削平された部分は盛土して復元するとともに，盛り土遺構の遺構面および復元面，旧地表面の上部は，厚さ 15cm 以上の客土による保護層で被覆し，その表面は張芝して洗堀等による保護層の流出を防ぐ。

盛り土遺構の外周および中央凹部も同様に厚さ 15cm 以上の客土による保護層で被覆し，その表面は張芝とする。

（３）竪穴建物群

主に縄文時代中期の竪穴建物跡が堆積物である程度埋まった状態を再現する。そのため，昭和 4 年降下火山灰以外の現状堆積物は除去せず，保護層の厚さが薄い部分は客土で被覆して 15cm 以上の保護層を確保する。

竪穴建物群の表面仕上は張芝して洗堀等による保護層流出を防ぐ。

３．案内・解説施設

案内・解説施設の設計は，周辺地域から敷地への誘導案内と，敷地内の誘導案内，および遺跡や遺物等の解説を対象とする。

案内・解説施設の整備方法は以下のとおりである。

表 3-7 案内解説板の整備内容

対象	整備内容
標石	・ゲート空間に垣ノ島遺跡の名称と，史跡をイメージできるモチーフを表示する。
	・遺構や遺物の出土箇所には標石でそれらの名称表示を行う。
総合案内板	・計画地全体の施設配置や遺跡の内容を示す総合案内板をゲート空間とエントランス広場に設置する。
解説板	・盛り土遺構については，規模や独特の構造等を示す説明板を設置する。
	・竪穴建物群については，長期にわたる拠点集落の根拠となる各期の竪穴建物跡を示す説明板を設置する。
	・上記の遺跡や遺構の解説に加え，計画地内に生息する動植物など自然環境を解説する説明板を設置する。
	・近年利用者が増加傾向にあり，また情報の更新が容易な IT 技術の導入など，多様なニーズに対応できるよう，より高精度かつ多様なガイダンス手法も検討する。
	・地層の断面解説は見学用のトレンチを整備する。
掲示板	・実施中の体験活動やイベント告知等を提出する。
車両系道標	・高齢者・障がい者等やバス等が利用できる駐車場が整備されている多目的スペースへの経路を案内する。
歩行者系道標	・園路の分岐点に施設の方向表示を行う道標を設置する。敷地内だけでなく，縄文文化交流センターや路線バスの停留所等から史跡に誘導する道標も整備する。
注意板	・見学者の進入を禁止する箇所や注意喚起を行う箇所に注意板を設置する。

４．管理・便益施設

（１）多目的スペース

近年の土地利用で造成された場所を活用して，管理・便益地区に，高齢者・障がい者やバスの駐車場，トイレ・管理棟，伐採木の集積場，倉庫，資材ヤード等を配置する平坦なスペースを整備する。

表 3-8 多目的スペースの整備内容

対象	整備内容
多目的スペース	700 ㎡前後を整地し，駐車場や建築物を配置する平坦な敷地を整備する。

（２）トイレ・管理棟

ア．施設目的

当面の施設として，利便性や景観等に配慮して多目的スペース内に，管理・便益施設を設けるものとする。本施設は，管理棟を兼ねるものとする。

イ．建築概要

構　　造　：　木造（在来工法）
規　　模　：　平屋建　99.37 ㎡（30.00 坪）
基　　礎　：　布基礎　（凍結深度 60cm）
用　　途　：　トイレ（来訪者・職員兼用），事務室，休憩室，給湯室，倉庫
耐用年数　：　20 年程度

ウ．配置計画

・ゲート側には，高齢者・障がい者等の乗降，緊急時や維持管理用に利用可能なスペースを設置する。
・管理・便益施設には，来訪者用トイレを設けることから，利便性に配慮し，園路に近い位置に配置するものとする。
・体験広場との連携が感じられるものとする。

エ．平面計画

・トイレは通年使用，事務室は，期間使用が想定されるため，共通のエントランスを設け，管理区分を分割できる配置とする。
・エントランス前は，雨天時等のアクセス性を考慮し，下屋を持つ，テラスを設ける。
・事務室は，ゲートの見通しが効く位置とする。
・休憩室は，来訪者の休憩を目的としており，職員との情報交換が容易にできるよう事務室と一体的な空間とする。また，休憩室には，園内の情報が得られるインフォメーションコーナーを設ける。
・倉庫は，園内の維持管理のための刈払い機等の機器が収納できるものとする。入口は，来訪者動線と交錯しない建物裏側とする。

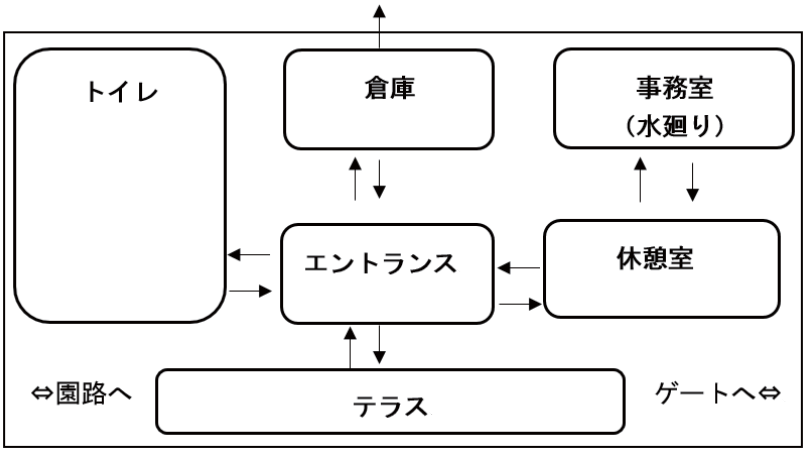

図　3－7　平面計画図

オ．立面計画

・周囲の景観に配慮し，建物高さを極力，抑えたものとする。
・屋根形状は，周囲に馴染み易いよう，勾配を抑えた切り妻形式とする。
・使用材料は，極力，自然になじむ素材，色とする。支障の無い限り，木質材料を選定する。

カ．断面計画

・施設接地予定地は，現時点で遺構面上に約 1.5m厚さの盛土で造成されている。遺構面では，現況地盤面－1.5m深さのレベルを確実に保全できる整備が必要となる。本施設整備で最深となる部分は，トイレの便槽であり，検討の結果，ＧＬ-1.2mを下限として設置する。
・建物の高さを決定する上で，下屋の高さをコントロールポイントとして，設定する。
・屋根は木質系材料でも支障ない３寸勾配とする。
・事務室，トイレ等の諸室は，一般的な事務系であるため，2.4mを確保する。
・休憩室は，唯一，来訪者の利用があることから，開放的な空間となるよう勾配天井にて天井高さを確保する。
・床高さは，木造として支障無く，床下換気ができる高さ 0.5mを確保する。
・建物内へは，車いす使用者でもアクセスできるよう段差解消に努める。

（３）四阿，ベンチ・スツール

ア．四阿

竪穴建物風など縄文の風景を想起させる仕様とし，見学者が休憩に利用できる場として動線の結節点となる場所に整備する。

イ．ベンチ・スツール

見学者の利便性や安全性，地下遺構への影響や景観を考慮し，園路沿いや広場周辺を主に将来的な調査や整備等に支障の無い適所に設置する。

使用する資材には伐採木の利用も検討する。

（４）照明灯

エントランス広場には，補助的な光源として，ソーラーパネル形式のフットライトを整備する。

（５）柵・ゲート，車止め

ゲートは，ゲート空間，縄文文化交流センター脇の管理用園路入口と，市道に接した多目的スペース入口，盛り土遺構の開口部の見学者入口の計４箇所に設置する。それぞれ安全や外観に配慮したものとする。

市道側には車両等の進入を防止する植栽を検討する，また，敷地内からの転落防止のために，垣ノ島川に面した崖沿いには，進入防止用の低木植栽を行う。

５．公開・活用施設

（１）エントランス

エントランス地区に，縄文文化交流センターから国道 278 号バイパスを経て場内に至るゲート空間，アプローチ，エントランス広場を整備する。

表 ３−９ エントランスの整備内容

対象	整備内容
ゲート空間	・国道の歩道に接してデッキを整備し，施設名の表示や旬の情報発信を行う空間を整備する。
アプローチ	・盛土造成し，移動円滑化動線の基準に準じて勾配 8%以下で 1.8%の幅員の手摺付きスロープと，幅員 2.0m 以上の階段を整備する。
エントランス広場	・盛土造成し，垣ノ島遺跡に関する展示施設を整備するとともに，団体等のレクチャースペースを確保する。

（２）体験・広場

体験・イベント地区に，各種イベントや土器焼き体験，発掘体験などの体験コーナーを周囲に配した直径 30m 程度の広がりのある平坦な広場を盛土造成で整備する。また，雨の日等でも体験プログラムを実施できる屋根付きの体験スペースを設ける。

表 ３−１０ 体験・広場の整備内容

対象	整備内容
土器焼きコーナー	・縄文時代と同じように野焼きにより土器焼きが体験できる場を整備する。
発掘体験コーナー	・子どもから大人まで気楽に模擬的な発掘体験をできる場を整備する。
「縄文の畑」コーナー	・有用草本を植栽して「見本園」とする。
屋根付き体験スペース	・80〜100 名程度の見学者が雨の日にもレクチャーを受けたり，簡単な工作等の体験を行うことができる屋根付き空間を整備する。床は土間敷とし，壁の無いオープンな空間とする。

（３）園路

園路の整備内容は以下のとおりとする。

表 3-１１ 園路の整備内容

対象	整備内容
見学者動線	・利便性および一体となった利活用を促進するために，隣接する縄文文化交流センター（道の駅）の近くにエントランスを設ける。一方で，唯一の公共交通機関である路線バスの利用者を考慮し，市道側からもアクセスできる出入り口スペースを確保する。 ・史跡内の園路は，歩行者の通行に支障のない幅員と地下遺構等に影響を与えないことを基本とする。また，敷地内の回遊性を高める補助的な園路を整備する。 ・高齢者・障がい者等の見学を考慮し，エントランスから盛り土遺構まではバリアフリー対応として「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」【改訂版】に基づき園路を設置する。
管理動線	・日常の維持管理やイベント時等の機材搬出入路として，バイパスや市道側からアクセスする，車両の運行が可能な各ゾーンへ繋がる管理用ゲートを設置する。 ・事故等の緊急時を想定し，小型車両が通行可能な幅員・強度を確保するため舗装道路とする。また，強度を保ちつつも，素材，色調といった仕様は景観に十分配慮したものとする。

（４）インフラ設備

ア．通信設備

管理棟で使用する通信設備のための系統を整備する。多目的スペースのゲート付近で分岐し，地中埋設による通信系統を整備する。

イ．水道設備

管理棟で使用する水道設備を整備する。多目的スペースのゲート付近で既存系統に接続し，メーターを設置して給水系統を整備する。

また，体験広場付近に手洗いや土器焼き体験の消火等に利用できる水場を設ける。

ウ．雨水排水設備

周辺の雨水を集水し，既存の雨水排水系統に接続する。

地表面や地形の変更等の敷地内の降雨の流出を変更するような造成は小規模であるため，調整池等の整備は行わない。

エ．汚水排水設備

管理棟および体験広場の水場で発生する雑排水の処理系統を整備する。

トイレの汚水は汲み取り処理とする。

オ．消防設備等

消防設備等を多目的スペースに設置する。

６．植栽工

（１）伐採

準備工のとおりとする。

（２）植栽

敷地内の植栽は，南茅部縄文遺跡群における植物遺体の調査結果や史跡大船遺跡での整備およびその後の生育状況等を参考に，往時の植生にみられるものとして設定した「導入候補樹種（案）」の採用を基本とする。

また，周辺への眺望や周辺からの眺望を植栽でコントロールすることで，敷地内での景観的な体験をより良好なものとできるよう配慮する。

表 ３−１２ 導入候補樹種

区分	樹種
落葉高木	イタヤカエデ，オオモミジ，オオヤマザクラ，オニグルミ，カシワ，クリコブシ，サワシバ，シナノキ，トチノキ，ナナカマド，ブナ，ミズナラ，ヤチダモ，ヤマグワ
落葉低木	エゾウコギ，エゾニワトコ，ガマズミ，サンショウ，ノリウツギ，ハウチワカエデ，マユミ，ヤマウルシ
落葉籐本	サルナシ，ツルウメモドキ，マタタビ，ヤマブドウ
草本	エゾイラクサ，オオウバユリ，ギョウジャニンニク，クサソテツ，ヒエ

第５節　実施設計

１．遺構施設

（１）盛り土遺構

ア．盛り土遺構の保存における基本的な考え方

- 盛り土遺構上面の保護層は，表面植栽による影響を考慮し，自然堆積層を含め最低 30cm を目安とした。保護層の厚さが 30cm に達しない部分については盛土（客土）する。なお，十分な層厚が確保されている部分は現状維持とする。
- 盛り土遺構整備面と外側周辺は，自然なすりつけとする。また，史跡地に隣接する土地への影響がおよばないよう十分に配慮する。
- 崖地周辺において，崩落や流水等の影響および来訪者の安全面が懸念される場合には，現状維持もしくは勾配を緩やかにする。
- 市道周辺部においては，現道とのすりつけを考慮し，現状維持もしくは勾配を緩やかにする。
- 盛り土遺構を造成する範囲は全面，芝生（野芝）を植栽することとし，芝生活着のため現状表土の 5cm のすき取りを行う。但し，現状の遺構で保護層が 30cm 満たない箇所は，すき取り不可範囲とする。また 5cm すき取りを行った範囲は，5cm の盛土（客土）を行う。

イ．各現状土層の造成整備の扱い

表 ３−１３　各現状土層の造成整備の扱い

	除去する層	保護層	確実に保存する層
該当する土層	ko-a 火山灰層 ko-a 火山灰層上面のⅠ層 （表土，耕作土）	ko-a 火山灰層が堆積していない地点のⅠ層 （表土，耕作土） Ⅱ層，Ⅲ層	盛り土層および 主に中央凹部における整地層
造成整備の扱い	除去	保護層として存置して活用	確実に保存

（２）竪穴建物群

竪穴建物群は，竪穴の窪みの現況地形のまま見せる。

※これまでの発掘調査から，遺構面は露出しておらず十分な保護層が確保されていることから，新たな保護層は入れず現状のままとし，芝生（野芝）による表面保護を行う。

２．案内・解説施設

（１）整備方針

ア．目的地までの案内の連続性と一貫性を確保する

案内する目的地を整理した上で，そこに至る経路案内を確実に行うための配置計画を行う。また，目的地を整理する際には，一つの施設に対して異なる名称の表示が無いようにするために，名称の統一も併せて行い，一貫性を確保する。

イ．誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインの手法を導入する

幅広い年代や世界各国からの利用者を迎え入れていくためには，誰にでもわかりやすいサインであることが必要である。ユニバーサルデザインの考え方や手法を取り入れ，コントラストや文字の大きさなど，発信されている情報が判読しやすいものであることに加え，ピクトグラムと英語表記も採用した計画とする。

ウ．史跡景観の質の向上を図る

史跡景観を構成する要素のひとつとして案内・解説施設の施設景観を計画し，適切な配置やデザインのコントロールにより良好な史跡景観を形成する。一貫性のあるデザインによって史跡空間全体の統一性や領域性を高める。

（２）設計対象

設計の対象とする案内施設と解説施設は以下のとおりである。

表　３−１４　案内・解説施設の概要

施設分類	施設名	表示内容
案内施設	総合案内板	・史跡全体図，現在地，施設名（日本語・英語） ・施設機能を示すピクトグラム，施設の位置，経路
	案内標識	・施設名（日本語・英語），施設機能を示すピクトグラム ・施設の方向，施設までの距離，現在地
	アクセシブルサイン	・移動施設機能を示すピクトグラム，移動施設の方向
	記名サイン	・施設名（日本語・英語）
	標柱	・史跡名，指定年月日，指定内容
	掲示板	・ポスター等
解説施設	総合案内板	・史跡に関する解説（文・図表） ・遺構・遺物に関する解説（文・図表）
	解説板	・遺構に関する解説（文・図表），景観に関する解説（文・図表）
	立体模型	・史跡および周辺の地形 ・施設の位置，経路

（３）デザイン

史跡内では基礎設置のための現地盤の掘削が原則不可であるため，設置可能な構造形式をまず選定し，その構造形式を踏まえたデザインコードをそれぞれの施設設計に展開することとした。

具体的には，設計上の制約を最も受けることになる，盛り土遺構の直上に設置される解説板の設計検討を先行し，そこで決めたデザインを他の案内・解説施設に展開した。

解説板の設計検討では，重力式の構造形式を前提とし，本体自体が自重で安定する構造と，本体はフレーム構造としてカウンターウェイトで固定する方法について比較検討した結果，フレーム構造プラスカウンターウェイト形式を採用した。その結果を踏まえ，解説板に使用するフレーム構造とパネル構造を他の案内・解説施設でも採用することとした。

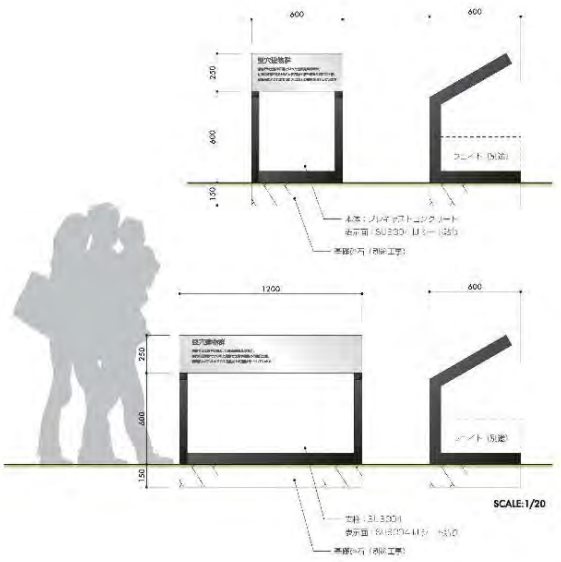

図　3-8　フレーム構造プラスカウンターウェイト形式の概要

（４）表記基準

本史跡に適用するサインの整備基準として以下を設定した。

表　3-１５　サインの整備基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>整備基準</th></tr>
<tr><td>設置位置</td><td>・主要な出入口や利用者が集まる場所等に，通行の支障とならないよう，高齢者，障がい者等の利用に配慮して設置する。
・設置場所や表記の向きは，観光客の動線を考慮した上で，サインの存在が一見してわかること，通行の支障にならないこと，および誤解されにくいこと等に留意する。
・移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。
・サイン周辺の床面は，平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。
・車いす使用者が容易に接近できるよう，表記面の方向に 150cm×150cm 以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。</td></tr>
<tr><td>表記面の高さ</td><td>・車いす使用者が近づきやすい位置，車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする。
・表記面が園路上に突き出す場合は，視覚障がい者等の通行の支障とならないよう，下端が地上 200 ㎝以上の高さに設置する。
【近づいて見るサイン】
<table>
<tr><td>表記面中心高</td><td>135cm
情報量が多く車いす利用者に判読が困難な場合 125cm</td></tr>
<tr><td>表記面上端</td><td>視点から仰角 30°</td></tr>
<tr><td>表記面下端</td><td>視点から俯角 40°</td></tr>
</table>
【離れて見るサイン】
<table>
<tr><td>表記面上端</td><td>視点から仰角 10°</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>整備基準</th></tr>
<tr><td>表記面の幅</td><td>・日本語，英語およびピクトグラムの3種類による表記を基本とする。
・必要に応じて点字表示，触知図，音声案内装置等を設ける。
・移動等円滑化園路の始点，終点，主要な分岐点に設ける標識には，特定公園施設および主要な公園施設等への方向や距離・所要時間等を表示する。</td></tr>
<tr><td>日本語表記</td><td>・原則として国文法，現代かなづかいによる表記を行う。ただし固有名詞においてはこの限りではない。
・正式名称の他に通称がある施設名は統一した名称を使用する。
・表示面の繁雑化を防ぐため，明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。
・アルファベットによる名称が慣用化されている場合は，それを用いる。数字の表記は，原則として算用数字を用いる。ただし，固有名詞として用いる場合はこの限りではない。
・地名など読みにくい漢字にはふりがなを付記する。</td></tr>
<tr><td>英語表記</td><td>・固有名詞はローマ字で，普通名詞部分は英語に直して表記する。
・日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。
・固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に～River，Lake～などの意味が伝わる英語を補足する。
・略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。
・施設名は統一した英語表記を使用する。</td></tr>
<tr><td>ピクトグラムの表記方法</td><td>・国際シンボルマークや JIS Z 8210 に示された図記号等を基本とする。
・独自にデザインする場合は，高齢者，障がい者等に認識してもらえるよう，分かりやすいデザインについて意見を聴取するなどにより検討する。
・車いす使用者が利用可能な施設には，必要に応じて国際シンボルマークにより，その旨を表示する。</td></tr>
<tr><td>図解標識の表記方法</td><td>・表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ，明度，色相または彩度とする。英語は日本語の 3/4 程度，ピクトグラムは英語の 3 倍以上の大きさを標準とする。
【案内標識の標準的な文字のスケール】
<table>
<tr><th>視距離</th><th>和文文字高</th><th>英文文字高</th></tr>
<tr><td>30m の場合</td><td>120mm 以上</td><td>90mm 以上</td></tr>
<tr><td>20m の場合</td><td>80mm 以上</td><td>60mm 以上</td></tr>
<tr><td>10m の場合</td><td>40mm 以上</td><td>30mm 以上</td></tr>
<tr><td>4～5m の場合</td><td>20mm 以上</td><td>15mm 以上</td></tr>
<tr><td>1～2m の場合</td><td>9mm 以上</td><td>7mm 以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>色彩</td><td>・表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ，明度，色相または彩度とする。
・図と地のコントラストを強くするなど視認性を高めるとともに，高齢者や弱視者，色覚障がい者に配慮して，「青と黒」，「黄と白」および「赤と緑」等の見づらい色の組み合わせは用いない。
・また，現在地表示は最も重要度が高いため，赤で表示することを原則とする。
・なお，水面は青系にするなど，地勢や土地利用状況等にふさわしい違和感の無い色彩とする。</td></tr>
<tr><td>積雪等への配慮</td><td>・積雪等に配慮し，表示面の下端は地上から 1m 以上の高さとする。</td></tr>
</table>

３．管理・便益施設

（１）多目的スペース

史跡利用者の駐車場利用は，入口を整備し，利用者動線の起点となる道の駅駐車場を想定するが，入口から盛り土遺構までは高低差で約 19m，距離にして 500m 以上あることから，移動困難者等の利用を考慮し，多目的スペースは，盛り土遺構近傍にバス等の乗降可能なスペースとして整備する。

（２）トイレ・管理棟

トイレ・管理棟の整備内容は以下のとおりとする。

表 ３-１６ トイレ・管理棟の整備内容

区分	内容
配置計画	・当面施設は，遺跡全体の縄文景観に配慮した施設配置とするため，展望デッキからは，まとまりの感じられる配置とする。 ・屋根付き体験施設との連携が求められ，相互の行き来に支障がないものとする。 ・バスおよびバリアフリー対応としての車両を受け入れるため，北側道路からのアクセス，駐車に配慮した配置とする。
平面計画	・屋根付き体験施設と共通のエントランスを設け，管理区分を分割できる配置とする。 ・休憩室は，来訪者の休憩を目的としており，職員との情報交換が容易にできるよう事務室と一体的な空間とする。また，休憩室には，園内の情報が得られるインフォメーションコーナーを設ける。 ・倉庫は，園内の維持管理のための刈払い機等の機器が収納できるものとする。入口は，来訪者動線と交錯しない建物裏側とする。
立面計画	・周囲の景観に配慮し，建物高さを極力，抑えたものとする。 ・屋根形状は，周囲に馴染み易いよう，勾配を抑えた切り妻形式とする。 ・使用材料は，極力，自然になじむ素材，色とする。
断面計画	・施設設置予定地は，実施設計段階で遺構面上に約 1.5m 厚さの盛土で造成されている。遺構面では，現況 GL－1.5m 深さのレベルを確実に保全できる整備が必要となる。本施設整備で最深となる部分は，トイレの便槽であり，検討の結果，現況 GL－1.26m を下限として設置する。 ・建物の高さを決定する上で，下屋の高さをコントロールポイントとして，設定する。 ・屋根は木質系材料でも支障ない 3.5 寸勾配とする。 ・事務室，トイレ等の諸室は，一般的な事務系であるため，2.4m を確保する。 ・休憩室は，唯一，来訪者の利用があることから，開放的な空間となるよう勾配天井にて天井高さを確保する。 ・床高さは，建物内への車いす利用者のアクセスに配慮し，段差解消に努める。
各室計画	・基本設計のとおりである
仕上げ計画	・使用材料は，極力，自然になじむ素材とし，史跡の景観に配慮した外観とする。 ・屋根材は，保守のいらない材質が LCC からも有利であることから，フッ素ガルバリウム鋼板を採用 ・外壁材は，耐候性，耐久性，可とう性，低汚染，不燃性に優れるアクリル樹脂系装飾仕上塗材（ジョリパット）を採用
電気設備計画	・基本設計のとおりである。
機械設備計画	・基本設計のとおりである。
汚水・雑排水処理	・コンクリートピット便槽を採用。

（３）四阿，ベンチ・スツール

ア．四阿

基本設計で計画した四阿については，保存整備検討委員会等での協議を経て設置しないこととした。

イ．ベンチ・スツール

ベンチは，高齢者などの移動を考慮して移動距離 100m～200m 程度に１ヶ所は設けることとする。１ヶ所あたりの設置数は，団体利用者 80 人の 15%程度である 12 人分のベンチを確保する。

ベンチの仕様については，施設全体の色や材質，形状との統一性に配慮する。ベンチの座面は耐久性の高い合成木材を基本とするが，木材を用いる場合は耐久性が高いイペ，擬木，スギ・ヒノキ（保存処理材）を使用する。

構造・形式としては史跡内にベンチを配置する際，基礎となるコンクリート部分を掘削して埋めることが困難であるため，本設計では基礎部が地上に露出するタイプの構造を採用する。

なお，基本設計で計画したスツールについては，保存整備検討委員会等での協議を経て設置しないこととした。

（４）照明灯

入口ゲートからエントランス広場を対象に照明設備を整備することとする。照明整備は，日没後に退出することになった見学者の移動を補助することが目的であり，必要となる期間は年間を通して１ヶ月前後，点灯が必要な時間は１時間以内になると想定されることから，必要最小限の整備とする。

照明設備は，縄文時代の史跡という時代背景に配慮した景観を形成するために，高さがあるポールライトは設置せず，地面に近いフットライトによる整備とする。また，路面の照度を確保するよりも，点光源で園路の線形を表示するインジケーターとしての役割に重点を置いた照明計画とする。

（５）柵・ゲート・車止め

ア．入口ゲート

入口ゲートは，縄文文化交流センター等，周辺景観との調和に配慮すると共に，入口としての視認性を高めるために構造物の圧迫感の低減，テーマカラーやアクセントカラーの設定と反映，色や質感を活用した誘目性の向上を図る整備方針を設定した。

イ．チェーン柵

史跡管理者および施設管理者に入退が許可された利用者や業者等の入退を管理するためのチェーン柵を多目的スペースと市道境界部に整備する。接道間口の幅は既往の幅を確保し，チェーンを設置する支柱は着脱によって全開時には現況の幅を確保できるものとする。

ウ．転落防止柵

入口部はゲートと史跡現況地盤との高低差が 4m 程度になるため，歩行者等の転落防止柵を設置する。規格は防護柵の設置基準・同解説（Ｐ種）に準拠したもので，縄文時代の景観に配慮すると共に耐久性も考慮した擬木柵とする。

エ．ロープ柵

竪穴建物群の谷側地形は崖になっているため，崖方面への侵入を防止するためのロープ柵を設ける。支柱は縄文時代の景観に配慮すると共に耐久性も考慮した擬木製とするが，基礎設置のために地盤を掘削することができない場所であるため，土手状の盛土を造成して設置する。

４．公開・活用施設

（１）エントランス

ア．展望デッキ

垣ノ島遺跡は史跡地を高い所から一望できる点が特徴で，展望デッキはその景観を一望できる空間として整備する。史跡見学のスタート地点となるため，史跡全体の概要を俯瞰的に眺望して把握できることや，史跡の詳細を解説する空間として整備するエントランス広場へと，見学者を誘導する空間を形成する。このための設計内容については以下のとおりである。

- 眺望景観に対して遺跡の場所がわかる展望図を設置
- 展望デッキ西側に位置するクリの巨木をはじめ既存の高木を保全すると共に，新たに高木植栽を追加し，将来的には西側に視線が抜けるのを防ぐようにする。

滞留空間は展望デッキの奥側に設定し，休憩用のベンチを設置することで滞留する利用者を誘導する。展望デッキからエントランス広場に向かって階段を降りる動線や園路を降りる動線は，デッキの東側に集約する。

図　3-9　展望デッキイメージ

イ．エントランス広場

エントランス広場は，見学者が史跡に対する理解や関心を深めるために必要な情報を提供する空間や，史跡を見学した人が退出前に休憩する場所を形成する。このための設計内容は以下のとおりである。

- 案内・解説施設は遺跡が背になるように配置し，施設の間から遺跡方面の広がりある風景を望めるようにする。
- 案内・解説施設を見た見学者が広場を通りぬけて遺跡に向かう際，迂回感を与えないように動線を整備する。

また，団体がレクチャー時に利用する空間については，広場の中央に設定し，休憩空間は広場の南側に配置することで，見学動線の支障とならず，史跡から退出しようとする見学者が通行しやすいようにする。

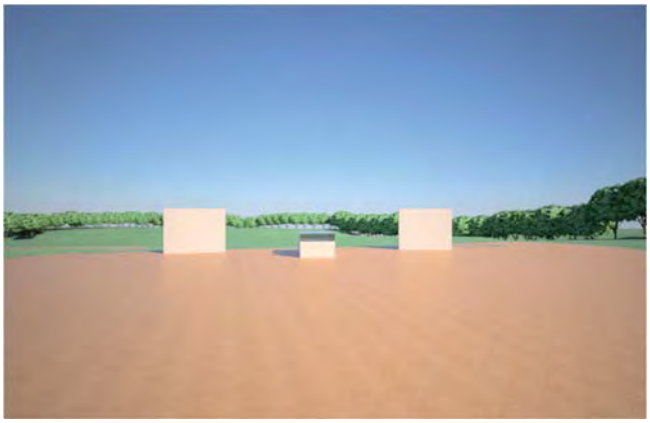

図　3-１０　エントランス広場イメージ

（２）体験広場

ア．屋根付き体験施設

屋根付き体験施設は，団体等へのレクチャーが行える施設として整備する。雨の日でも利用できるよう屋根付きとするほか，夕暮れ時でも利用できるよう，照明付きの施設とする。

また，屋外作業用資材，機器，道具類の保管庫としての機能も整備する。

イ．土器焼き体験施設

土器焼き体験施設は，地面に溝（レーン）を掘り，そこで火を焚いて，野焼きを行うなど，縄文時代当時と同様の製法を体験できる施設として整備する。

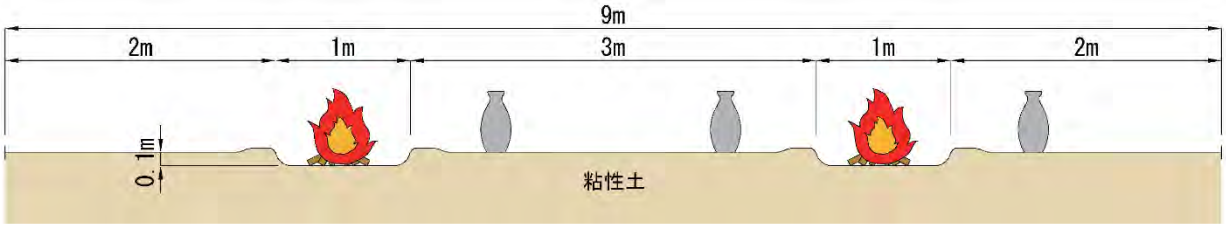

図　３−１１　土器焼き体験施設断面イメージ

ウ．発掘体験施設

発掘体験施設は，遺跡の発掘調査の様子を知るきっかけづくりになる模擬的体験プログラムを実施できる施設として「遺構発掘体験」，「遺物発掘体験」の２つの機能を整備する。

遺構発掘体験施設は，本遺跡で唯一全体を完堀した住居をモデルとする。

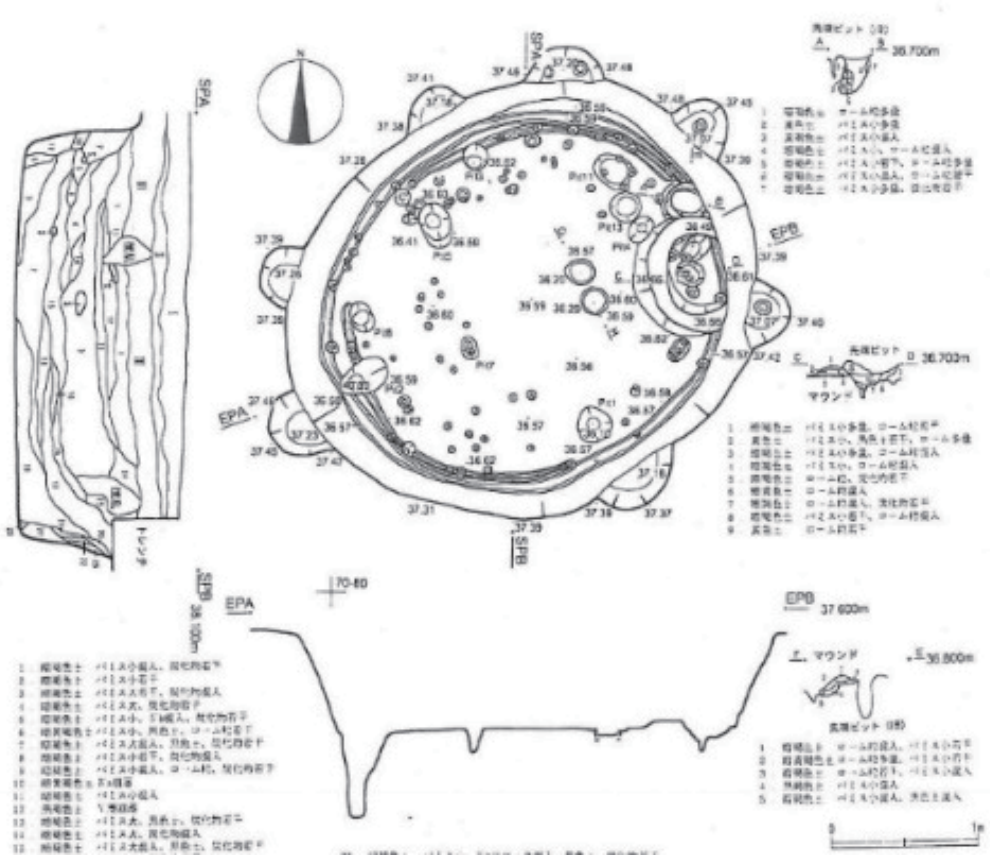

図　３−１２　住居モデル詳細図

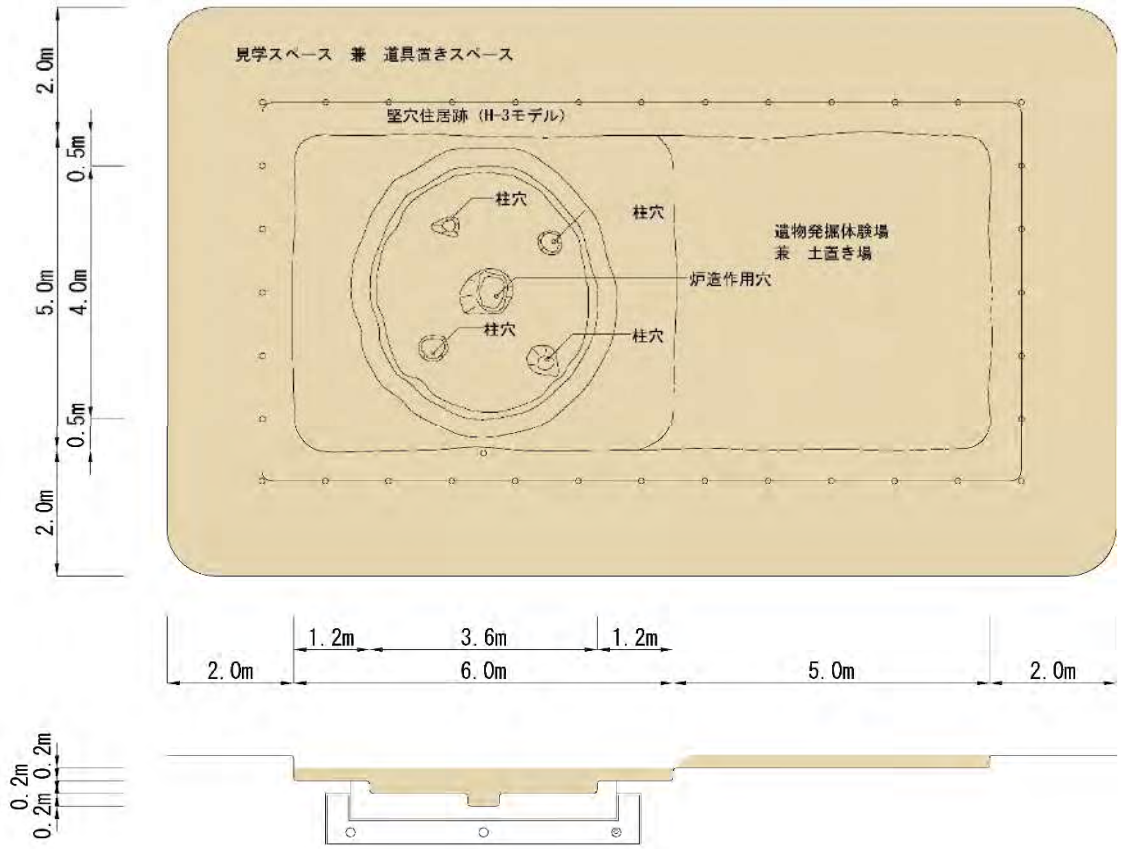

図　３−１３　発掘体験施設概要図

エ．見本園

見本園は縄文時代に利用された草木類を見学できるように，発生土を厚さ 30cm に敷き均した植栽基盤を整備する。将来的には，そこに遺跡内に自生する草花類を移植・育成する。

表　３−１７　植栽草木種

区分	植栽草木種
植栽草本種	ヒエ（イヌビエ），バイケイソウ，ギョウジャニンニク，エゾネギ，エゾニワトコ，オオバコ，オオウバユリ
植栽木本種	ウルシ（ヌルデ）

（３）園路

園路は，ゲート空間，体験広場，竪穴建物群，盛り土遺構，多目的スペースのそれぞれを相互につなぐ主な経路を主園路と設定し，バリアフリーに対応した整備とする。

ア．線形・構造

線形構造については，Ａエリア（エントランス周辺），Ｂエリア（竪穴建物群），Ｃエリア（盛り土遺構周辺）毎に設定した。

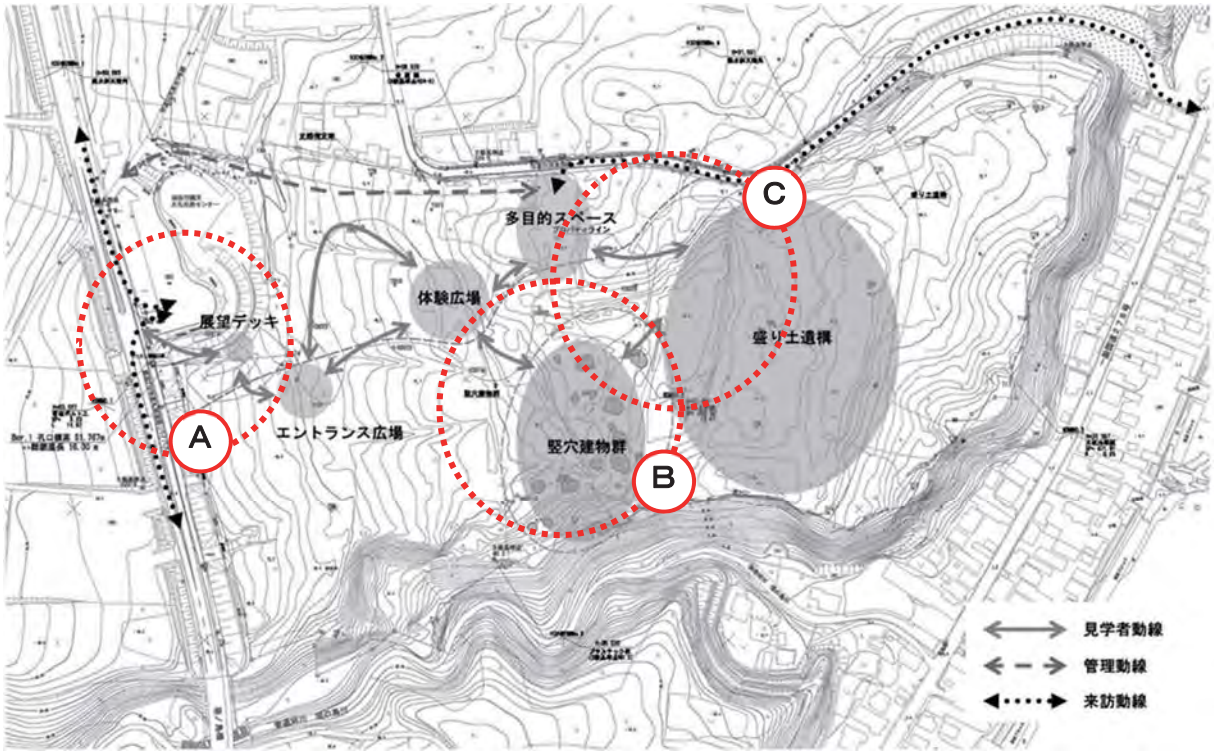

図　３−１４　線形・構造の検討箇所

㋐　Ａエリア

Ａエリアの構造は，客土構造とした。客土構造の概要は以下のとおりである。

表　３−１８　Ａエリアの整備概要

区分	特徴
概要	・周辺景観と調和しやすく施工も容易な盛り土構造を採用。
周辺景観との調和性	・体験広場側からの眺望に対して，人工感が弱く，周囲の緑地空間と調和しやすくした。
谷側への転落危険性の低減	・法面を緩傾斜化することにより，転落の危険性を低減。
初期費用	・安価に整備が可能
維持管理・更新	・地震などによる崩壊時に復旧が容易。
施工性	・バックホウで施工可能であり，工期が短い。

園路の線形については，展望デッキからの眺望に対するエントランス広場の誘目性の向上，エントランス広場内の通り抜け動線を設置，客土の高さを縮小し景観的な違和感を低減するため，迂回感を低減できるつづら折りでの園路の接続方法を採用した。

図　３−１５　園路線形

(ｲ)　Ｂエリア

Ｂエリアについては，特徴的な竪穴建物跡に誘導することを目的とする配置とした。配置の特徴は以下のとおりである。

表　３−１９　Ｂエリアの整備概要

区分	特徴
概要	・特徴的な竪穴建物跡まで誘導する配置 ・動線誘導型
特徴的な竪穴建物跡への近接	・視点場からの景観に配慮した補助園路の設定
谷側への転落危険性の低減	・補助園路で動線を誘導し，川方面への移動を抑制する。
複数経路から好きな経路の選択	・補助園路の回遊性があり，特徴的な竪穴建物跡を間近で見学しやすい。

(ｳ)　Ｃエリア

Ｃエリアは，管理棟，竪穴建物群，盛り土遺構を結ぶ上で凹地への回避が必要なため，地形のアンジュレーションを美しく整備できる案を採用した。

表　３−２０　Ｃエリアの整備概要

区分	特徴
盛り土遺構に対する景観的な影響	・地形改変による景観的な影響があるが，園路を盛り土遺構から十分離して整備することで，地形改変による盛り土遺構への景観的な影響を低減する。
初期費用・維持管理費用	・初期費用は安価。維持管理として舗装の補修は必要。
複数経路から好きな経路の選択	・多目的スペースから盛り土遺構までのアクセス性が良い。
施工性	・容易に施工可能

イ．舗装構成

主園路および主な広場的空間はカラー舗装とし，他の動線との違いを際立たせる設計とした。その他の園路は一般的な細粒度アスファルトとし，散策路については雑草抑制とぬかるみ防止を兼ねた砂利敷きとした。

（４）インフラ設備

トイレ・管理棟および屋根付き体験施設までは，インフラ設備を整備するが，遺構面の上層の保護層や客土内に納める配置とした。

５．植生管理

植栽については，景観的に保全すべき樹木は保全するほか，植栽による景観遮蔽，既存樹木による景観遮蔽を行う。また，降雨による表土の流出を防ぐなど地表面の安定化が必要な箇所は，緑化植栽を行う。

（１）既存樹木の保全

クリ等，縄文時代にも生育していたと考えられる樹木のうち，景観的なポイントになるものは保全し，それ以外の樹木は伐採する。切株より下の根の部分は抜根せずに残置する。伐採した樹木は敷地内での有効利用を図る。

表　3-２１　保全対象種

区分	保全対象種
重点保全対象	クリ，オニグルミ，イタヤカエデ
その他の保全対象	ヤナギ，ケヤマハンノキ，ミズキ，バッコヤナギ，マカバ，ヤマハギ，ノリウツギ，ヤマモミジ，ウワミズザクラ，オオバクロモジ，ホオノキ，ヤマグワ，ハリギリ，エゾヤマザクラ，ムラサキシキブ，ヌルデ，タラノキ，ミツバウツギ，ニガキ，ツリバナ，ニワトコ，センノキ，トドマツ，サワシバ，シナノキ，コブシ，クサギ，ナナカマド，アオダモ，ツノハシバミ，ミズナラ，ヤマウルシ

（２）植栽による景観遮蔽

植栽に用いる樹木は，史跡内から移植するものを基本とするが，必要に応じて購入木も用いる。植栽する場所には，必要な植穴深さを確保できる厚さの植生基盤を整備する。

表　3-２２　保全対象種

区分	保全対象種
移植する樹種	（高木）クリ，オニグルミ，イタヤカエデ　等 （中低木）ノリウツギ，マユミ　等
購入する樹種	（中低木）ハマナス　等

（３）既存樹木による景観遮蔽

国道沿いの場所や縄文文化交流センター北側周辺においては，クリ等の保全対象樹種が相当量自生しているので，それを保全し，繁茂させることによって，外部景観の遮蔽を図る。

（４）南側崖地側の進入目的の低木植栽

・ 南崖地側の侵入防止目的で，ハマナス（H0.6　W0.3）を植栽する。
・ ハマナスは，崖地法面肩から 2.0m の範囲を植栽する。
・ ハマナスは，5 株/㎡とする。

（５）緑化植栽

緑化植栽は，野芝による植栽と公園芝による植栽方法を採用する。

表 ３−２３ 芝種類の特徴

区分	特徴
野芝	・ 北海道南部から沖縄まで広く自生している日本芝と呼ばれる在来種の１つ。 ・ 高麗芝よりも葉幅が広く，芝はやや粗い種類で土壌をあまり選ばず，比較的管理が容易。
公園芝	・ 寒地型西洋芝「ケンタッキーブルーグラス」を 80%以上配合して栽培された芝生。 ・ 特に美観に優れた高品質の芝生。 ・ 常緑の芝生であり，公園や競技場，家庭の庭などに利用されている。 ・ 活着するまでの養生が必要で，活着後も継続的な手入れ（刈り込み，施肥）が必要。

図 ３−１６ 完成イメージ

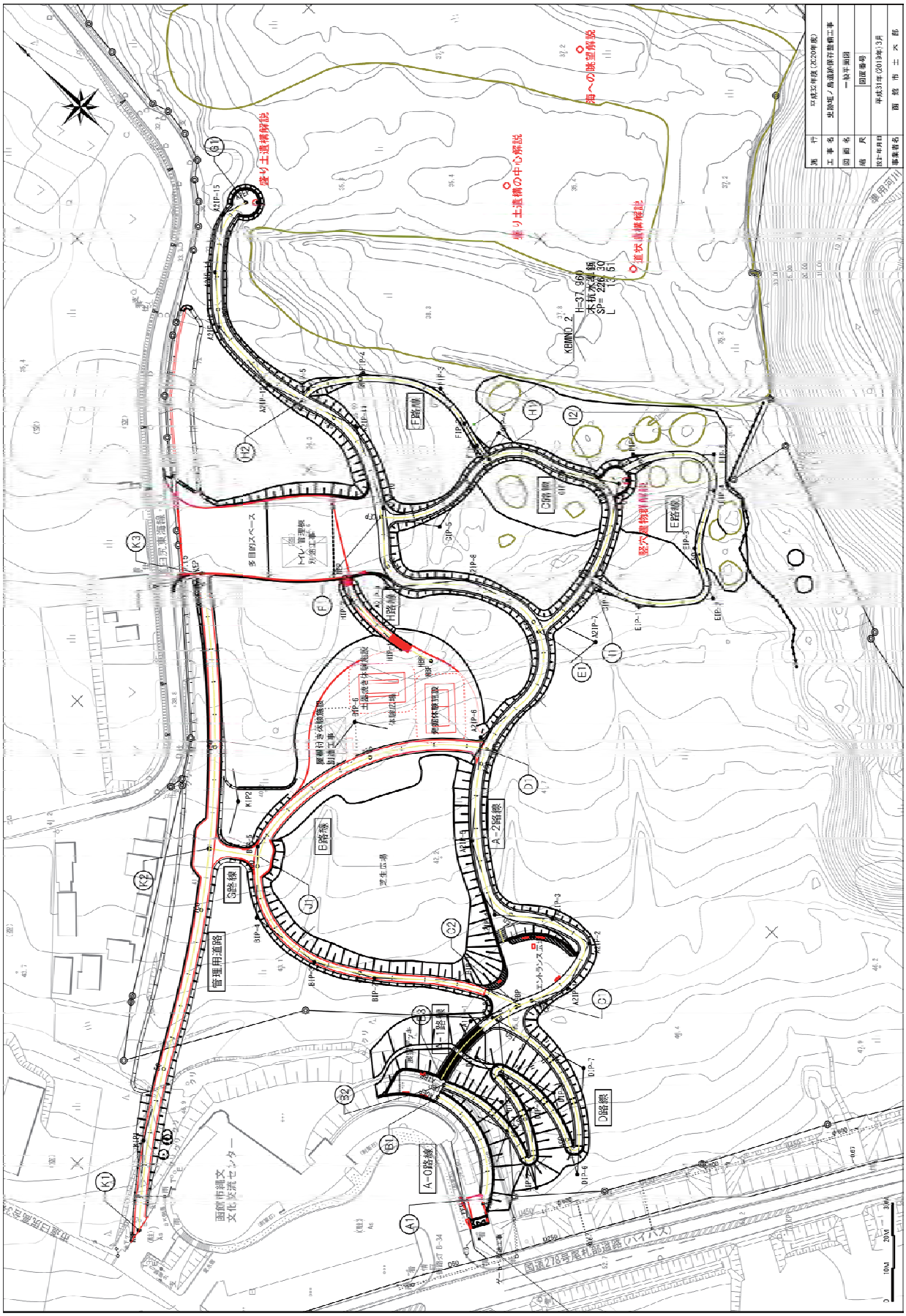

図　3－17　実施設計計画平面図

第６節　保存整備検討委員会

１．委員会の設置

本委員会は，史跡垣ノ島遺跡の保存整備を実施するうえで，整備内容や工法など詳細について協議し事業に資する目的で，平成 28 年 9 月に史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会要綱を定め，考古学，植物学等の専門的知見を持った有識者に委員を委嘱し設置した。

会議には委員に加え，文化庁文化財部記念物課（当時）および北海道教育庁生涯学習推進局文化財･博物館課職員にも出席いただき，指導・助言を受けることで適正な事業の推進に努めた。

委員会では，保存整備にあたっての計画・設計内容を事務局から報告し，具体的な指導をいただき，その後の調査・設計に反映した。加えて，次年度の事業計画についても諮り，了承を得たうえで事業を実施してきた。

２．委員会名簿

表 3-24 委員会名簿

区分	委員会名簿
委員	委 員 長 ：小杉 康　（北海道大学大学院 教授） 副委員長 ：鈴木 三男　（東北大学 名誉教授） 委　　員 ：吉田 惠介　（札幌市立大学 名誉教授） 石﨑 武志　（東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター 教授） 鴈澤 好博　（北海道教育大学函館校 教授） 大宮 トシ子（北の縄文 CLUB 会長）
助言者	文化庁文化財部記念物課（現 文化財第二課） 北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課
事務局	函 館 市 ：教育委員会生涯学習部文化財課 都市建設部建築課 土木部公園河川整備課

３．協議内容の概要

（１）委員会開催日

表 3-25 委員会開催日

年度	回	開催日
平成 28 年度	第 1 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 28 年 11 月 14 日
	第 2 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 29 年 3 月 7 日
平成 29 年度	第 1 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 29 年 7 月 19・20 日
	第 2 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 29 年 10 月 19 日
	第 3 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 30 年 2 月 21 日
平成 30 年度	第 1 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 30 年 7 月 12・13 日
	第 2 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 30 年 9 月 14 日
	第 3 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 30 年 11 月 1 日
	第 4 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	平成 31 年 2 月 21 日
令和元年度	第 1 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	令和元年 9 月 27 日
	第 2 回史跡垣ノ島遺跡保存整備検討委員会	令和 2 年 2 月 14 日

（２）協議内容の概要

ア．平成 28 年度保存整備検討委員会

区分	概要
第１回	・現地視察 ・史跡の概要について報告 ・保存整備基本計画およびスケジュールについて協議
第２回	・保存整備基本設計（案）について協議

イ．平成 29 年度保存整備検討委員会

区分	概要
第１回	・現地視察 ・保存整備基本設計について報告 ・平成 29 年度実施事業について協議 ・実施設計における盛り土遺構，竪穴建物群等の整備の考え方について協議
第２回	・現況調査（立木調査，測量調査，地質調査）結果について報告 ・平成 29 年度発掘調査の成果について報告 ・盛り土遺構の整備に係る実施設計について協議 ・平成 30 年度事業計画（案）について協議
第３回	・盛り土遺構の整備に係る実施設計について報告 ・平成 30 年度事業計画について報告 ・基本設計の一部変更（導入口変更に伴うアプローチスロープの変更）について協議 ・園路の区分や仕様について協議

ウ．平成 30 年度保存整備検討委員会

区分	概要
第１回	・現地視察 ・平成 30 年度事業内容について報告 ・史跡の基本理念・基本方針の実施設計への反映について協議 ・園路整備・建築施設に係る実施設計について協議
第２回	・実施設計（園路，体験広場，案内・解説施設，ベンチ，植栽）について協議
第３回	・現地視察 ・植栽計画について協議 ・体験施設，ゲート施設，園路について協議
第４回	・園路，エントランス広場，体験広場，サービス施設，管理施設，植栽について協議 ・平成 31 年度事業計画について報告

エ．令和元年度保存整備検討委員会

区分	概要
第１回	・整備実施設計および保存整備事業，発掘調査について報告 ・植栽について協議 ・現地視察 ・工事の進捗確認，工事内容等について協議
第２回	・保存整備工事について報告 ・令和２年度事業について協議 ・現地視察 ・工事の進捗確認，工事内容等について協議

平成 28 年度第 1 回（会議）

平成 28 年度第 2 回（会議）

平成 29 年度第 1 回（視察）

平成 29 年度第 1 回（会議）

平成 29 年度第 2 回（会議）

平成 29 年度第 3 回（会議）

平成 30 年度第 1 回（視察）

平成 30 年度第 1 回（会議）

写真　3－1　保存整備委員会開催状況 1

平成 30 年度第 2 回（会議）

平成 30 年度第 3 回（視察）

平成 30 年度第 3 回（会議）

平成 30 年度第 4 回（会議）

令和元年度第 1 回（視察）

令和元年度第 1 回（会議）

令和元年度第 2 回（視察）

令和元年度第 2 回（会議）

写真　3－2　保存整備委員会開催状況２

第４章　整備工事の概要

第１節　遺構施設

１．盛り土遺構

盛り土遺構は，昭和 4 年の ko-a 火山灰降下前の地形を復元することとし，現状を 3 つのパターンに区分し，それぞれで保護層（30cm）を確保するための整備パターンを作成した。

それをもとに，現状パターンに応じて，以下の内容で保存整備を行った。

表　4－1　現状パターンごとの造成整備

現状パターン	現状	整備パターン	造成整備
A	ko-a 火山灰あり 現代に削平されていない	A-1	ko-a 火山灰除去後現状維持
		A-2	残されている保護層+盛土（客土）で 30cm の保護層を確保する。
B	ko-a 火山灰なし 保護層（Ⅰ層，Ⅱ層，Ⅲ層）が現代の削平を受けている	B-1	現状維持
		B-2	残されている保護層+盛土（客土）で 30cm の保護層を確保する。
C	ko-a 火山灰なし 盛り土層が現代の削平を受けている	C-1	現状維持
		C-2	残されている保護層+盛土（客土）で 30cm の保護層を確保する。

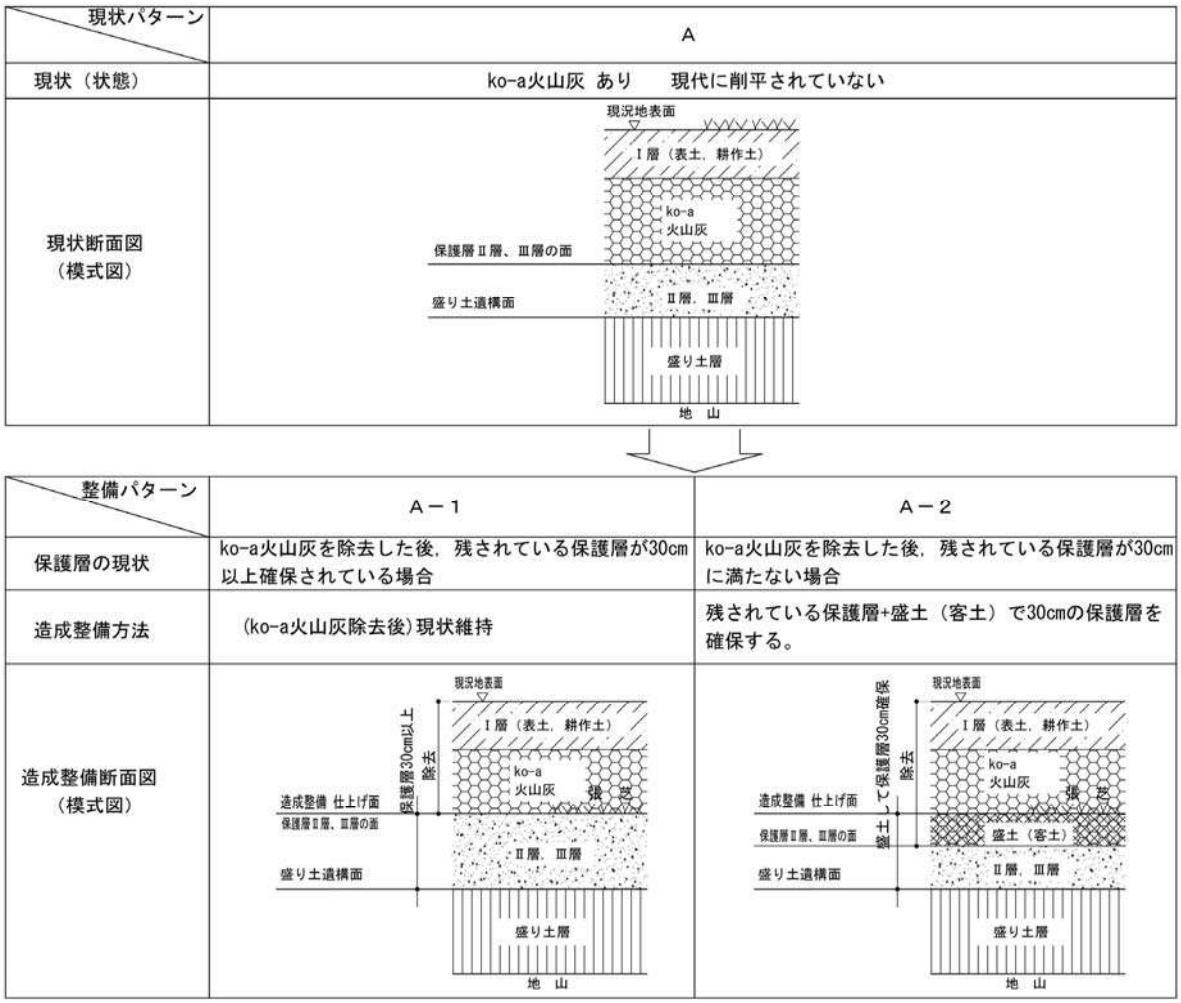

図　4－1　現状パターンＡの造成整備

現状パターン	B
現状（状態）	ko-a火山灰 無し　　保護層（Ⅰ層、Ⅱ層、Ⅲ層）が現代の削平を受けている
現状断面図（模式図）	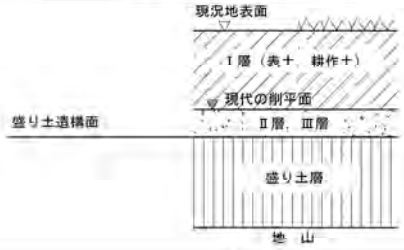

整備パターン	B-1	B－2
保護層の現状	残されている保護層が30cm以上確保されている場合	残されている保護層が30cmに満たない場合
造成整備方法	現状維持	残されている保護層+盛土（客土）で30cmの保護層を確保する。
造成整備断面図（模式図）	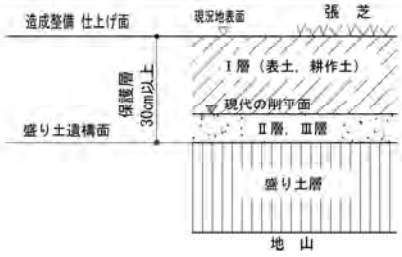	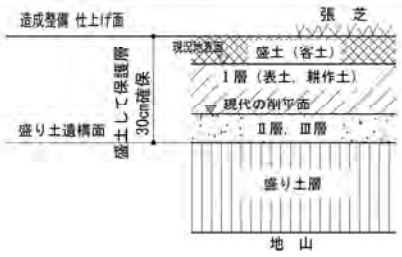

図　4－2　現状パターンＢ造成整備

現状パターン	C
現状（状態）	ko-a火山灰 無し　　盛り土層が現代の削平を受けている
現状断面図（模式図）	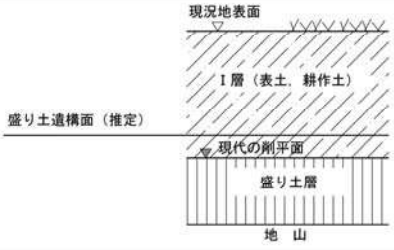

整備パターン	C－1	C－2
保護層の現状	残されている保護層（Ⅰ層）が30cm以上確保されている場合	残されている保護層（Ⅰ層）が30cmに満たない場合
造成整備方法	現状維持	残されている保護層+盛土（客土）で30cmの保護層を確保する。
造成整備断面図（模式図）	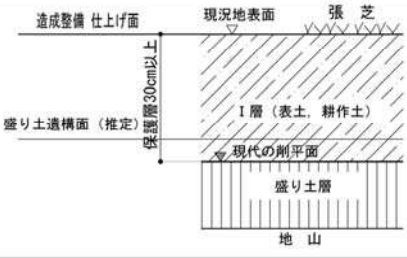	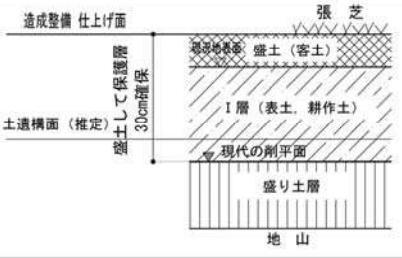

図　4－3　現状パターンＣ造成整備

盛り土遺構の整備は，一次造成，すき取り，仕上げ造成，植栽整備の手順で行った。

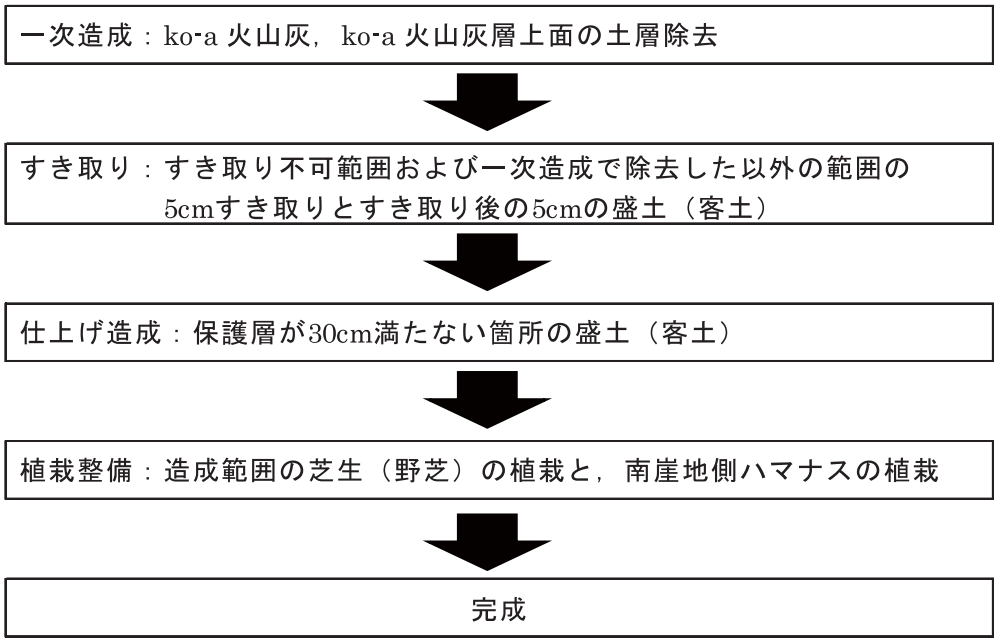

図　4－4　盛り土遺構整備フロー

また，施工に関しては以下の課題に対応する施工手順を作成し実施した。

【課題①】

・ 盛り土遺構の現状は遺構が地表面に近接している箇所が存在し，また一次造成の ko-a 火山灰等を除去した場合，遺構が露出することになる。
・ 遺構を長時間露出した状態とすると，降雨の影響により，遺構を損傷する恐れがある。
・ 盛り土遺構の造成範囲は，約 2.0ha の敷地であり，造成範囲全体で一次造成の ko-a 火山灰等を除去すると，遺構を長期間露出することになる。

【施工手順：盛り土遺構の保存を図るため，造成整備範囲は段階的に施工】

・ 盛り土遺構の保存を大前提とし，盛り土遺構の造成整備は，造成整備範囲を 3 区分の段階施工とし，範囲ごとに造成整備の仕上げ造成まで行った。

【課題②】

・ 施工に伴う搬入路は，北側市道からとなる。
・ 前述したように盛り土遺構の造成整備は，盛り土遺構の保存を段階的に行うこととしている。
・ 施工にあたっては，北側市道側の造成範囲は，搬入路等で施工最終段階まで確保が必要になる。
・ また，今後，別途北側の給水本管の入れ替え工事も予定されている。

【施工手順：盛り土遺構の造成整備は，南側崖地側⇒北側市道側の手順】

・ 盛り土遺構の造成整備は，南側崖地側から施工し，北側市道側を最終範囲とした手順とした。

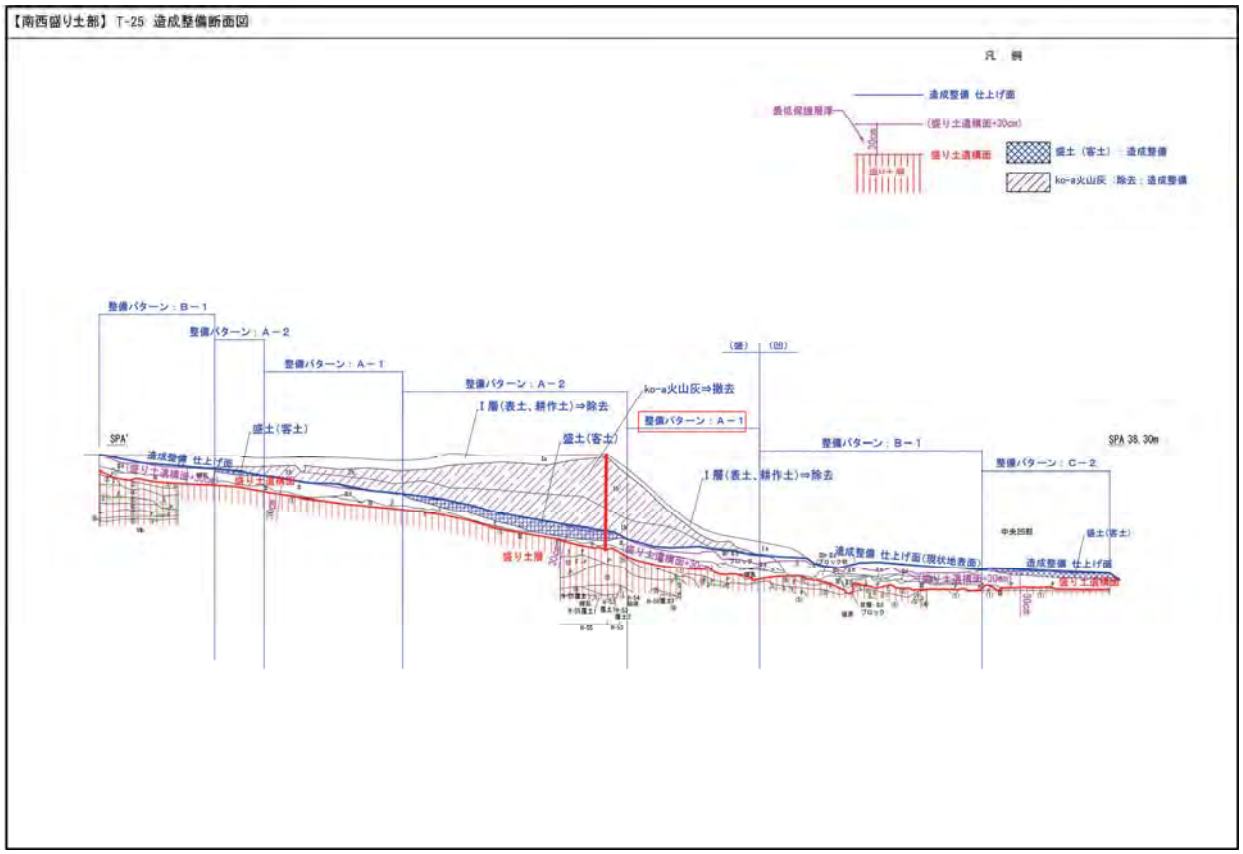

図　4－5　造成断面図整備パターンＡ－１（T-25）

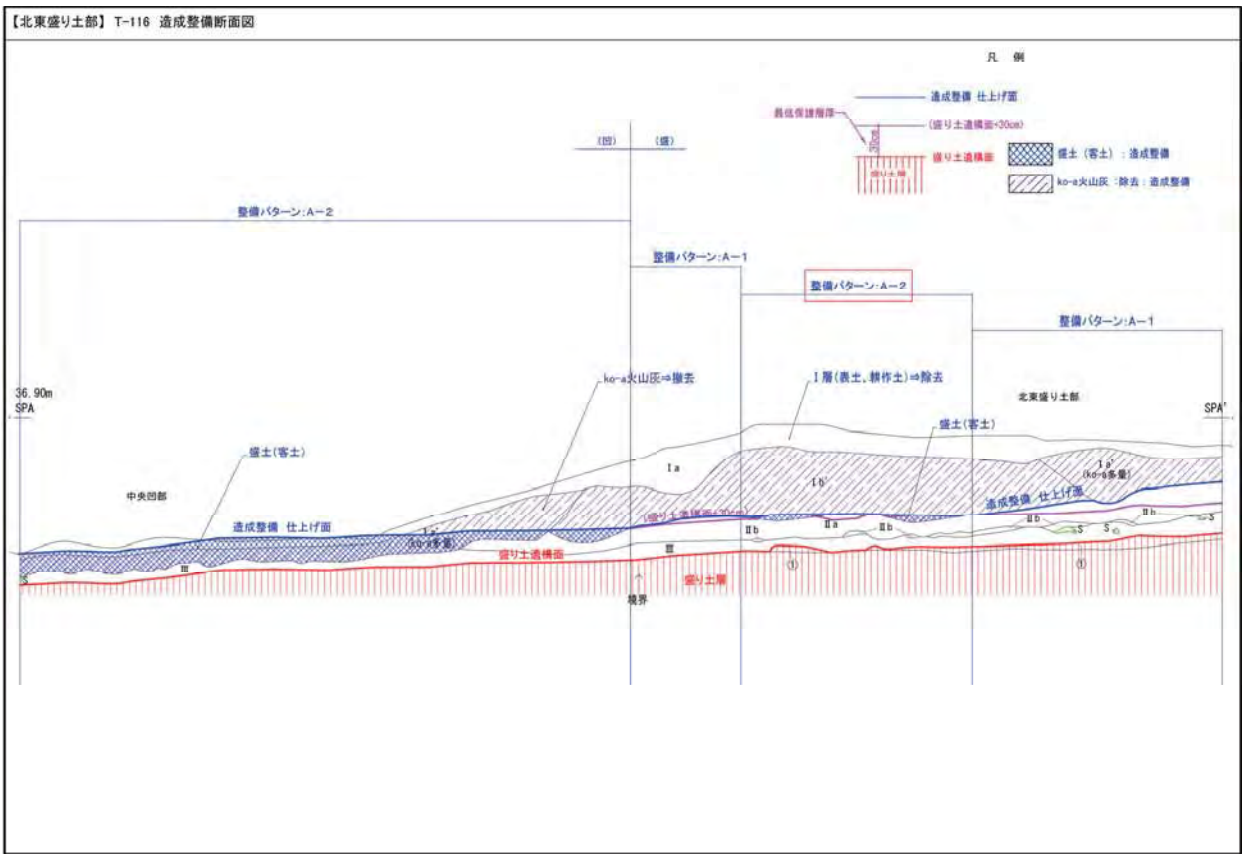

図　4－6　造成断面図整備パターンＡ－２（T-116）

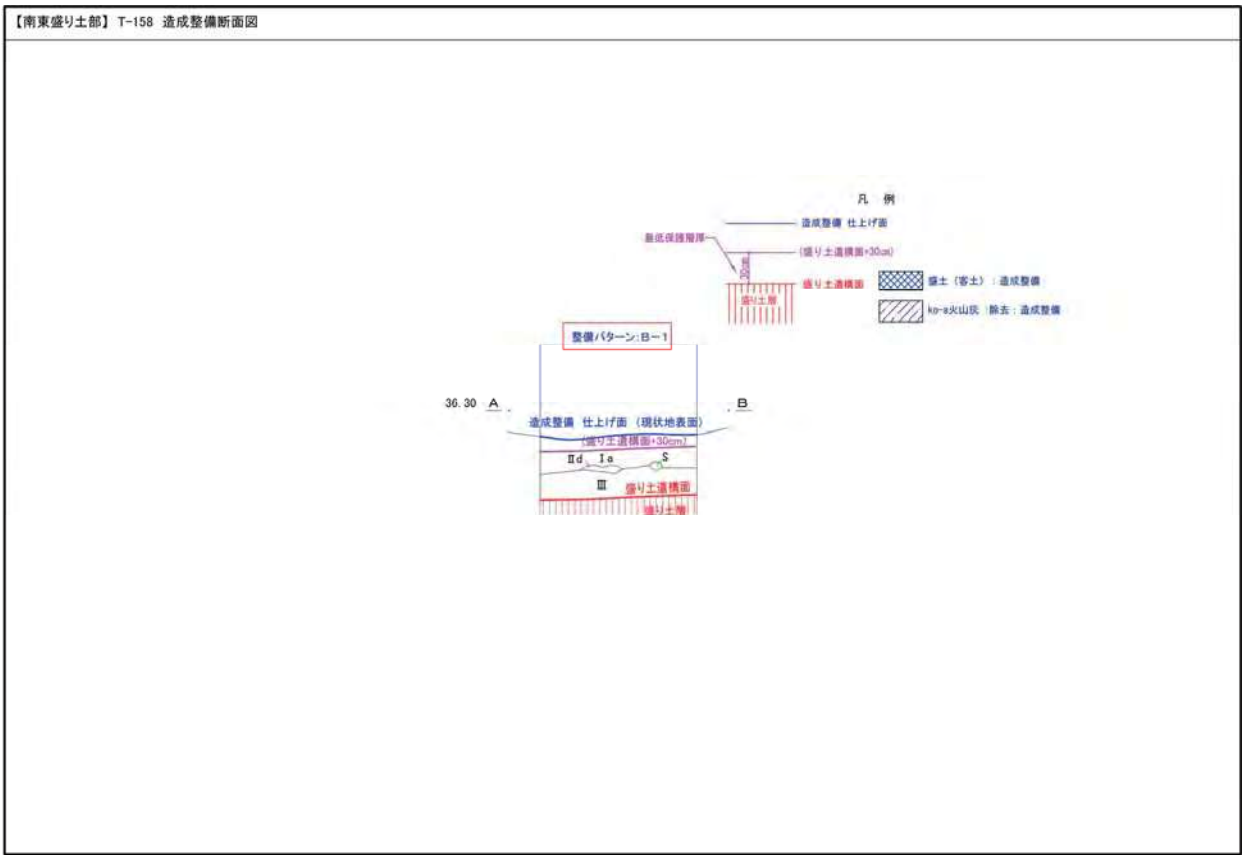

図　４－７　造成断面図整備パターンＢ－１（Ｔ-158）

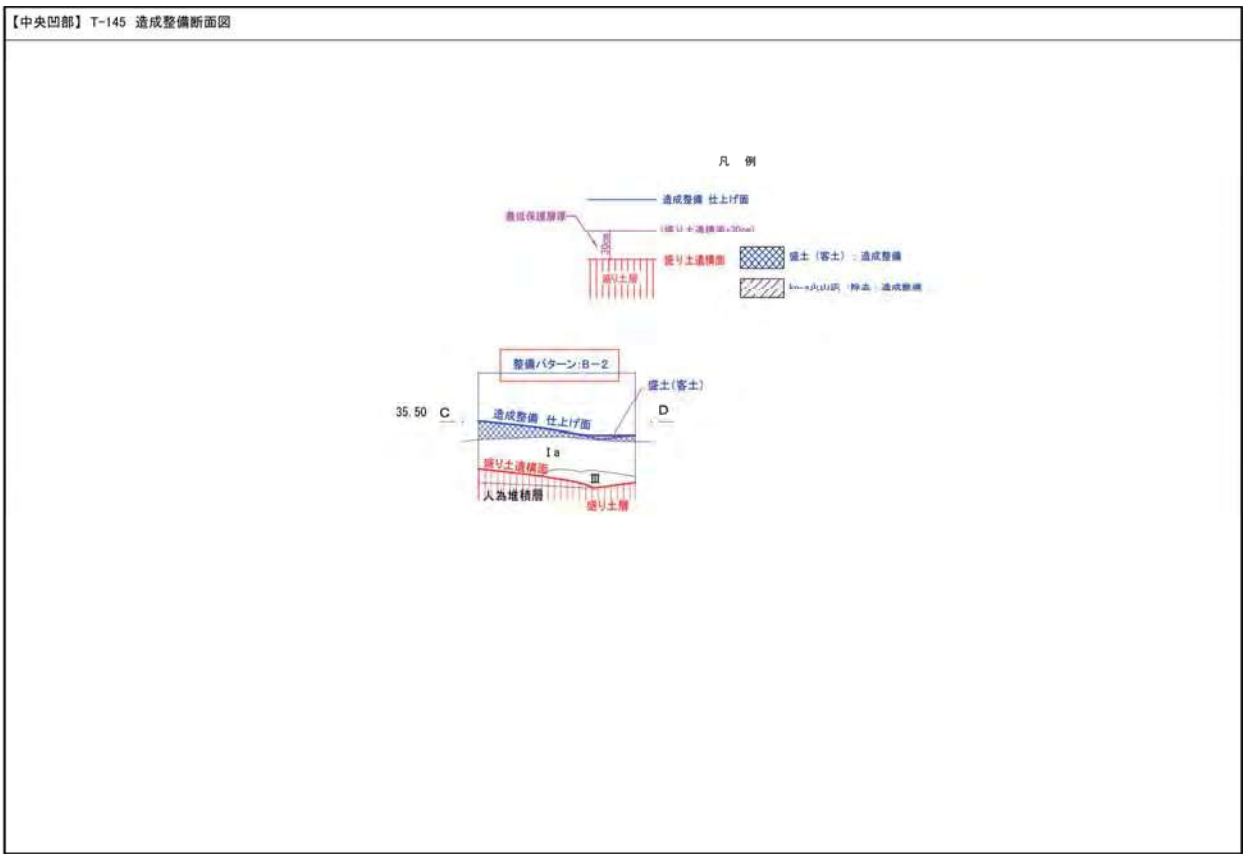

図　４－８　造成断面図整備パターンＢ－２（Ｔ-145）

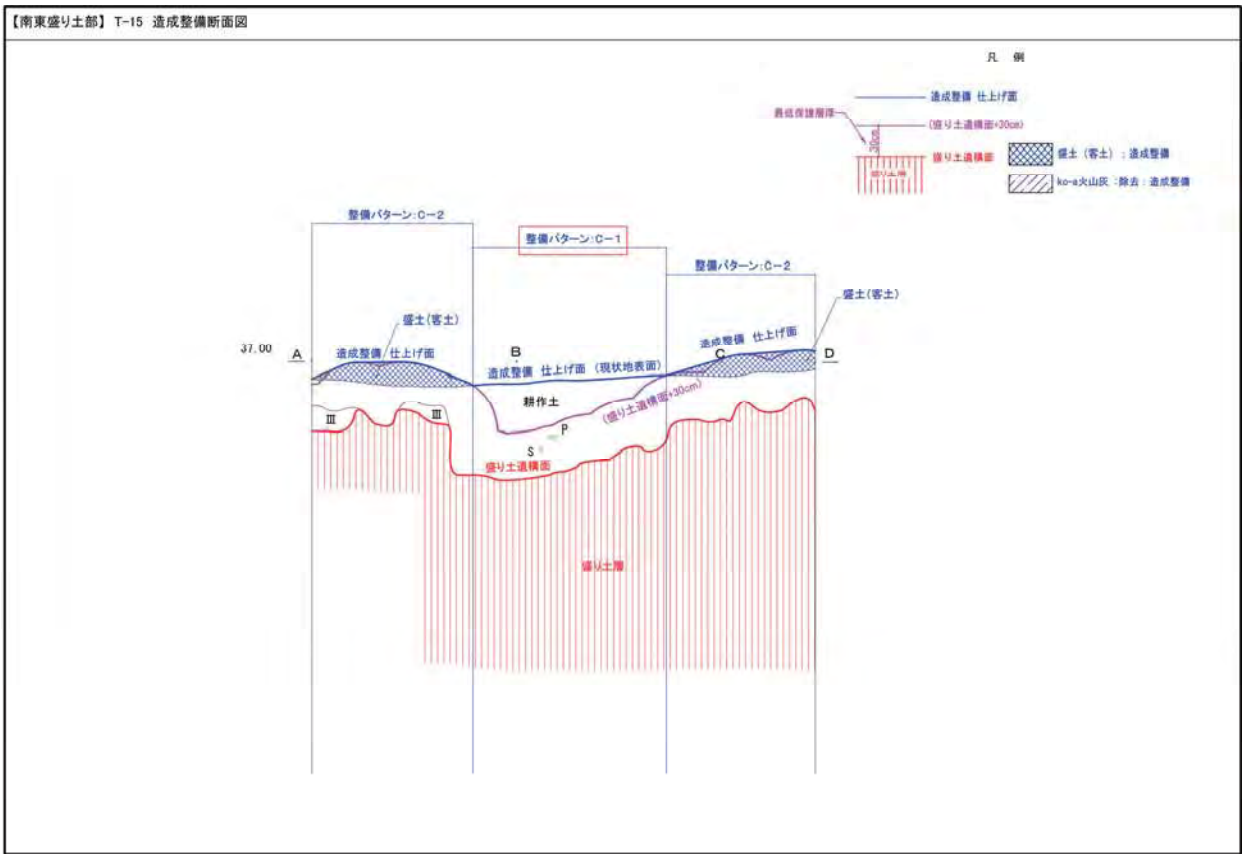

図　４－９　造成断面図整備パターンＣ－１（Ｔ-15）

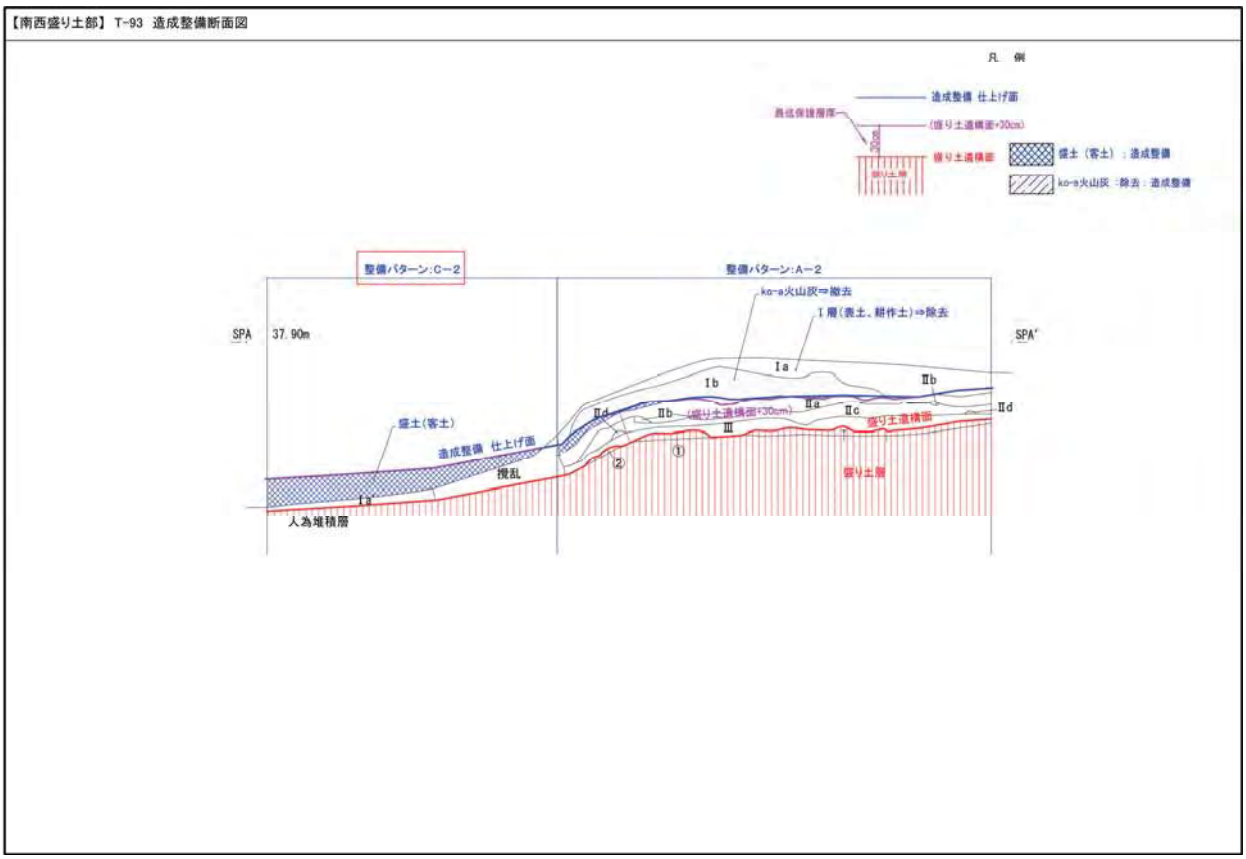

図　４－１０　造成断面図整備パターンＣ－２（Ｔ-93）

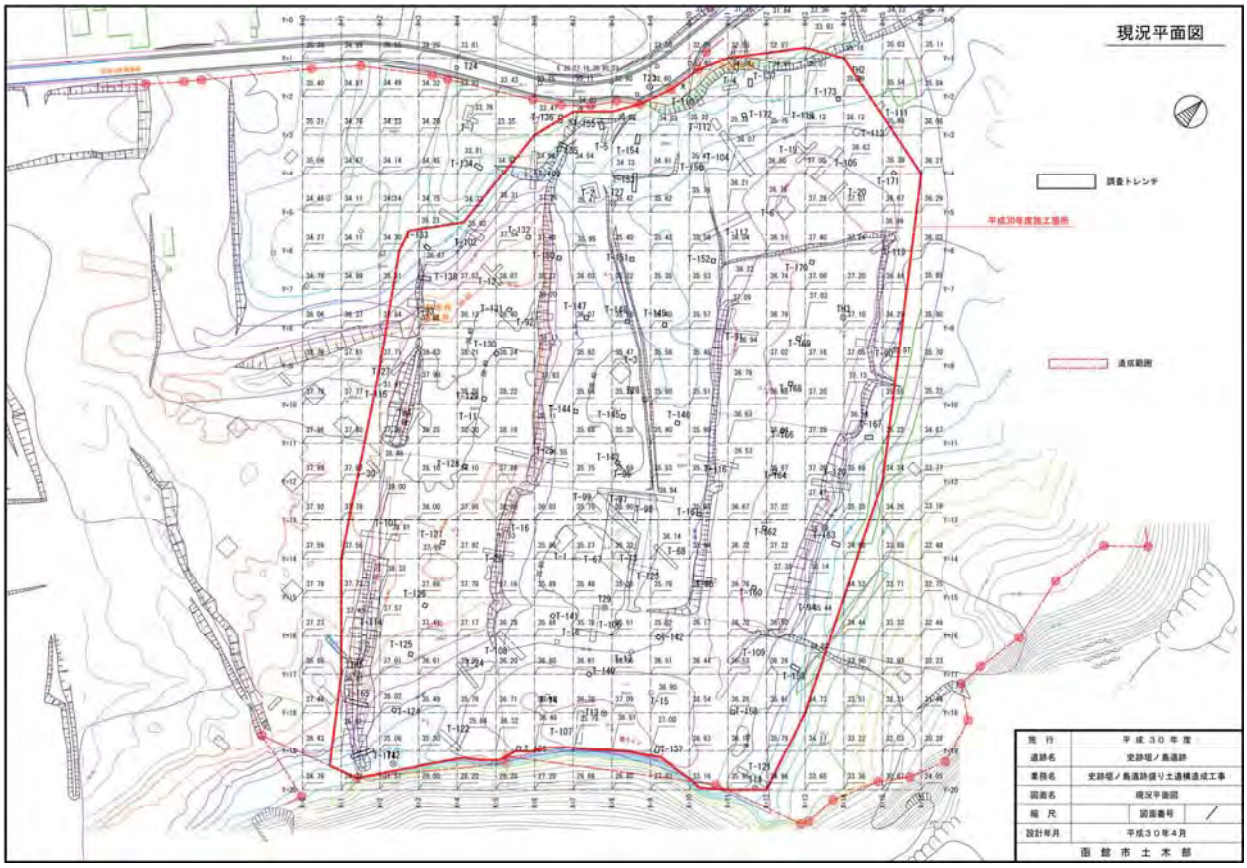

図　４−１１　現況平面図

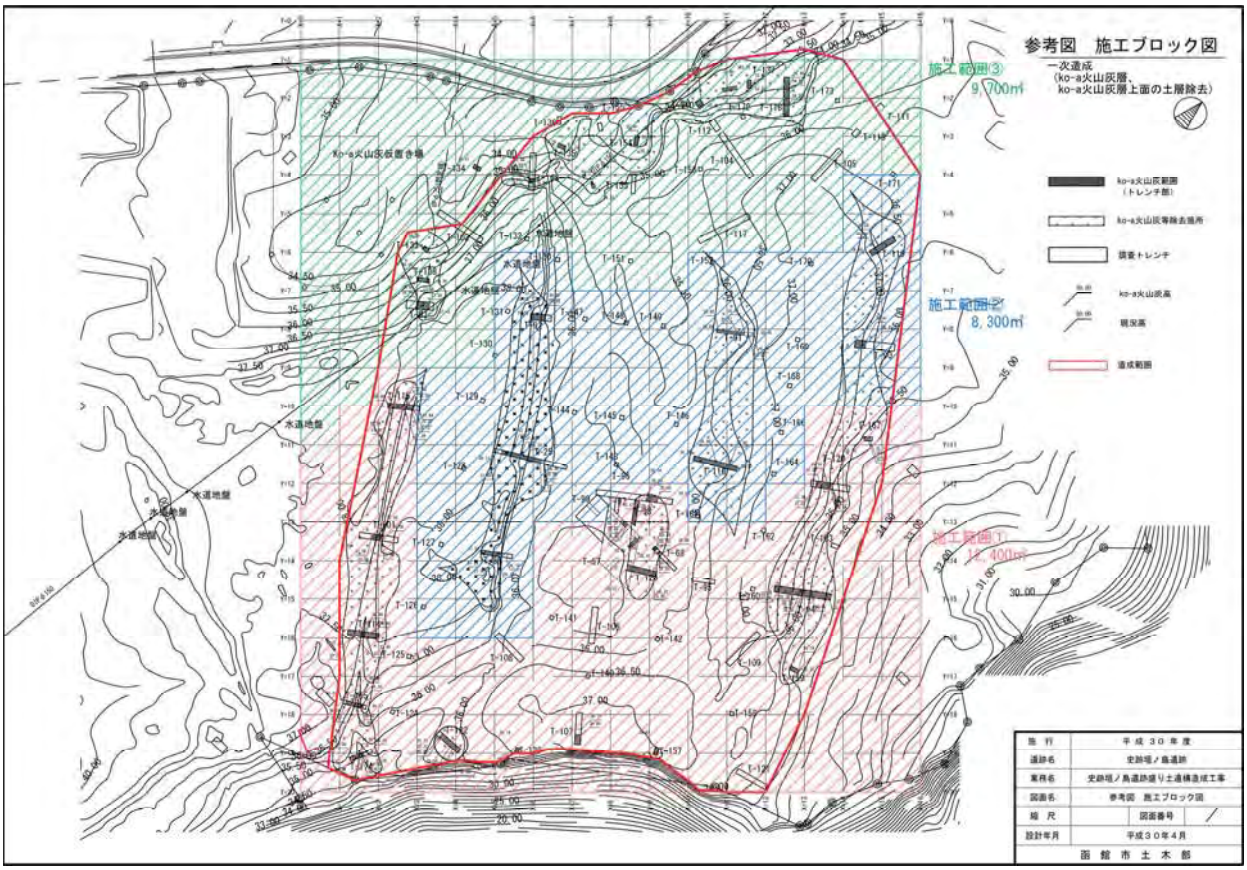

図　４−１２　施工ブロック図

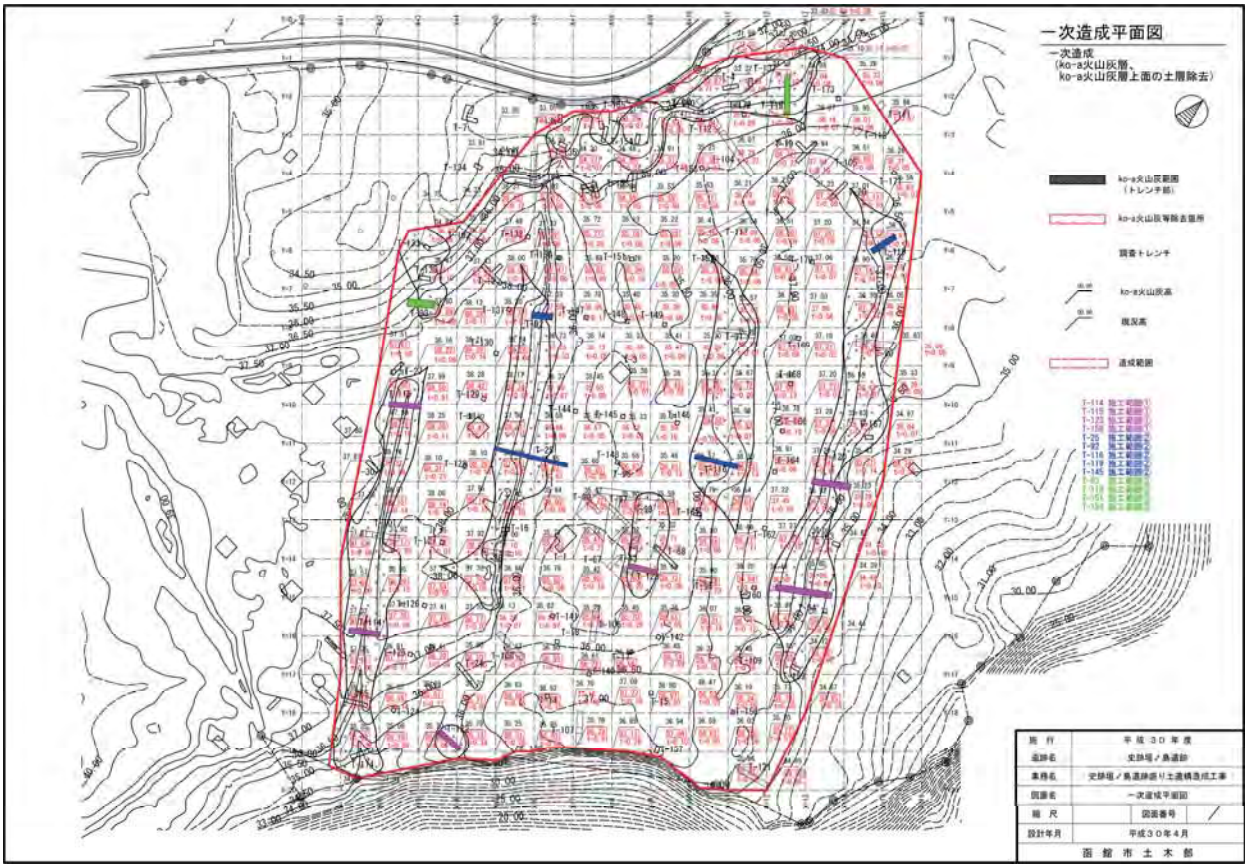

図　４－１３　一次造成平面図

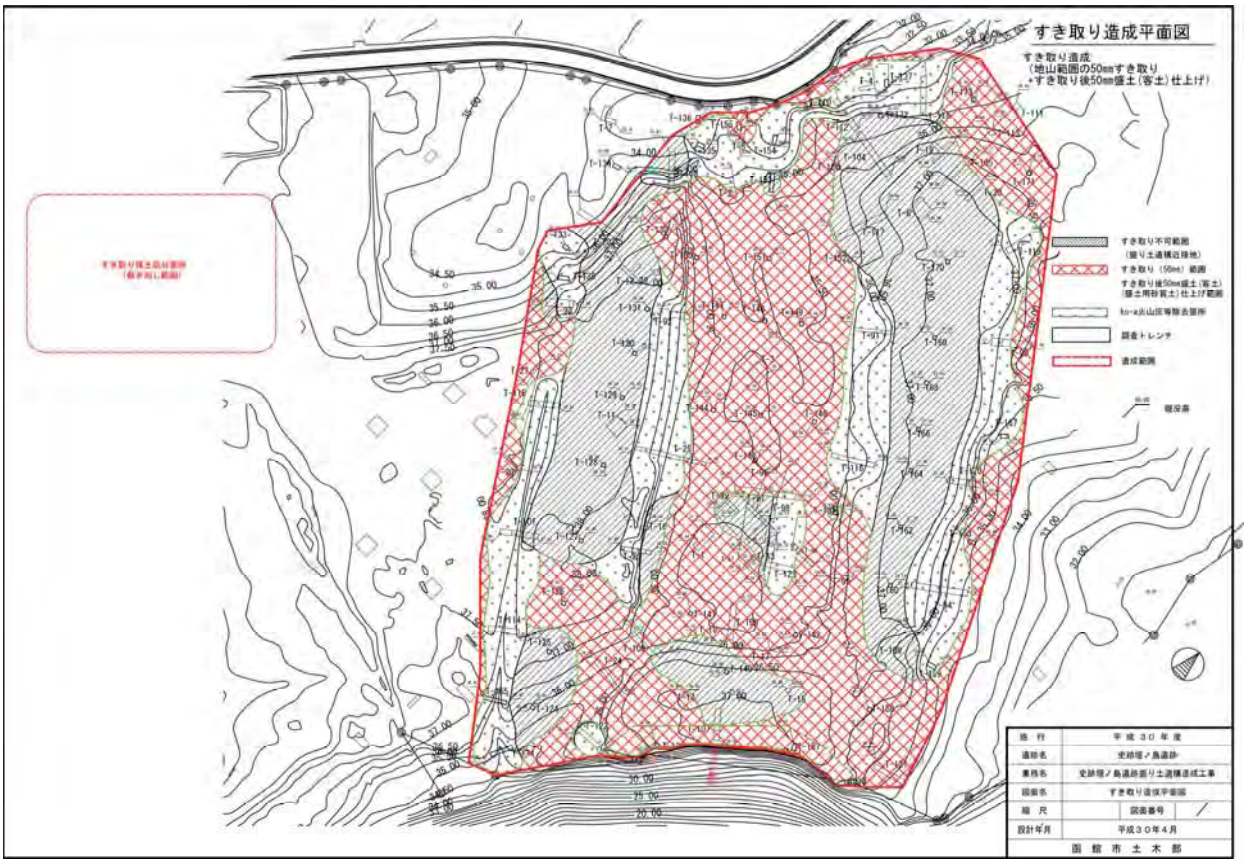

図　４－１４　すき取り造成平面図

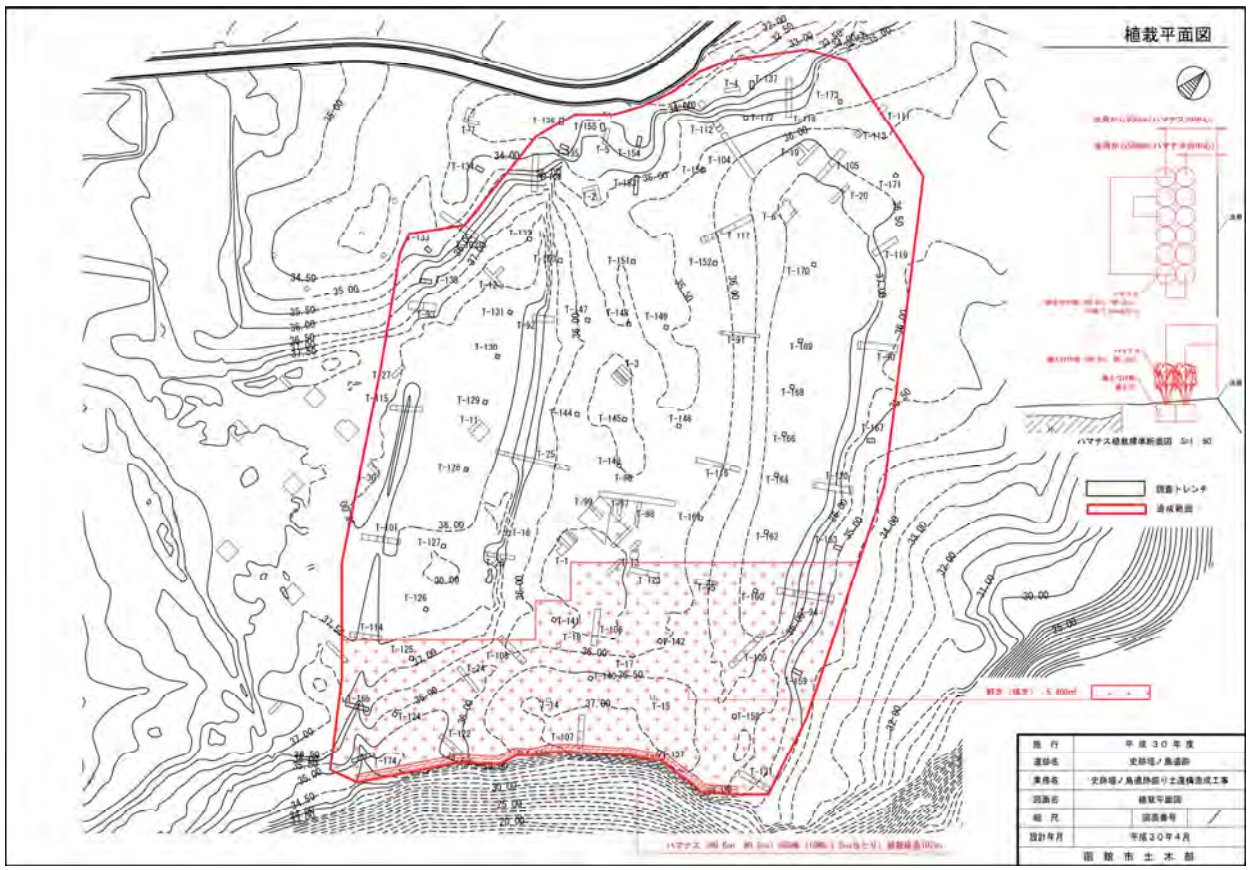

図　４−１５　植栽平面図

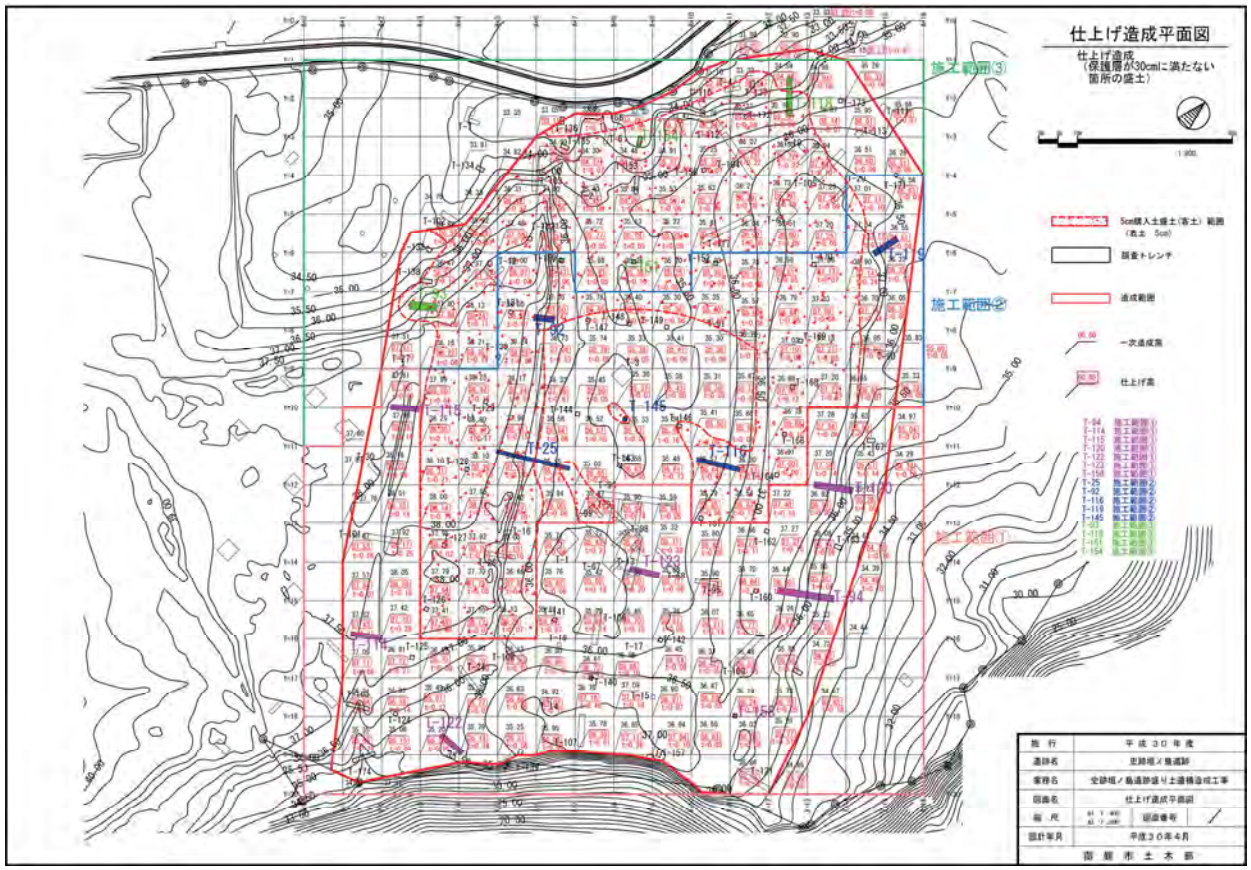

図　４−１６　仕上げ造成平面図

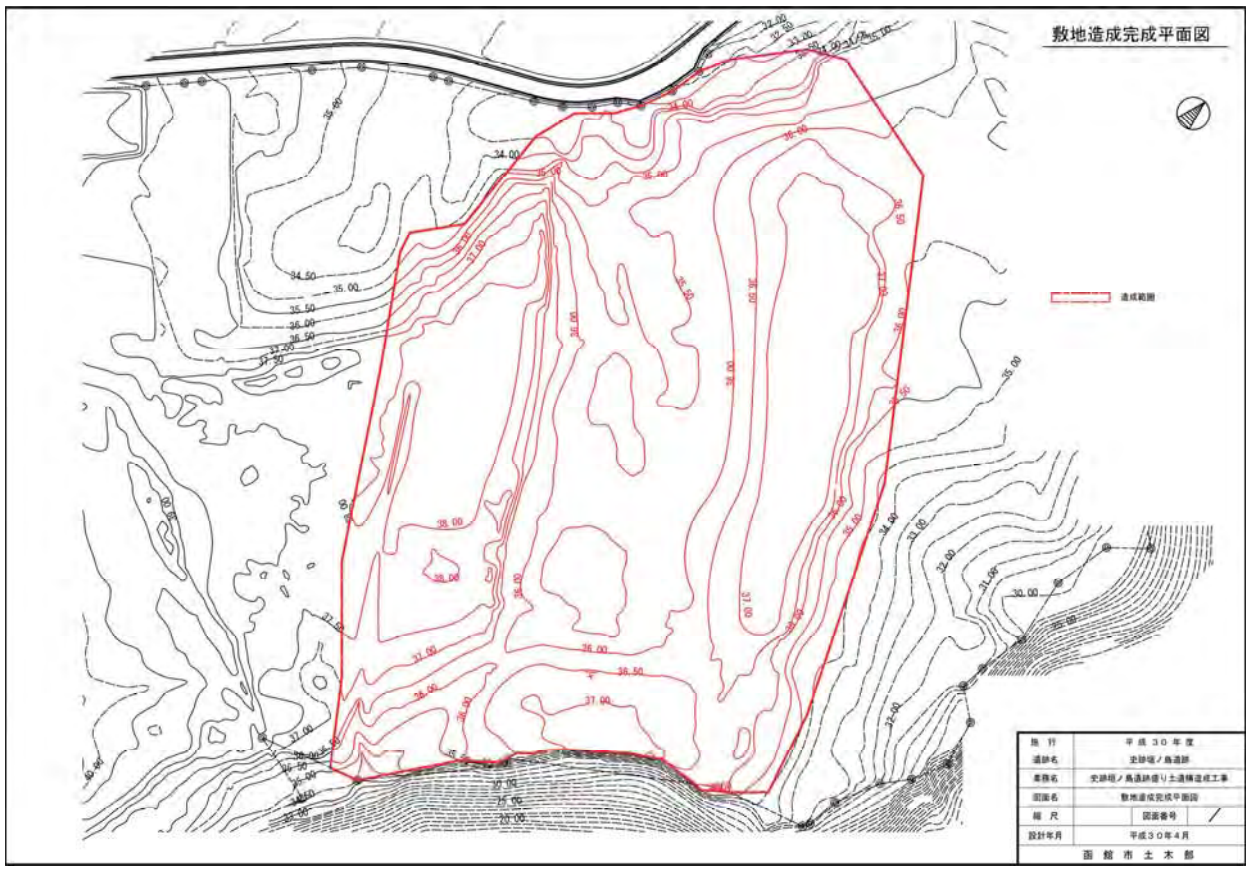

図　４－１７　敷地造成完成平面図

写真　４－１　盛り土遺構整備着工前

写真　４－２　支障木伐採状況

写真　４－３　火山灰除去

写真　４－４　火山灰運搬状況

写真　４−５　すき取り状況

写真　４−６　盛り土土材敷均し状況

写真　４−７　盛り土土材転圧状況

写真　４−８　盛り土遺構整備完了

写真　４−９　植栽工

写真　４−１０　植栽工完了

写真　４−１１　植栽工（ハマナス）植込状況

写真　４−１２　植栽工（ハマナス）植込完了

写真　４－１３　盛り土遺構整備着工前（平成 30 年）

写真　４－１４　盛り土遺構整備完了（平成 30 年）

写真　４−１５　盛り土遺構全景（南から：令和２年）

写真　４−１６　盛り土遺構全景（南東から：令和２年）

２．竪穴建物群

竪穴建物群は，後世の地形改変はみられず十分な保護層が確保されているため，現況地形のままみせることとし，人力により 5cm のすき取りを行ったあと，張芝（野芝）による表面保護を行った。

写真　４−１７　すき取りの状況

写真　４−１８　張芝の状況

第２節　公開活用施設

１．エントランス

（１）展望デッキ

見学者が史跡全体を展望できる場所として整備した。滞留する見学者と移動する見学者の双方の支障にならないように滞留空間を確保し，ベンチ 2 基と解説板を設置した。滞留空間は 80 人程度の団体利用を想定し 64 ㎡程度確保した。

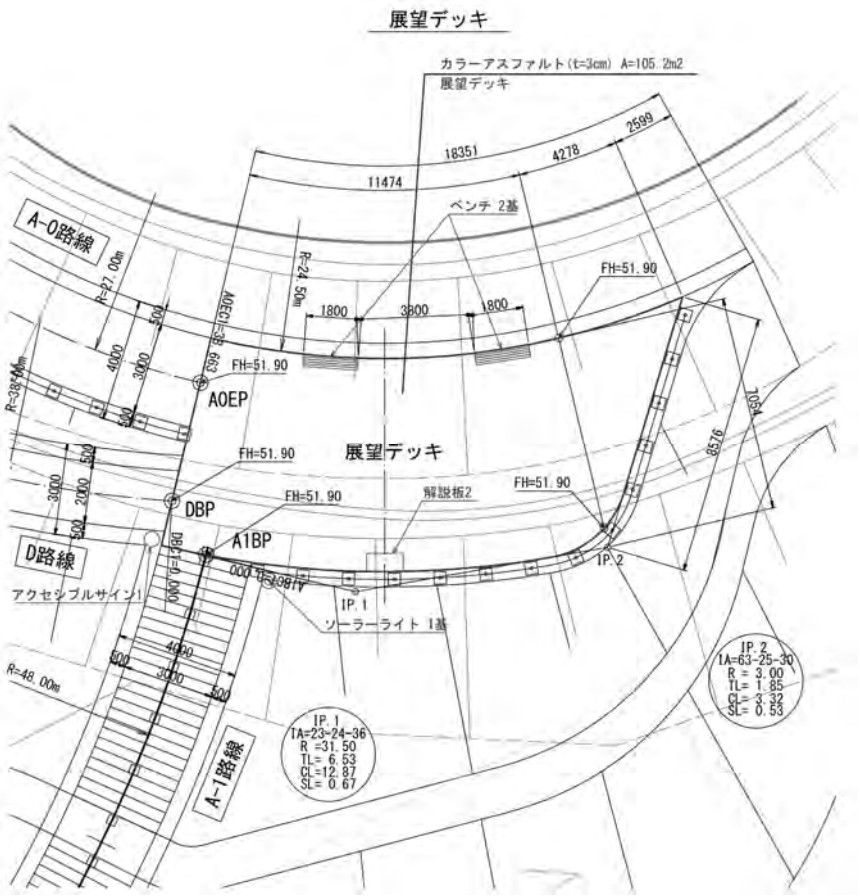

図　4－１８　展望デッキ詳細図部分詳細図

写真　4－１９　展望デッキ

（２）エントランス広場

エントランス広場は，見学者が史跡に対する理解や関心を深めるために必要な情報を提供する空間として整備した。広場内には総合案内板，標柱，立体模型，アクセシブルサインを設置した。

広場内には，団体約 80 名前後に対するレクチャーが可能なスペースとして 64 ㎡程度のオープンスペースを確保した。なお，南東側には，別事業で設置した世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する共通サインが位置する。

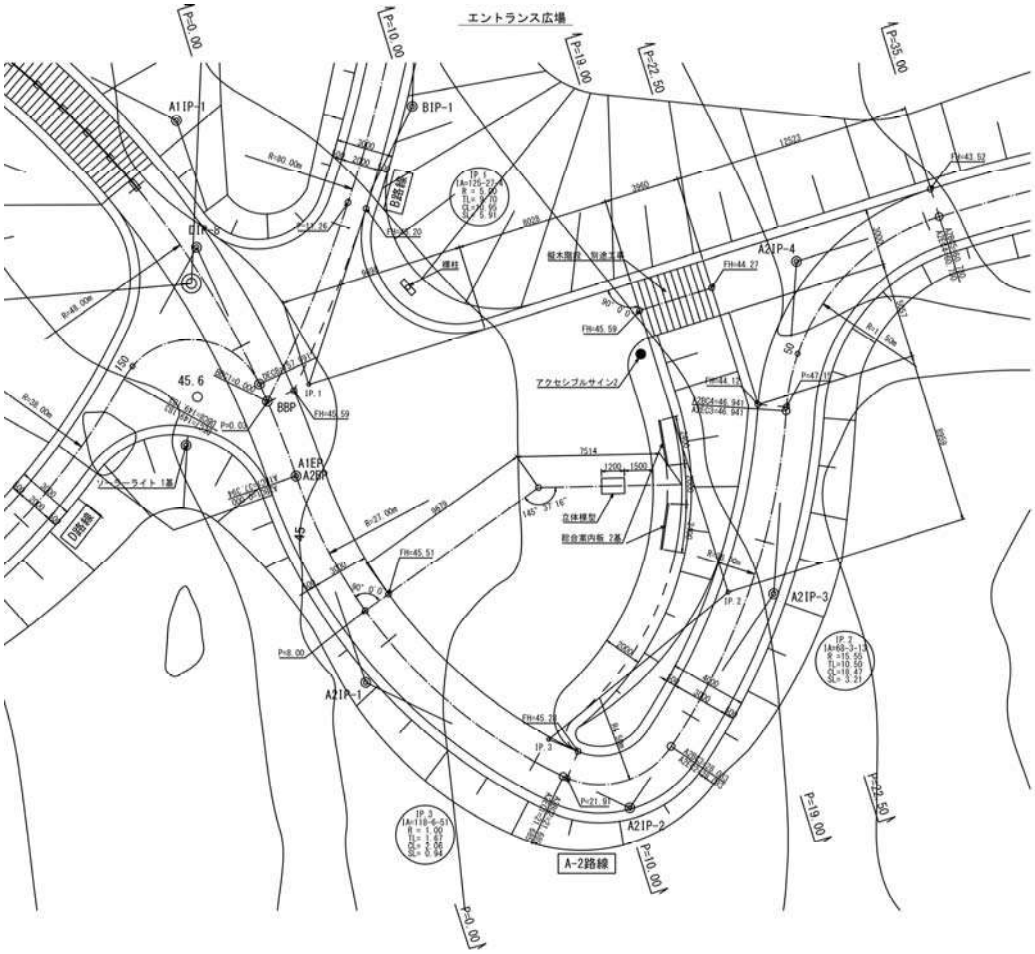

図　４−１９　エントランス広場部分詳細図

写真　４−２０　エントランス広場

２．体験広場

（１）体験棟

体験棟は，40 名程度が雨の日にもレクチャーを受けたり，簡単な工作等，縄文文化を体験・学習することができる施設として整備した。

また，併設される倉庫は，体験時に使用する道具や作業台および椅子を収納するためのスペースとして 12 ㎡程度確保した。

【整備内容】

- ■ 構造／規模　：木造（在来工法）／平屋建
- ■ 建築面積／延べ面積　：69.56 ㎡／69.56 ㎡
- ■ 用途　：体験作業スペース，倉庫
- ■ 耐用年数　：20 年程度

【仕上表】

- ■ 屋根　：ガルバリウム鋼板 平葺き（茶色）
- ■ 外壁　：アクリル樹脂系装飾仕上塗材【砂入り塗り壁】（土色）
- ■ 外部サイン　：ステンレス製 焼付塗装五分艶消し（ブラック）
- ■ 内部床仕上げ　：コンクリート金コテ仕上げ【防塵塗装】（グレー）
- ■ 内部壁仕上げ　：アクリル樹脂系装飾仕上塗材【砂入り塗り壁】（土色）

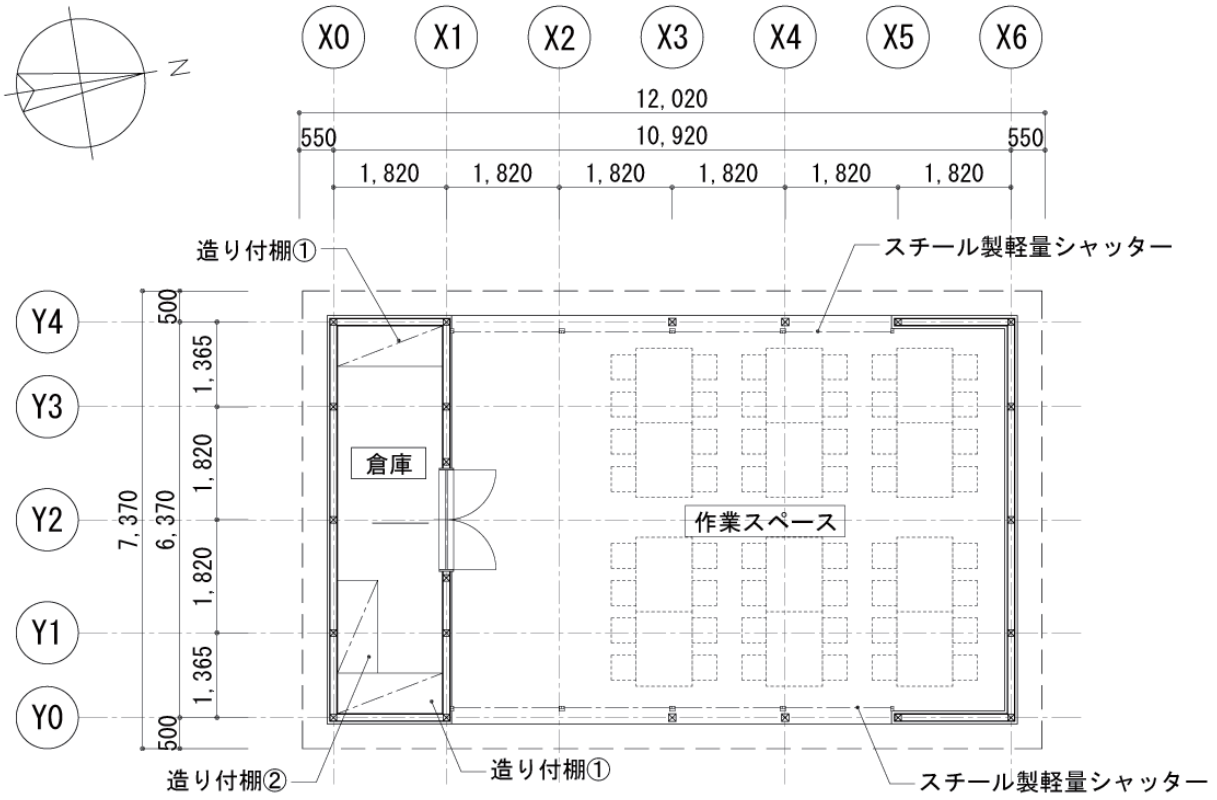

図 ４−２０ 体験棟平面図

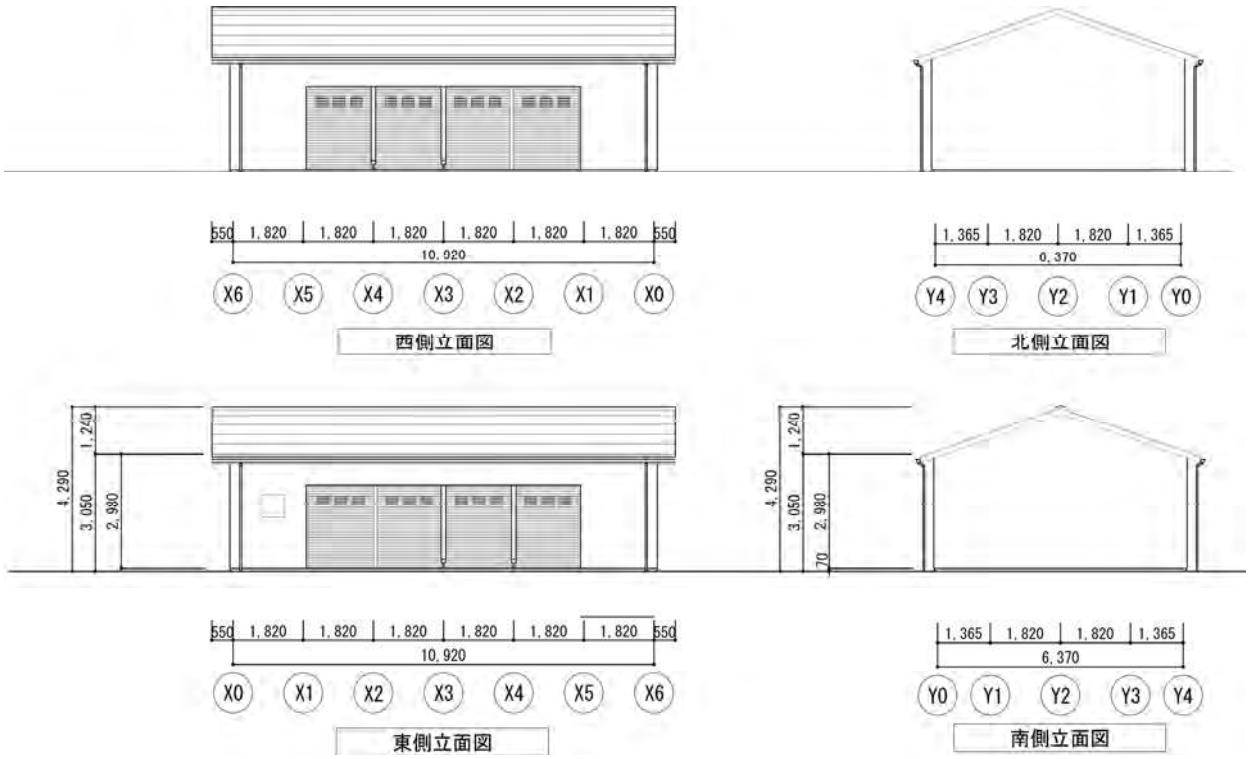

図　４－２１　体験棟立面図

写真　４－２１　体験棟施工状況１

写真　４－２２　体験棟施工状況２

写真　４－２３　体験棟施工状況３

写真　４－２４　体験棟施工状況４

写真　４−２５　体験棟外観

写真　４−２６　体験棟シャッター解放

写真　４−２７　体験棟内部

（２）土器焼き体験施設

縄文時代と同じように野焼きにより土器焼きが体験できる場を整備した。整備規模は，団体 40 人程度が一度に体験できる規模とした。また，土器焼き体験は，野焼きであるため，万が一の延焼を防ぐため，園路や他施設からの離隔を充分に確保した。

構造は，運用後にも比較的容易にメンテナンスできるよう粘性土を締め固め，実施規模に応じて土器焼きレーンの溝を調整できるように可変性のあるものとした。

【規模・構造】

■ レーン　　：2 レーン，長さ 10m，巾 1m，深さ 0.1m (想定)

■ その他　　：周囲の芝に対し，熱による生育不良や延焼が生じにくいように，レーンの外周に 2m 程度のクリアランスを確保。

■ 施設構造　　：レーンおよびその外周は締め固めた粘性土とする。

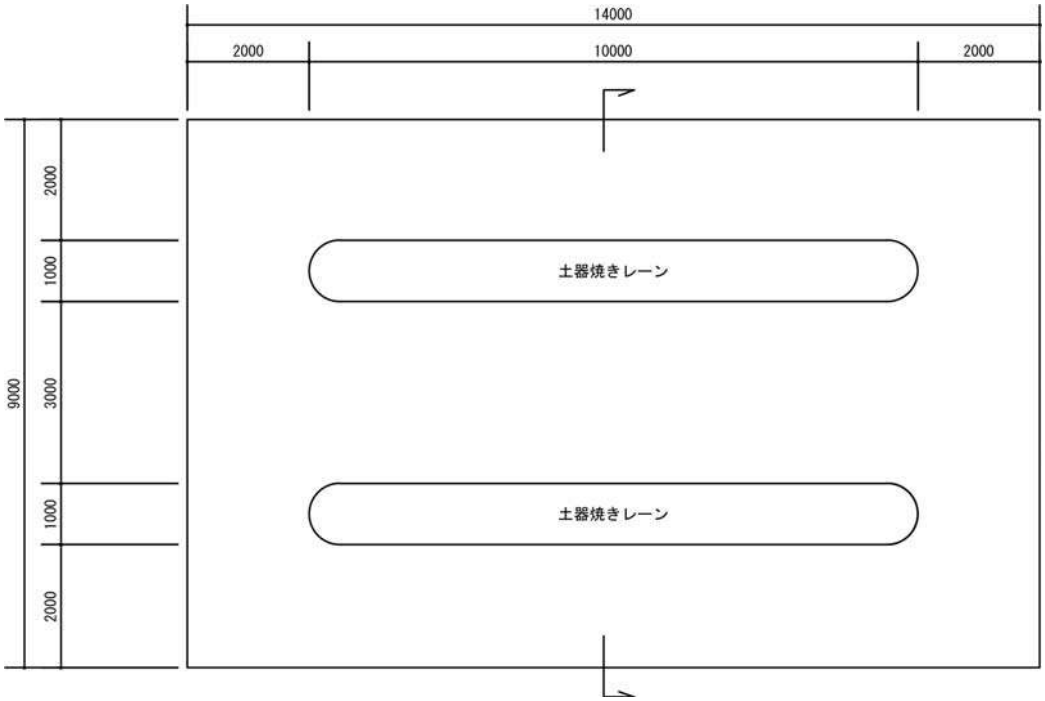

図　４−２２　土器焼き体験施設平面図

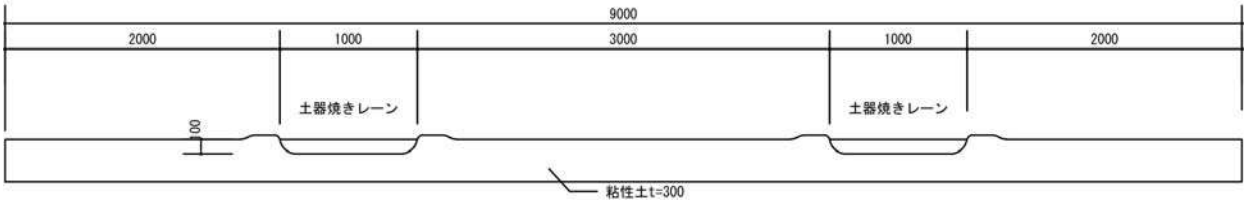

図　４−２３　土器焼き体験施設断面図

（３）発掘体験施設

発掘体験施設は，遺跡の発掘調査の様子を知るきっかけとして模擬的に発掘調査を体験できる場として整備した。

【規模】

■ 利用人数　　：1 回あたり 20 人程度
■ 敷地規模　　：55 ㎡（外形寸法）

【構造】

全体の形状は隅丸長方形で，その底面から更に掘り下げる要素があり，竪穴住居を 1 軒表現する（3 号住居跡：縄文中期中葉）。造作には耐久性と質感を両立すべく 2 種の構造を用い，なるべく土に近い風合いに仕上げる。

■ 遺構再現部　：モルタル造形および保護塗装
住居壁部分は，コンクリート擁壁で基本形状を再現し，傾斜部分は遺構形状に合わせて調整する。さらに詳細な凹凸形状は，モルタル造形にてできるだけ細部にわたり再現する。モルタル造形はコンクリート基礎の上にラス網を貼り，遺構土に近似色の顔料を混ぜたモルタルで造形後，さらに屋外用水性塗料で保護塗装を施す。
：（基礎）：砕石層およびコンクリート
：（排水施設）：炉穴および柱穴部直下の砕石層に合成樹脂可とう管（穴あき）Φ 150 を敷設。

■ その他　　：改良土
遺構再現部以外の素材は，発掘体験時に土を入れて使用することを想定し，耐久性と土の質感の双方を実現するため，他遺跡においても実績があり，雑草の繁茂を抑制し，寒冷地にも対応する自然土舗装材で，主に真砂土と固化材を混合した改良土を採用した。

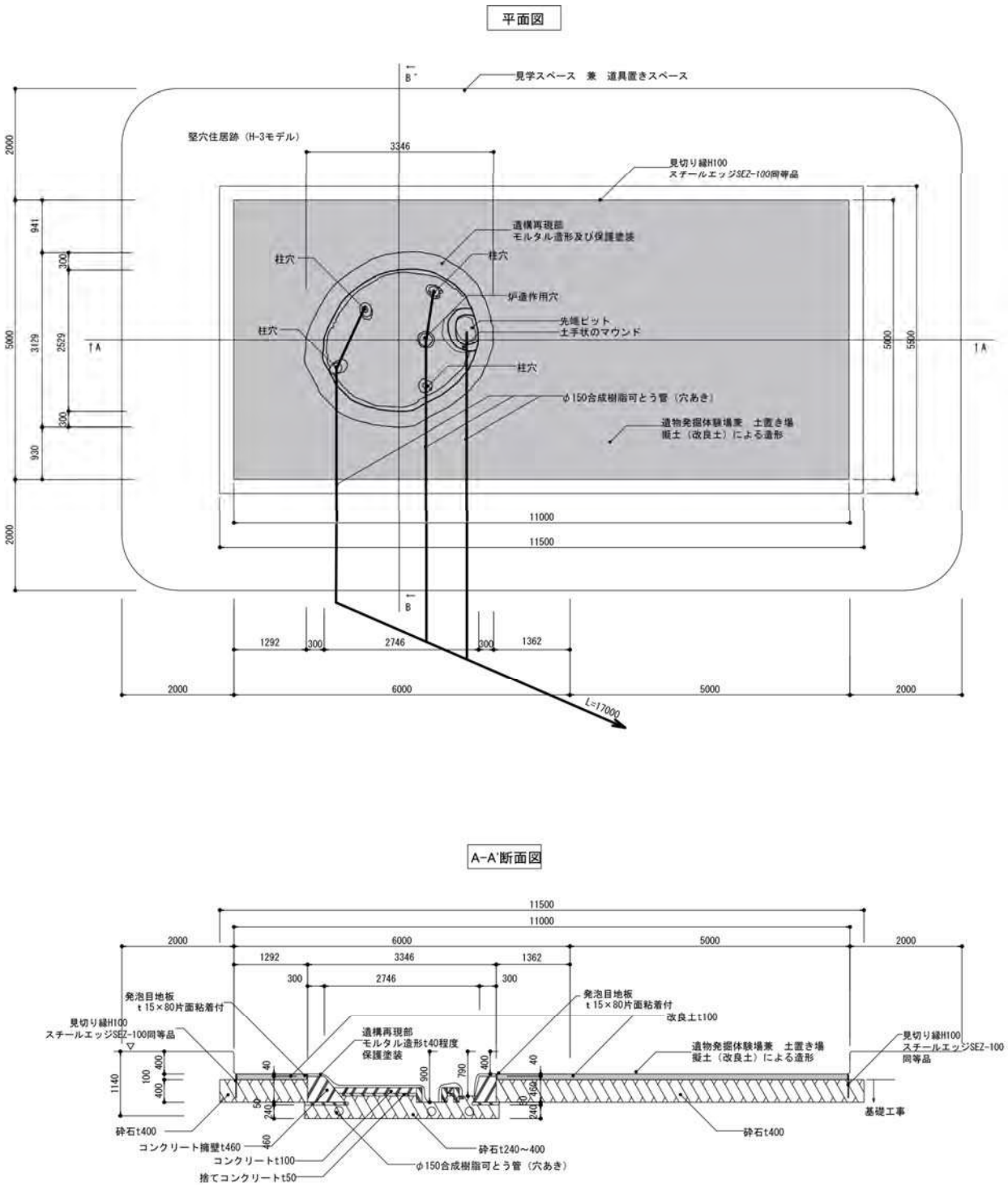

図　４－２４　発掘体験施設平面図および断面図

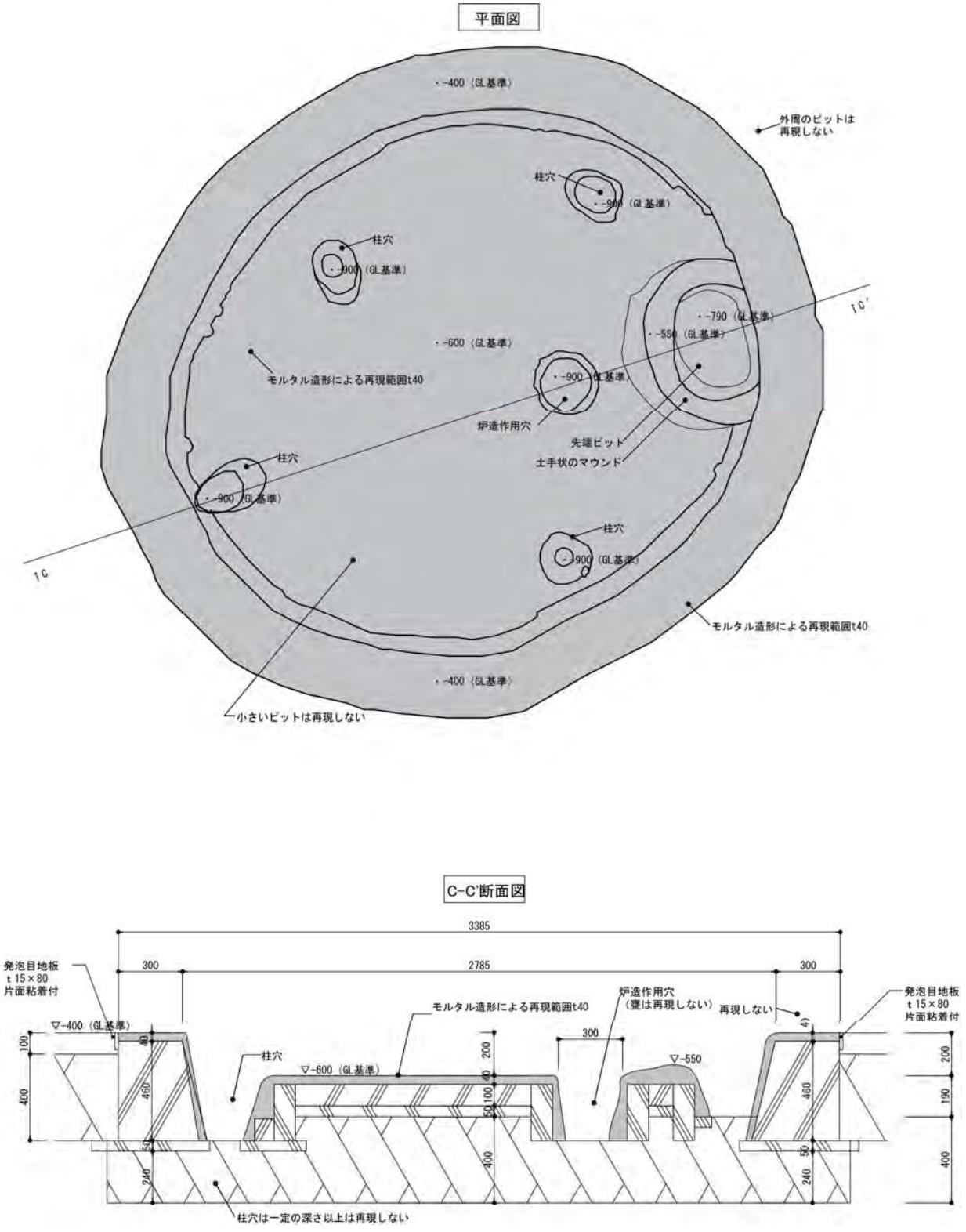

図　４−２５　再現する遺構モデルの住居詳細図および断面図

写真　４−２８　発掘体験施設施工状況

写真　４−２９　発掘体験施設施工状況（遺構モデルの住居）

第３節　管理便益施設

１．多目的スペース

多目的スペースは，管理棟が位置し，維持管理作業や緊急時および高齢者・障がい者等の見学など，多目的に利用可能なスペースとして整備した。車両が切り返して退出できる空間を確保するとともに，史跡内の各所へ繋がる結節点として整備した。

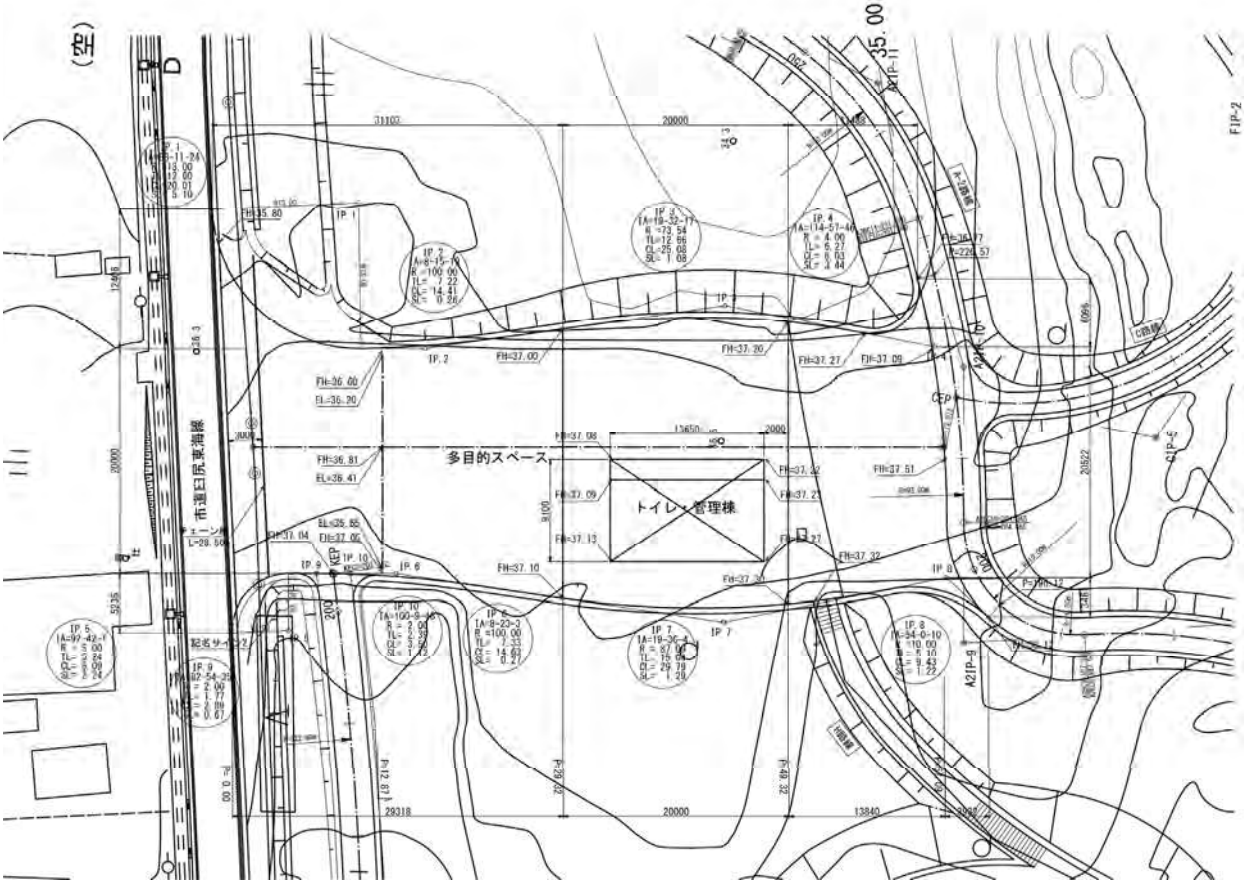

図　４−２６　多目的スペース詳細図

写真　４−３０　多目的スペース施工状況

写真　４−３１　多目的スペース施工完了

２．管理棟

管理棟は，施設管理および来訪者の休憩施設として整備した。

高齢者・障がい者等の来訪に配慮し，建物内は段差がなく，外部からのアプローチにスロープおよび手摺を設置することで，バリアフリーに対応した施設整備とした。

【整備内容】

- ■ 構造／規模　　：木造（在来工法）／平屋建
- ■ 建築面積／延べ面積　：124.22 ㎡／99.37 ㎡
- ■ 用途　　：トイレ，事務室，休憩室，給湯室，倉庫
- ■ 耐用年数　　：20 年程度

【仕上表】

- ■ 屋根　　：ガルバリウム鋼板 平葺き（茶色）
- ■ 外壁　　：アクリル樹脂系装飾仕上塗材【砂入り塗り壁】（土色）
- ■ 外部サイン　　：ステンレス製 焼付塗装五分艶消し（ブラック）
- ■ 内部床仕上げ　　：塩ビタイル【防滑・防汚・耐摩耗】（グレー）
- ■ 内部壁仕上げ　　：シナ合板 クリヤーラッカー塗り五分艶消し
- ■ 内部天井仕上げ　　：せっこうボード 合成樹脂エマルションペイント塗り（ホワイト）

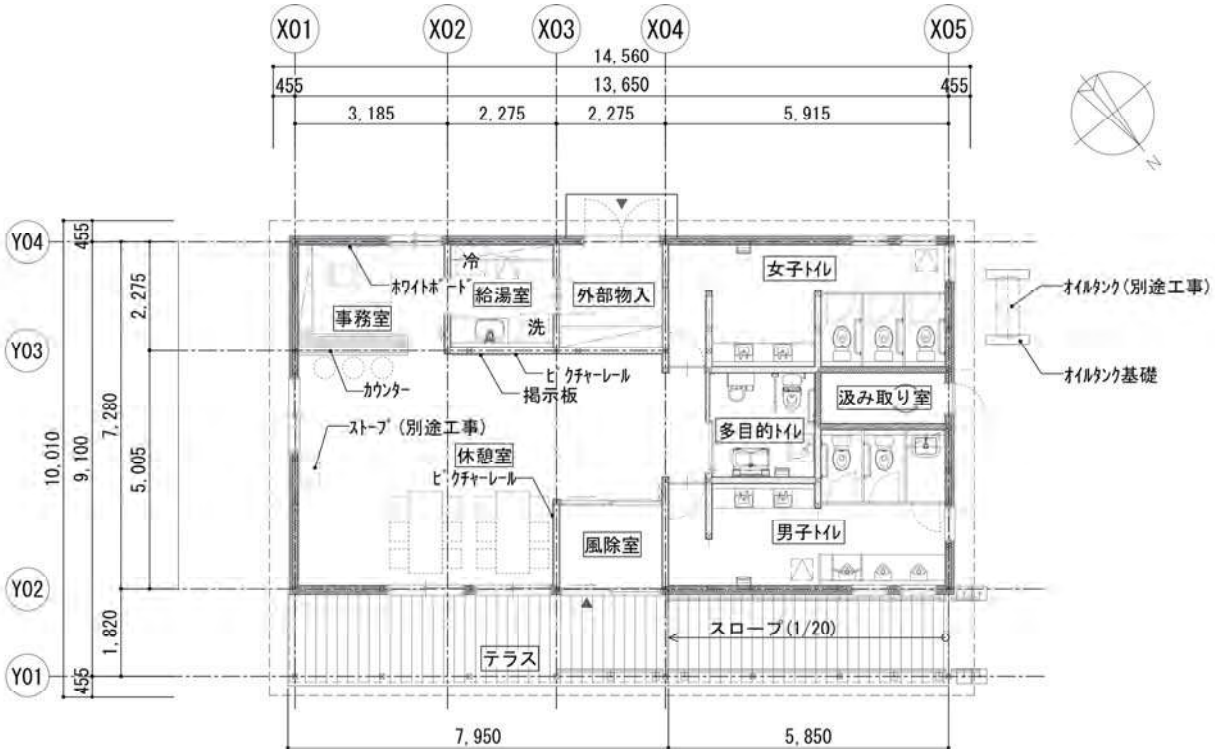

図　４−２７　管理棟平面図

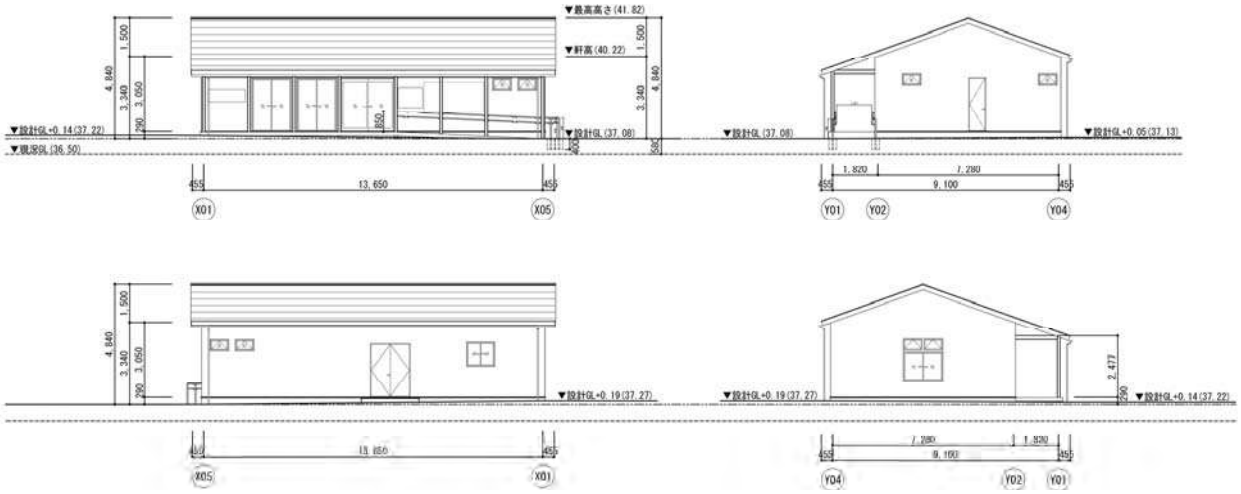

図　４－２８　管理棟立面図

写真　４－３２　管理棟施工前

写真　４－３３　管理棟施工状況

写真　４－３４　管理棟施工完了

写真　４−３５　管理棟内部

写真　４−３６　管理棟事務室

写真　４−３７　管理棟トイレ入口

３．ベンチ

ベンチは，展望デッキに２基設置した。構造は基礎掘削がいらない重力式基礎とした。座面には交換可能な再生木材を採用した。

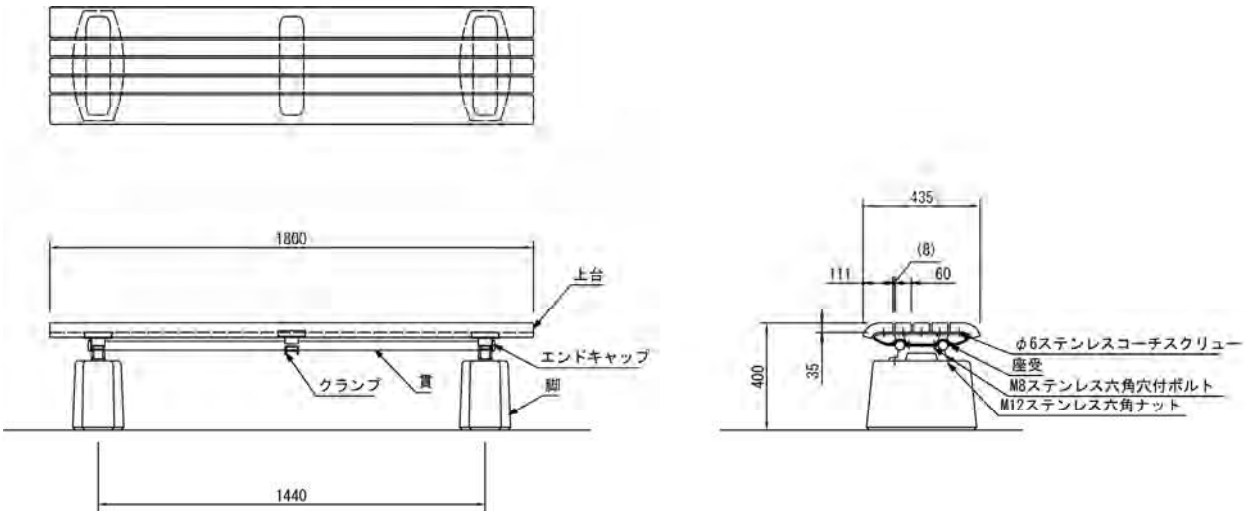

図　４−２９　ベンチ詳細図

４．照明灯

照明灯は，夕方や曇天時など薄暗い際の見学者の移動を補助するために設置した。

【整備内容】

景観に配慮し，高さがあるポールライトは採用せず，地面に近いフットライトとして整備し，灯具高は940mm とした。照明は LED 照明とし，照明光束は，補助的な機能であることから 530lm とした。

また，環境面および維持管理面に配慮し,電源は各灯具上面に配したソーラーパネルから供給するシステムを採用した。

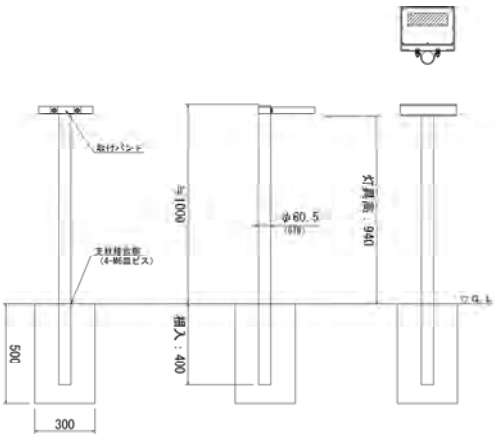

図　４−３０　ソーラーブランケットライト取付図

【設置箇所】

設置箇所は，入口ゲートからエントランス広場までに園路に５基に設置した。

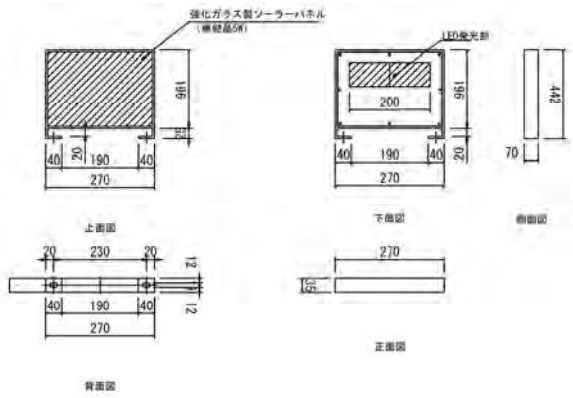

図　４−３１　ソーラーブランケットライト外観図

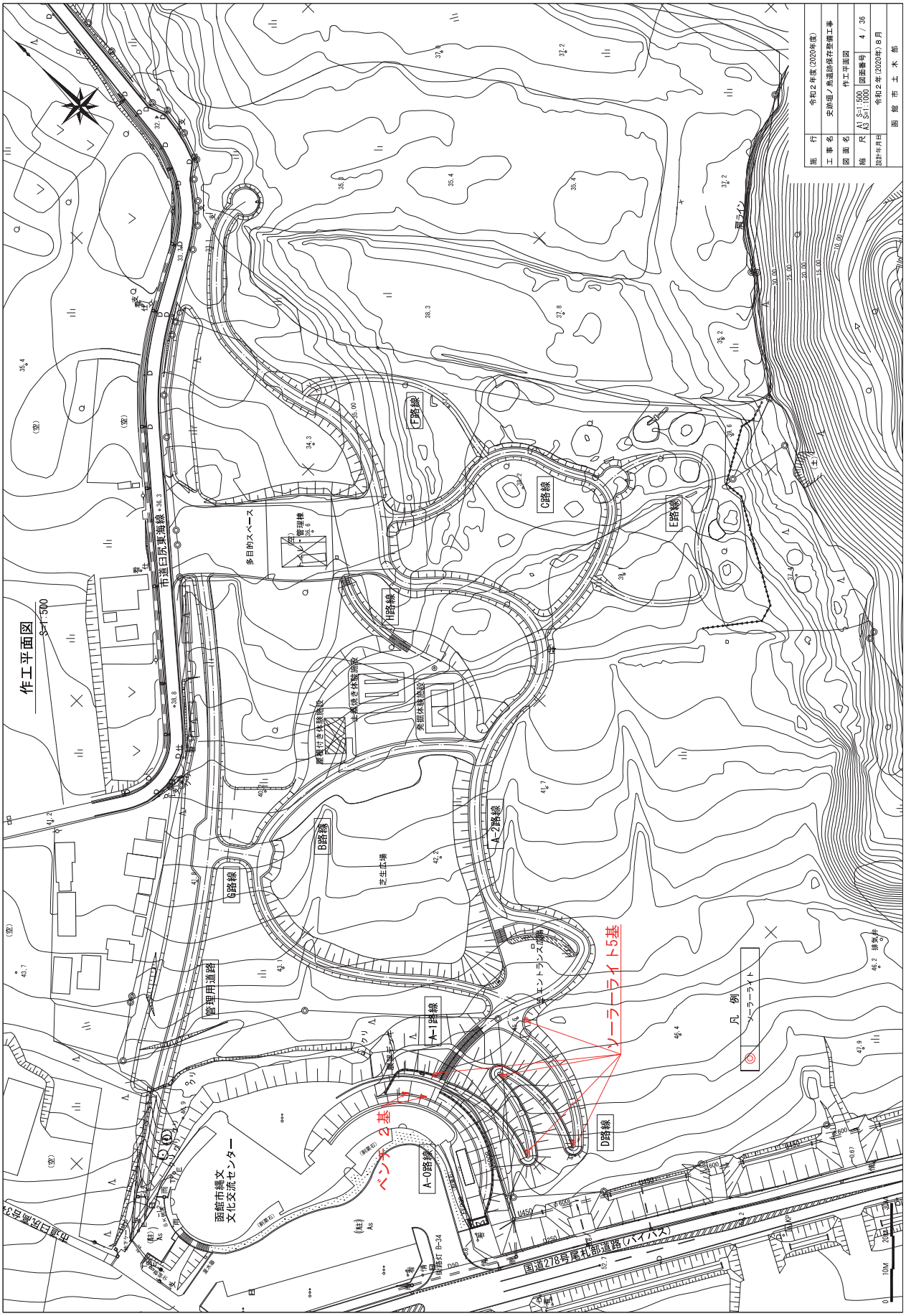

図　４−３２　ベンチ，照明灯位置図

５．柵・ゲート

（１）入口ゲート

入口ゲートは，史跡全体へのファサードの役割および来訪者数の管理を担う施設として整備した。

縄文文化交流センター等，既存の周辺景観との調和に配慮するとともに，入口としての視認性を高めるため構造物の圧迫感の低減，テーマカラーやアクセントカラーの設定と反映，色や質感を活用した誘目性の向上を図る整備とした。

また，来訪者数を把握するための人数カウンターを設置した。

【整備内容】

テーマ・アクセントカラー　：縄文文化交流センターのベースカラーはグレー系，アクセントカラーはブラック系のため，調和性や統一感を重視し，サイン関係は同様の色調を採用した。一方で，縄文を想起させるイメージカラーとして，ゲート自体は赤茶系とした。

【仕上表】

■ 外壁　　：道南杉 羽目板張り 木材保護塗料仕上げ（赤茶色）

■ サイン　　：ステンレス製 焼付塗装五分艶消し（ブラック）

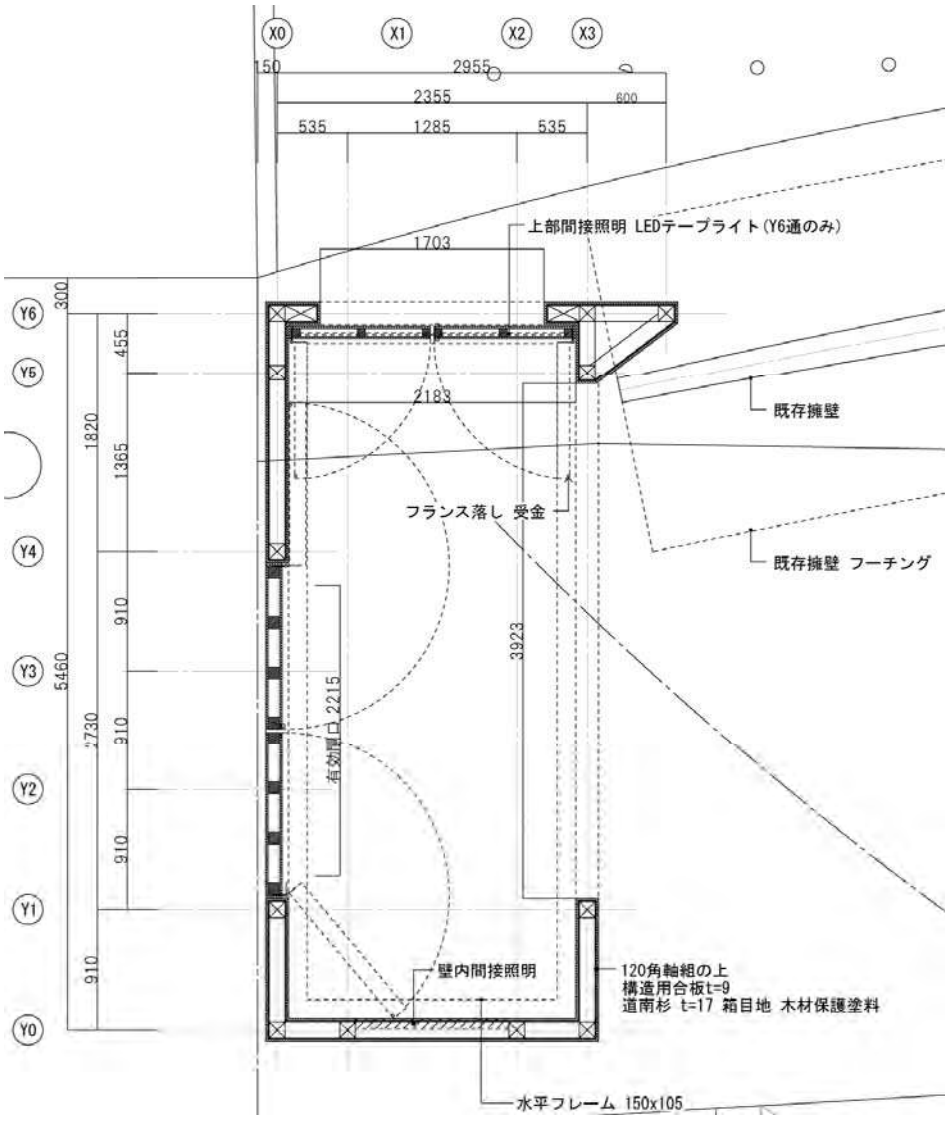

図 ４-３３ 入口ゲート平面図

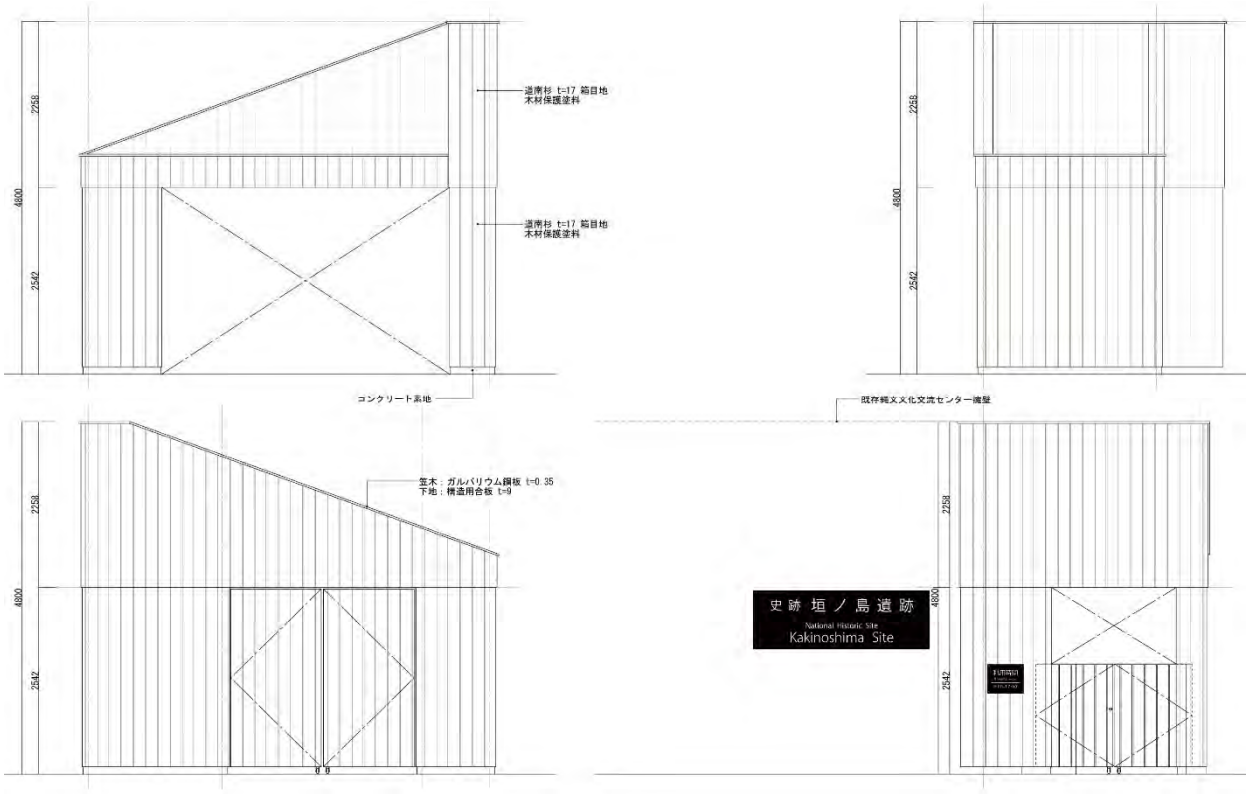

図　４−３４　入口ゲート立面図

写真　４−３８　入口ゲート施工状況１

写真　４−３９　入口ゲート施工状況２

写真　４−４０　入口ゲート正面および記名サイン

写真　４−４１　入口ゲート側面

（２）チェーン柵

維持管理用および緊急車両等の入退を管理するためのチェーン柵を，多目的スペースに 28.5m，市道境界部 4.5m 設置した。

支柱およびチェーンとも耐久性を重視し，ステンレス製とし，車両乗入れ部は着脱式とした。

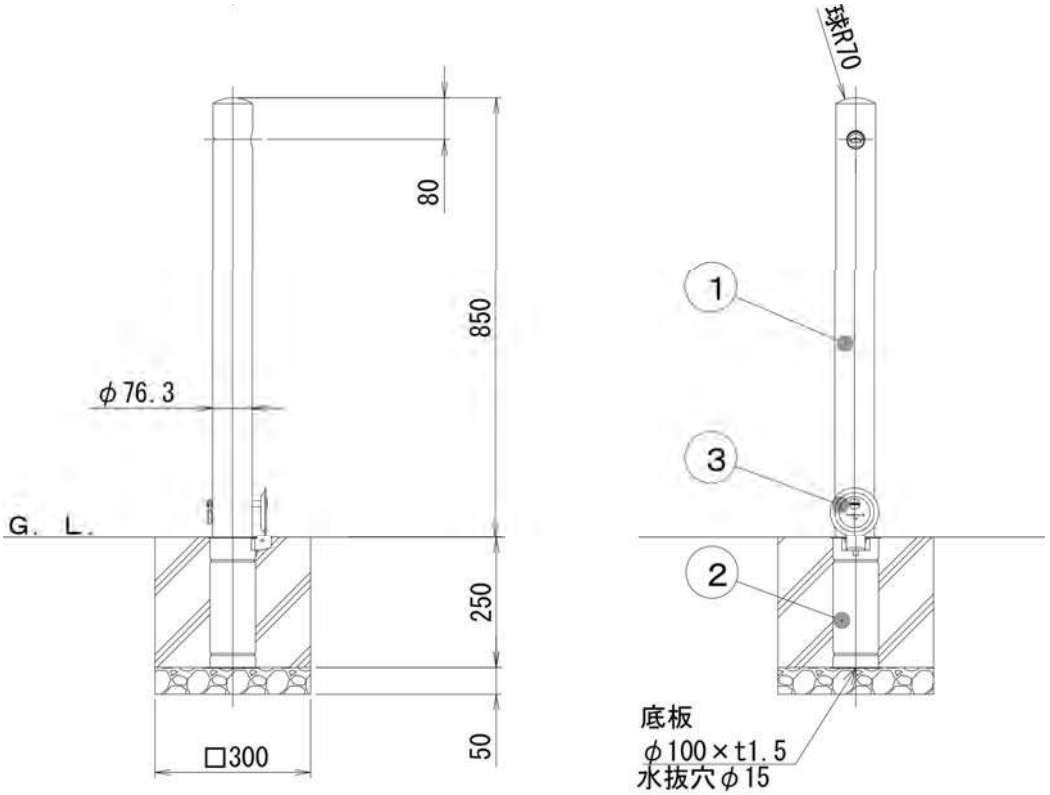

図　４−３５　チェーン柵詳細図

（３）転落防止柵

入口部から展望デッキにかけてゲートと史跡現況地盤との高低差が 5m 以上になるため，展望デッキには水平部用の，園路には傾斜部用の転落防止柵を設置した。

規格は防護柵の設置基準・同解説（Ｐ種）に準拠したもので，縄文時代の景観に配慮するとともに耐久性も考慮した擬木柵とした。

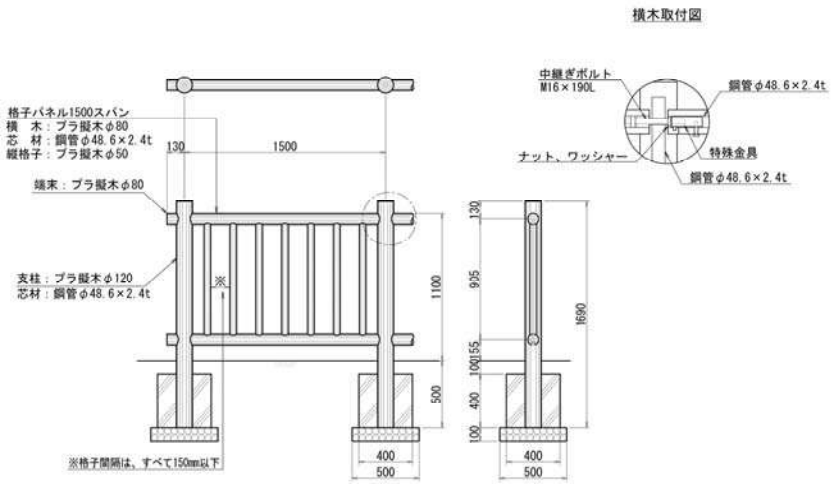

図　４−３６　転落防止柵詳細図（水平部）

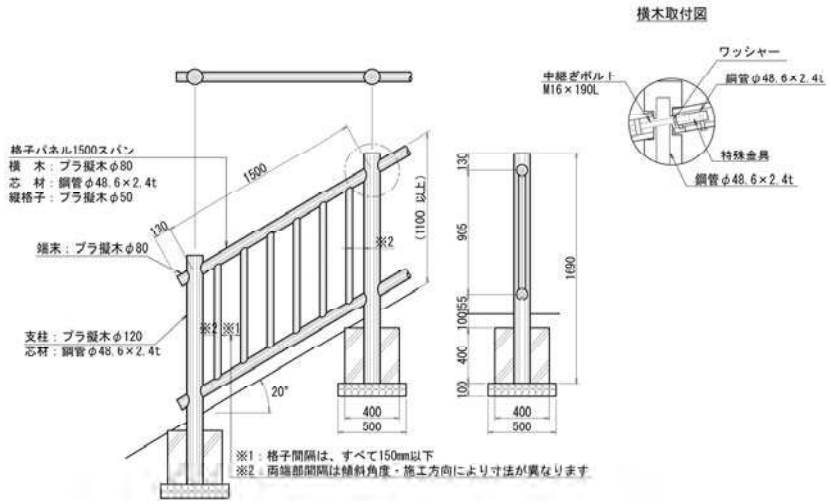

図　４−３７　転落防止柵詳細図（傾斜部）

写真　４−４２　転落防止柵

写真　４−４３　転落防止柵施工状況

写真　４−４４　転落防止柵施工完了（水平部）

写真　４−４５　転落防止柵施工完了（傾斜部）

（４）ロープ柵

竪穴建物群の川側（南西）地形は崖になっているため，崖方面への侵入を防止するためのロープ柵を 92m 設置した。支柱は縄文時代の景観に配慮するとともに耐久性も考慮した擬木製とした。基礎設置のために地盤を掘削することができない場所であるため，土手状の盛土を造成して設置した。

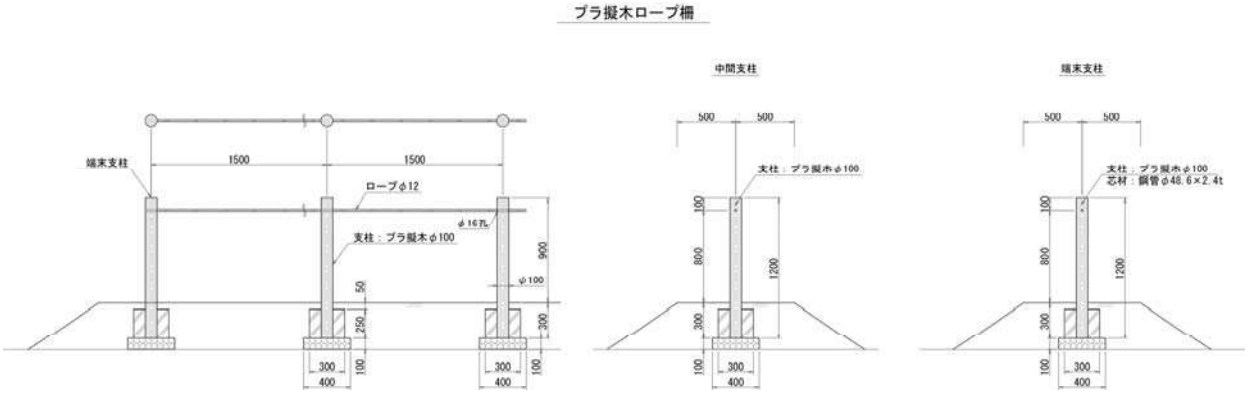

図　４−３８　ロープ柵詳細図

写真　４−４６　ロープ柵盛土の状況

写真　４−４７　ロープ柵施工状況

写真　４−４８　ロープ柵施工完了

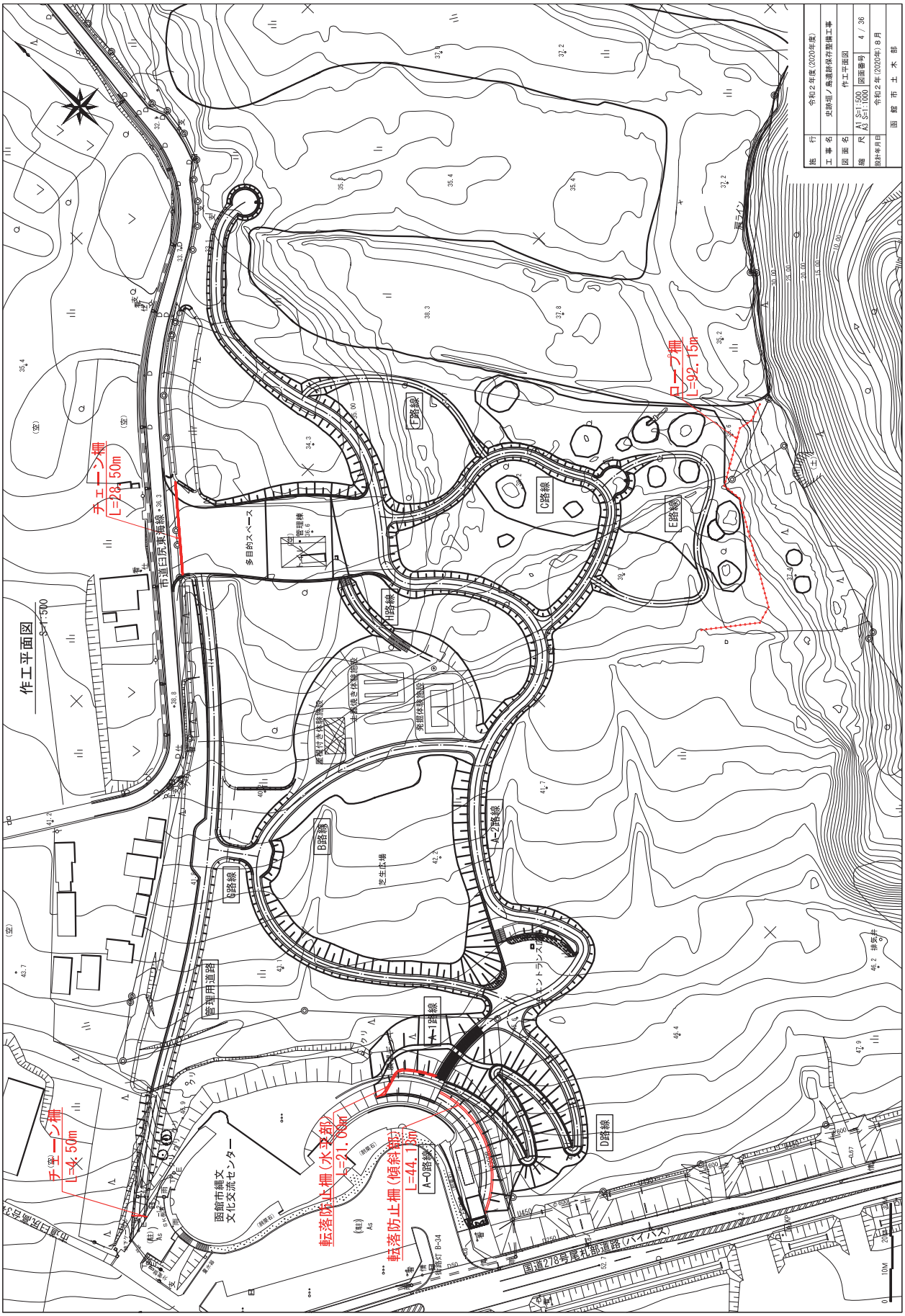

図　４−３９　柵・ゲート位置図

６．園路

（１）舗装部

主な見学者動線にはユニバーサルデザインの考え方を取り入れ，高低差のある史跡内を縦断勾配5%以下で移動できる園路を整備した。また，横断勾配は車いす利用時の快適性と路面の排水性のバランスに配慮し1%以下とした。

園路は遺跡の保護を大前提とし，盛土によって造成整備した。盛土法面勾配には 1：2 を採用した。盛土地形を周辺景観になじみやすくするため，高さは必要最小限とし，法肩，法尻はラウンディングを行い周辺地形に滑らかに擦り付けた。

主園路の有効幅員は，2 人以上のグループ利用を想定し，3.0m で整備した。補助園路の幅員は車いす同士がすれ違える 2.0m で整備した。管理用道路は管理車両が通行できる最小幅員の 3.0m で整備した。

表層は，主園路および主な広場的空間はカラー舗装とし，他の動線との違いを際立たせた。その他の園路は一般的な細粒度アスファルトとした。

（２）非舗装部

竪穴建物群周辺散策路および竪穴建物群から盛り土遺構開口部に向かう一部については，雑草抑制とぬかるみ防止を兼ねた砂利敷きとした。

（３）階段部

高低差が大きく，5%以下の勾配の園路だと迂回感が強くなる箇所には，丸太階段を整備した。丸太材には踏面が平らになり歩きやすい角丸太を採用し，材質は木および擬木とした。

写真　４−４９　園路全景

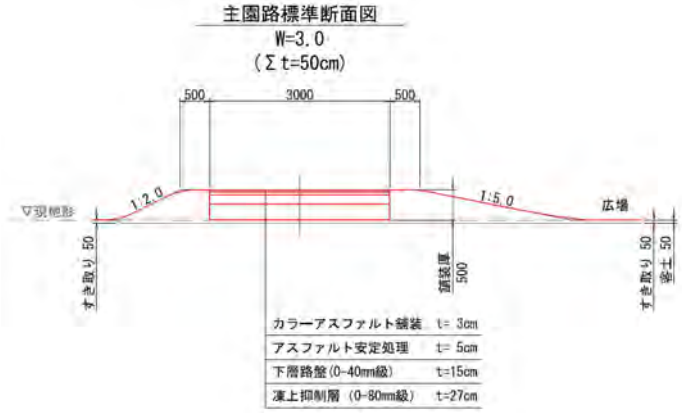

図　４−４０　カラーアスファルト断面図

写真　４−５０　園路カラーアスファルト舗装

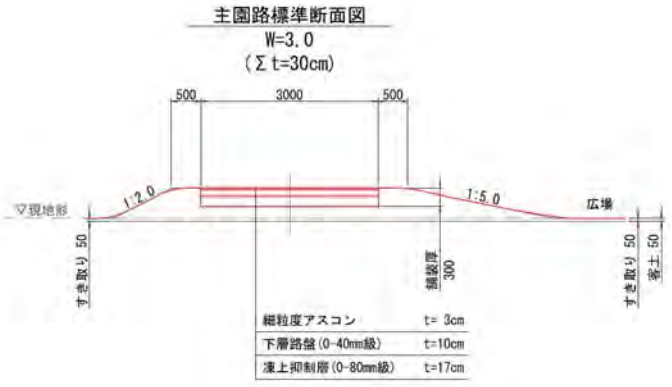

図　４−４１　細粒度アスファルト断面図

写真　４−５１　園路アスファルト舗装

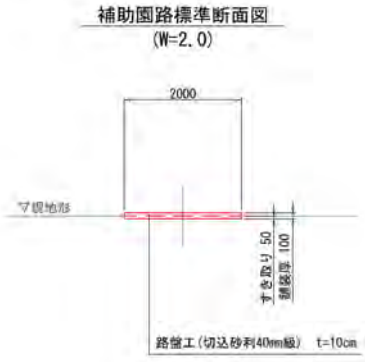

図　４−４２　砂利敷断面図

写真　４−５２　園路砂利舗装

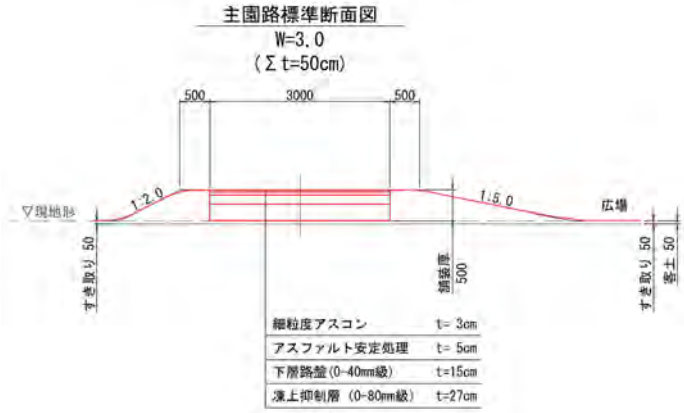

図　４−４３　管理用道路断面図

写真　４−５３　管理用道路アスファルト舗装

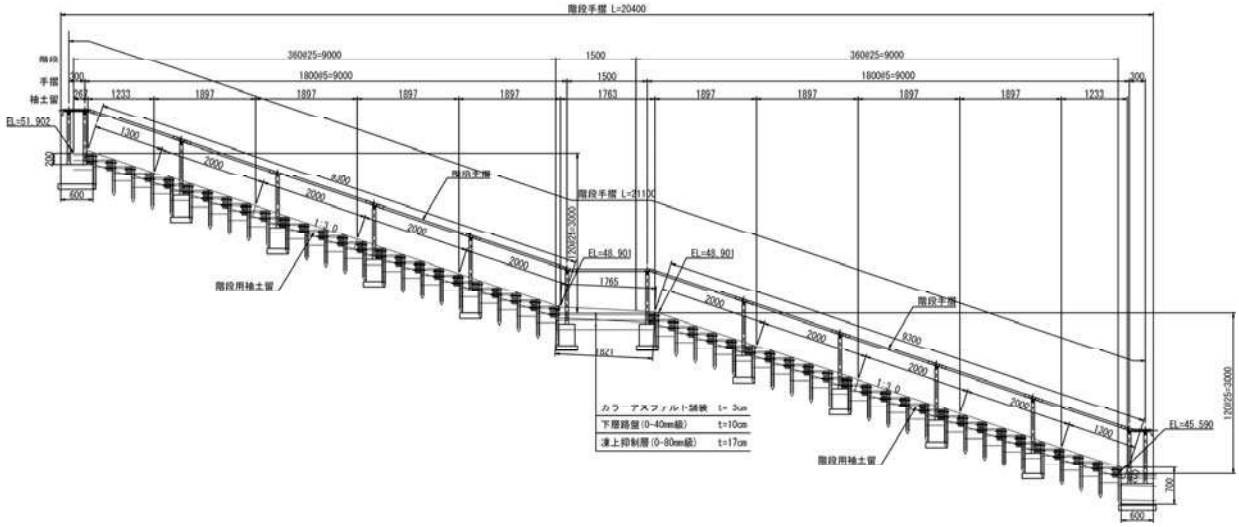

図　４−４４　階段①縦横断図

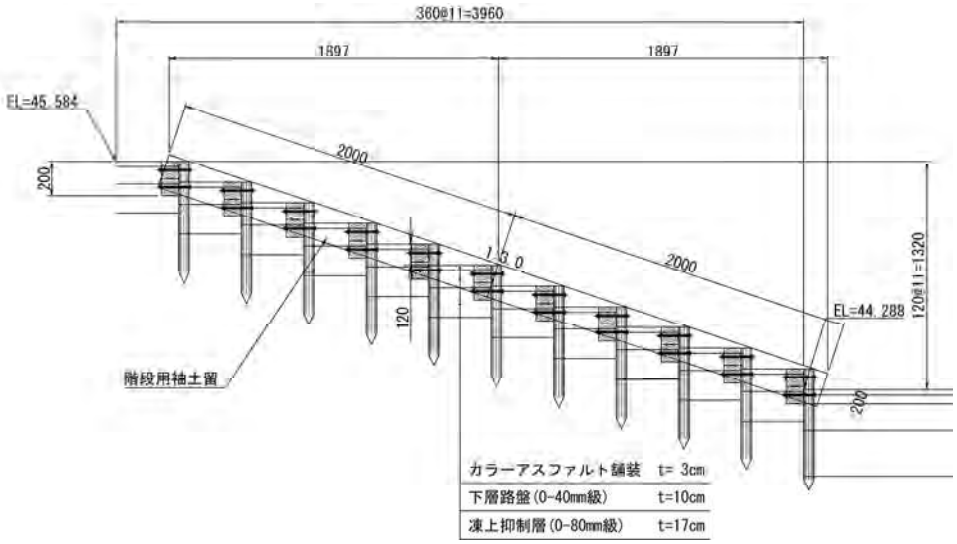

図　４−４５　階段②縦横断図

写真　４−５４　階段①

写真　４−５５　階段②

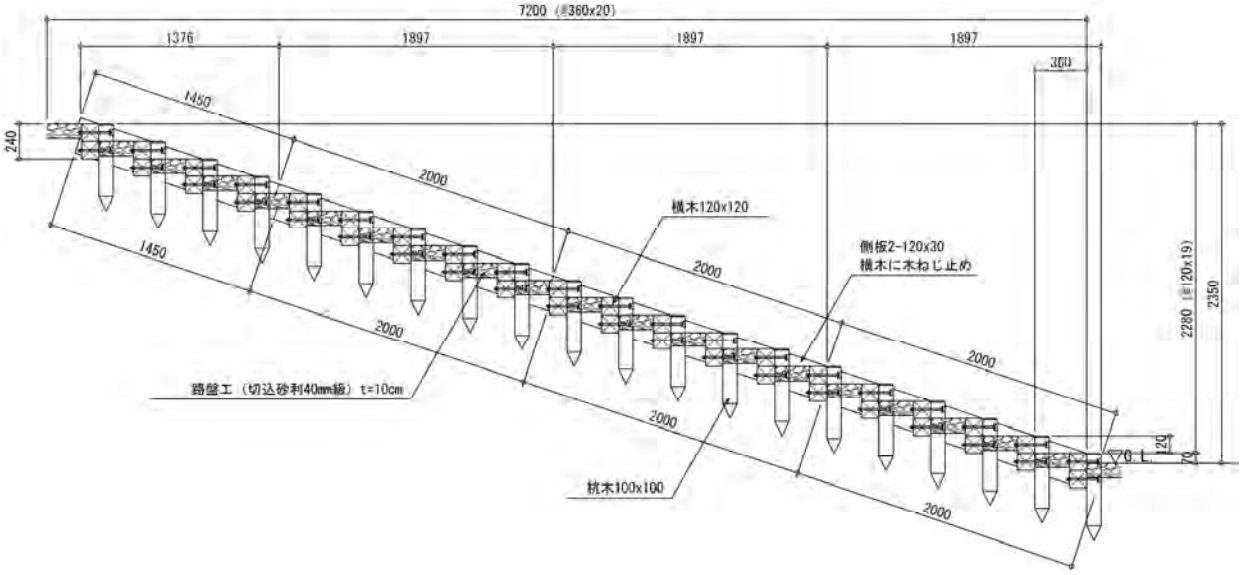

図　４－４６　階段③縦横断図

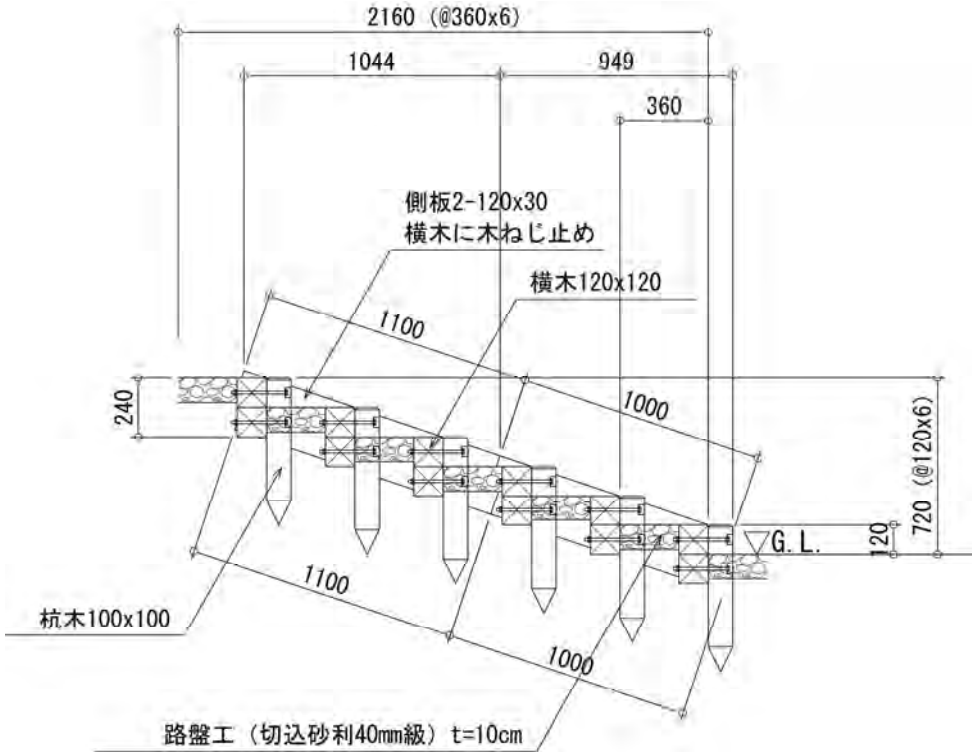

図　４－４７　階段④縦横断図

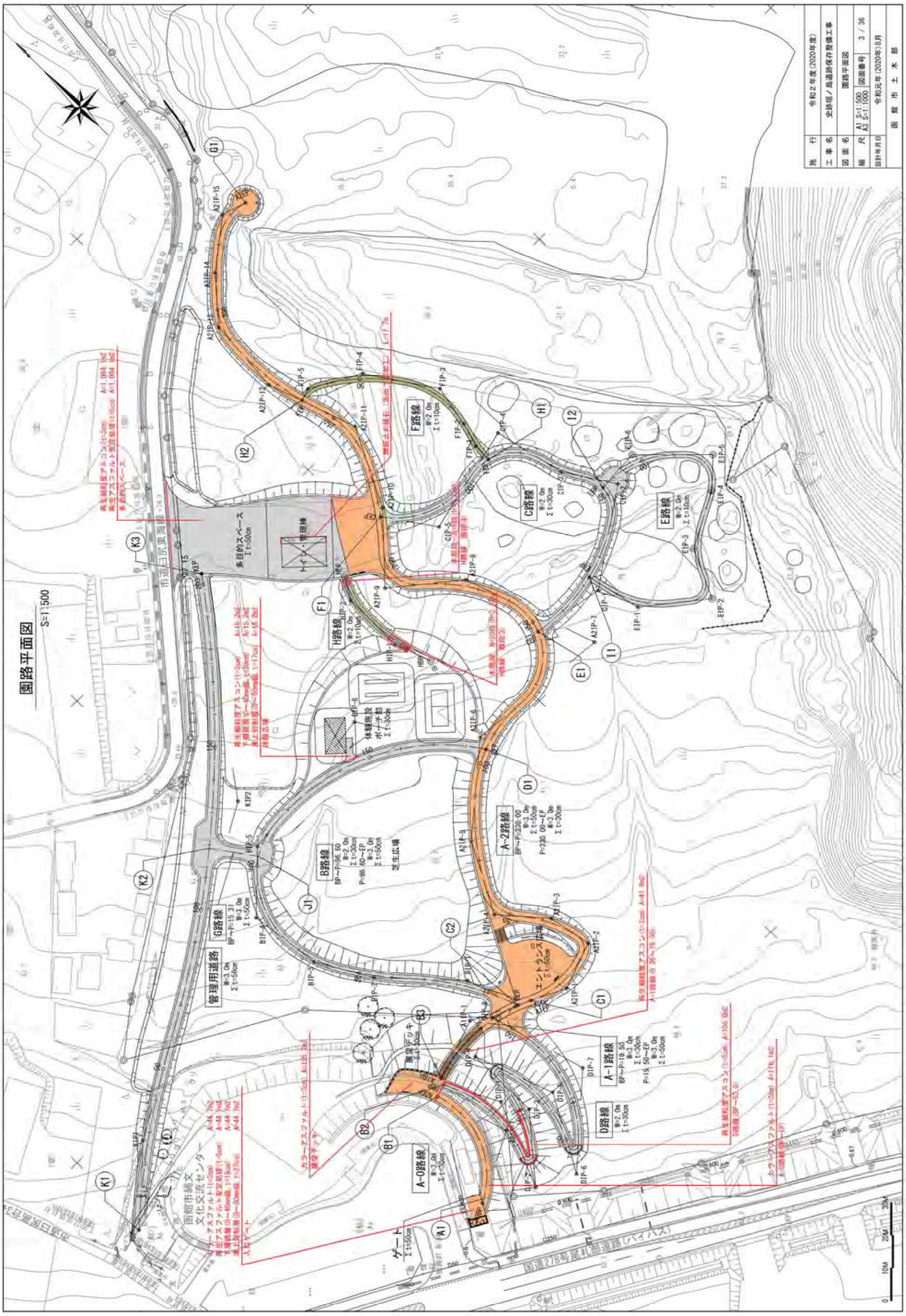
園路平面図
S=1:500
多目的スペース
トイレ・管理棟
エントランス
ゲート
管理用道路
A-0路線
A-1路線
A-2路線
B路線
C路線
D路線
E路線
F路線
G路線
H路線

図　4－4８　園路平面図

第４節　案内・解説施設

１．総合案内板

総合案内板は，史跡全体図，現在地，施設名（日本語・英語），施設機能を示すピクトグラム，施設の位置，経路など史跡全体の情報を伝える案内板として整備した。

総合案内板で表示した施設は，エントランス広場，管理棟，盛り土遺構，竪穴建物群，体験施設，展望デッキ等である。

【整備内容】

表示板中心高さは，車いす使用者および歩行者目線に配慮した高さとした。表示面寸法は，約 4～5m離れたところから読み取れる標準的な文字の大きさや（和文文字高：2cm 程度，英文文字高：1.5cm 程度，ピクトグラム 4.5cm 程度），表示される内容と他事例を参考に 1,800mm×1,200mm のサイズを設定した。支柱およびパネルはアルミを採用し，B パネル板面は，クリア塗装，F パネル，裏パネルは合成樹脂焼塗装を採用した。

また，管理棟に設置する総合案内板は，壁付けのタイプとし，表示基盤はアルミ複合板で表示方法はインクジェット印刷を採用した。寸法は 2,400mm×1,200mm のサイズとした。

【設置箇所】

総合案内板は，エントランス広場，管理棟（壁付け）に設置した。

【表示内容】

エントランス広場に設置した総合案内板は，史跡垣ノ島遺跡の概要を示すものと遺跡全体の位置や施設配置等を示すものである。

管理棟に設置した総合案内板は，入口ゲート側からではなく，路線バス利用者等，多目的スペース側から入る見学者を想定し，エントランス広場に設置した 2 枚の案内板を 1 枚にまとめて表示したものである。

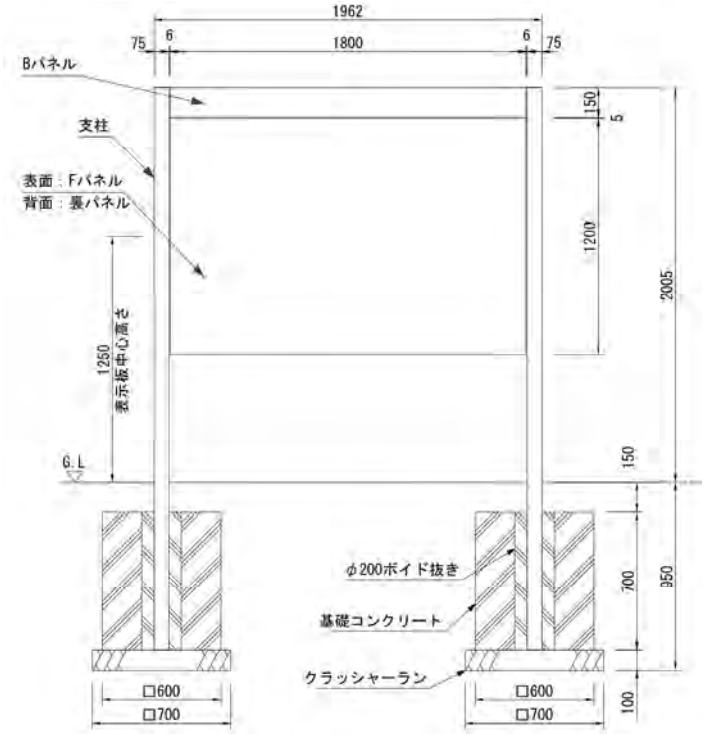

図　4－４９　総合案内板外観図

図　4−５０　総合案内板の表示内容（エントランス広場）

図　4−５１　総合案内板の表示内容（エントランス広場）

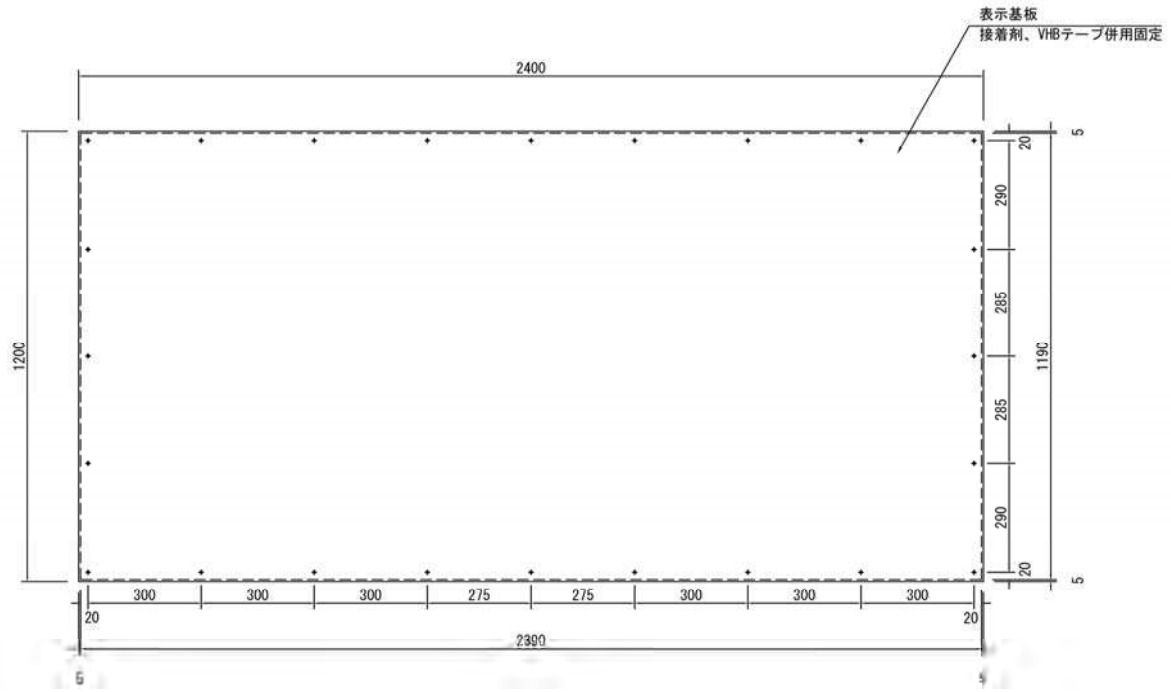

図　４−５２　総合案内板（壁掛け）外観図

図　４−５３　総合案内板の表示内容（管理棟）

２．案内標識

案内標識は，施設名（日本語・英語），施設機能を示すピクトグラム，施設の方向など，史跡内の主要施設へ円滑に誘導するための標識として整備した。

【整備内容】

表示面寸法は，10m以上離れたところから読み取れる標準的な文字の大きさや（和文文字高：6cm程度，英文文字高：4.5cm 程度，ピクトグラム 13.5cm 程度），積雪時に埋まらない高さ（120cm），園路盛土内に基礎を設置できる大きさ（基礎底面に敷くクラッシャーラン底面までの深さ 50cm）を踏まえて設定した。

本体は耐久性を優先してステンレス鋼を採用し，周囲の自然計画と調和しやすいダークブラウン系の塗装色を採用した。また，板面は更新や修正が可能なシート切り文字とインクジェットシートとした。

【設置箇所】

案内解説板は，園路の分岐地点 5 箇所に設置した。

【表示内容】

案内標識板の表示内容は，エントランス広場，トイレ，盛り土遺構，竪穴建物群への方向案内である。

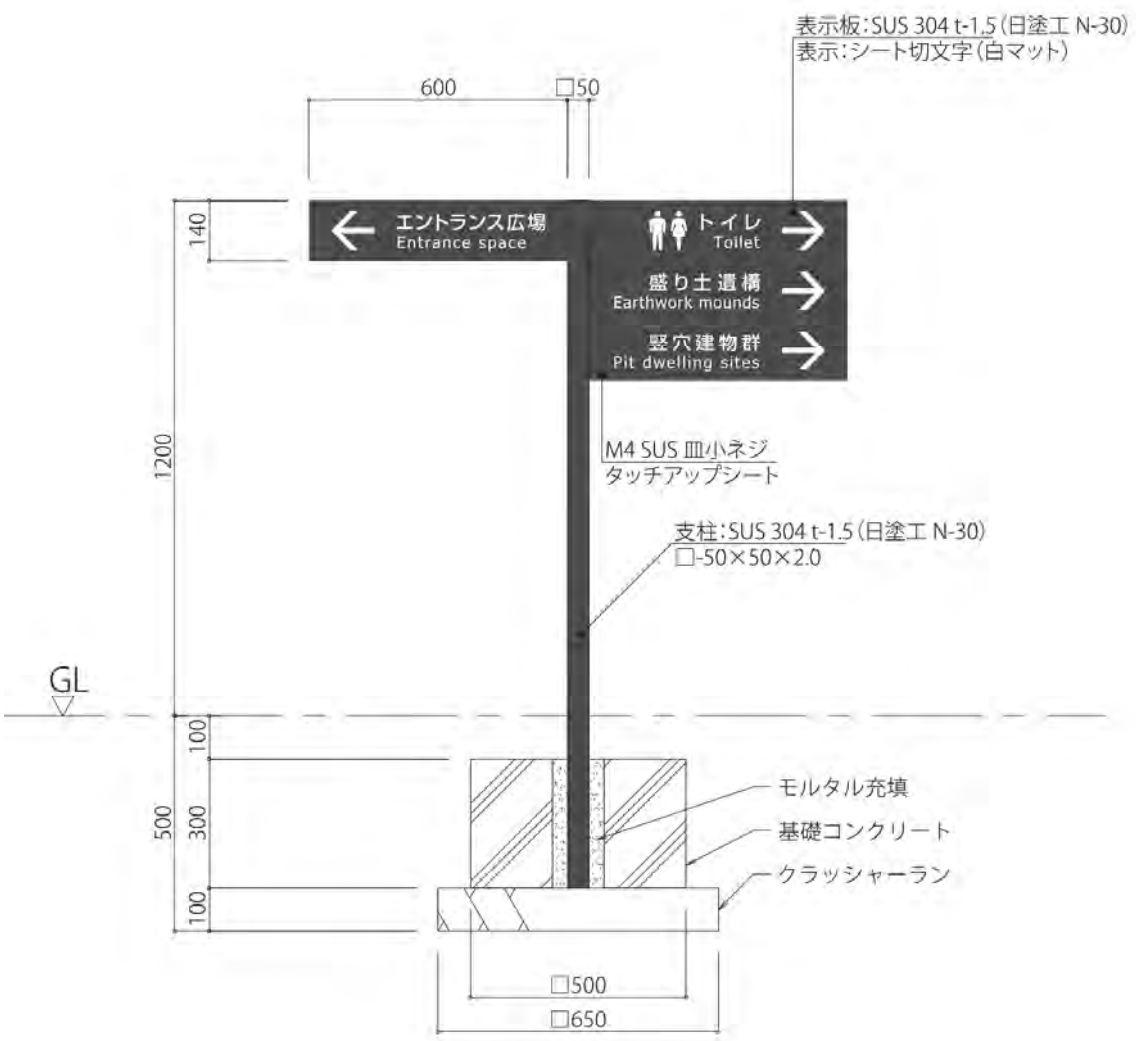

図　４−５４　案内標識外観図

	①	②	③	④
案内標識-1	エントランス広場 Entrance space →	トイレ Toilet →	盛り土遺構 Earthwork mounds →	竪穴建物群 Pit dwelling sites →
案内標識-2	エントランス広場 Entrance space →	トイレ Toilet →	盛り土遺構 Earthwork mounds →	竪穴建物群 Pit dwelling sites →
案内標識-3	エントランス広場 Entrance space →	トイレ Toilet →	盛り土遺構 Earthwork mounds →	竪穴建物群 Pit dwelling sites →
案内標識-4	エントランス広場 Entrance space →	トイレ Toilet →		
案内標識-5	エントランス広場 Entrance space →	トイレ Toilet →		

図　４−５５　案内標識面詳細図

写真　４−５６　案内標識施工状況

写真　４−５７　案内標識１

写真　４−５８　案内標識２

写真　４−５９　案内標識３

写真　４−６０　案内標識４

写真　４−６１　案内標識５

３．解説板

史跡を見学する際の代表的な視点場に解説板を整備した。史跡内では基礎設置のための現地盤の掘削が原則不可であるため，フレーム構造の本体をカウンターウェイトで固定する方法を採用した。

【整備内容】

解説板は史跡内の各地点を解説する解説板１と史跡全体を解説する解説板２を設置した。解説板１の表示寸法は 600mm×500mm とし，解説板 2 は史跡や縄文時代全体の解説板であることから 1,200mm×500mm とした。表示面はステンレス製の板面にインクジェットシートを張り，表面を UV ラミネートで保護する形式とした。本体は耐久性を優先してステンレス鋼を採用し，フレームは黒色系の塗装色を採用した。また，板面は更新や修正が可能なシート切り文字とした。

【設置箇所】

解説板１は史跡の代表的な視点場となる５箇所に設置した。解説板２は史跡主体部への導入地点となる展望デッキに設置した。

【表示内容】

解説板１は，①窪みで残る竪穴建物跡，②盛り土遺構，③丘状遺構，④道状遺構，⑤海への眺望を解説するものである。

解説板２は，現代の視点で，史跡主体部への誘導を図るべく縄文時代の垣ノ島遺跡を解説するものである。

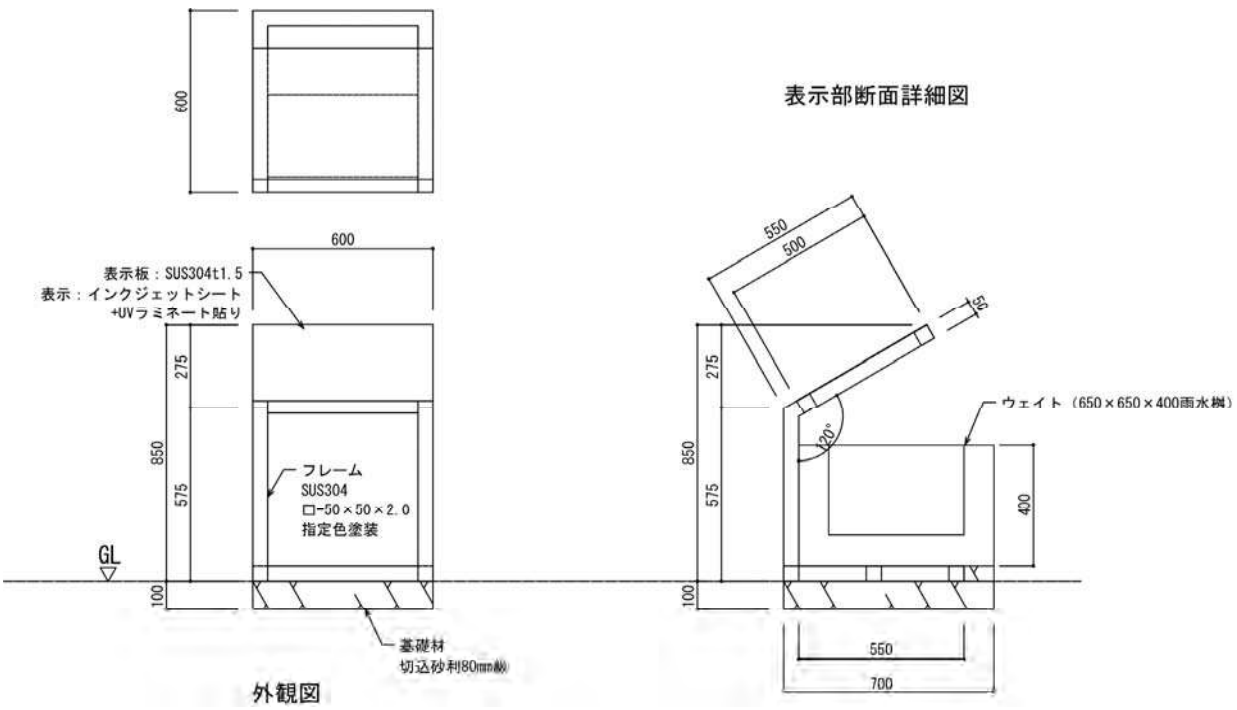

図　４−５６　解説板１外観図・断面詳細図

図　4－５７　解説板表示内容（窪みで残る竪穴建物跡）

図　4－５８　解説板表示内容（盛り土遺構）

図　４－５９　解説板表示内容（丘状遺構）

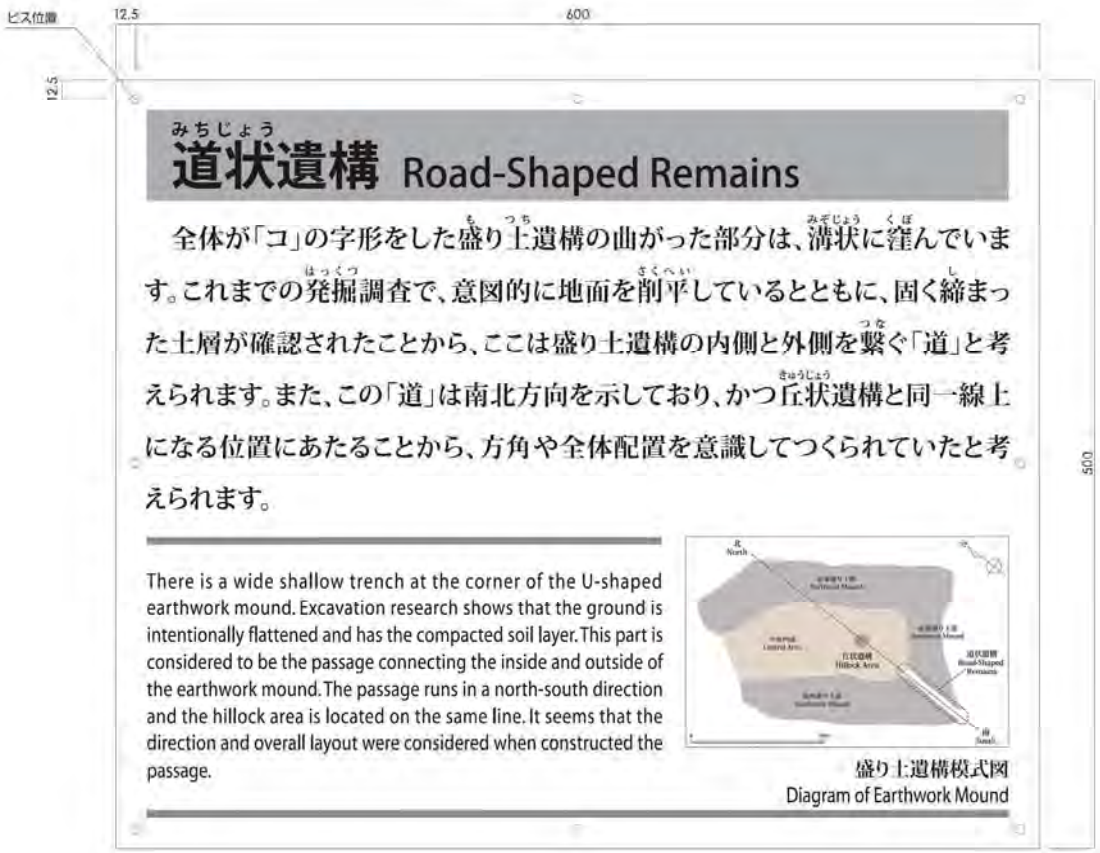

図　４－６０　解説板表示内容（道状遺構）

図　４－６１　解説板表示内容（海への眺望）

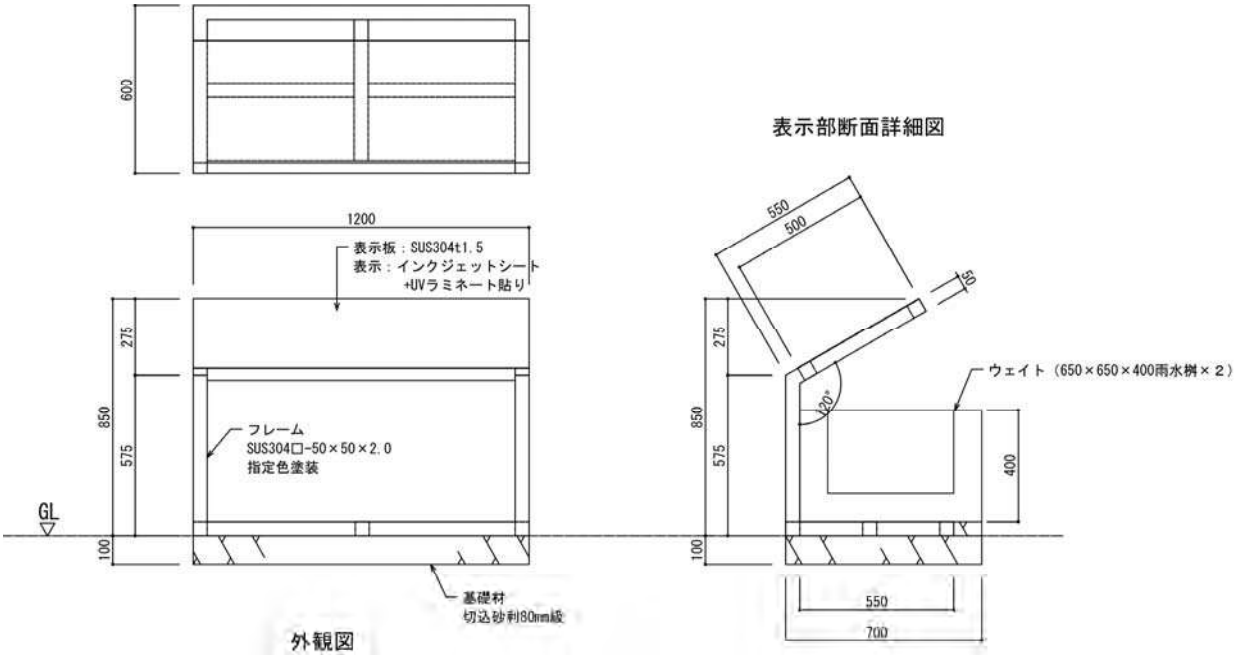

図　４－６２　解説板２外観図

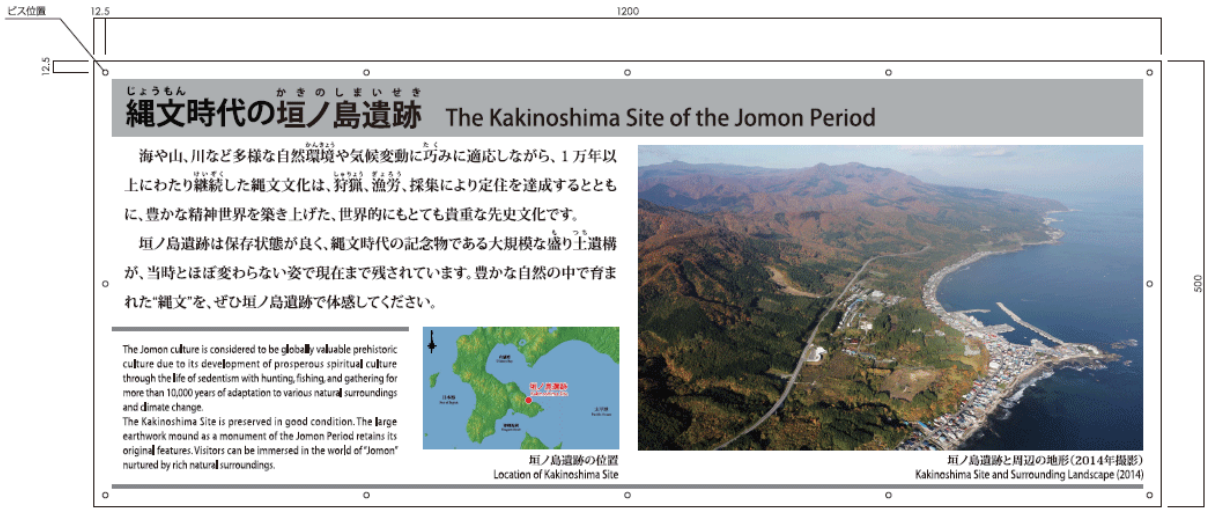

図　4－６３　解説板表示内容（縄文時代の垣ノ島遺跡）

４．記名サイン

記名サインは，訪れた見学者に対して施設の名称を告知するための標識として，整備した。

【整備内容】

多目的スペース設置のものについて，表示面寸法は，20m 程度離れたところから読み取れる標準的な文字の大きさや（和文文字高：8cm 程度，英文文字高：6cm 程度），積雪時に埋まらない高さ（120cm）を踏まえて設定した。なお，基礎形式は，基礎底面に敷くクラッシャーラン底面までの深さが設置する場所の盛土高より浅くなることを条件に決定した。

本体はアルミ鋼を採用し，板面は更新や修正が可能なシート切り文字とした。

（入口ゲート横の記名サインについては，第３節　５．(1) 入口ゲートの項参照。）

【設置箇所】

記名サインは，見学者の入口となる入口ゲート横および多目的スペース脇の 2 箇所に設置した。

【表示内容】

記名サインには，施設名「史跡　垣ノ島遺跡」を日本語と英語で示した。

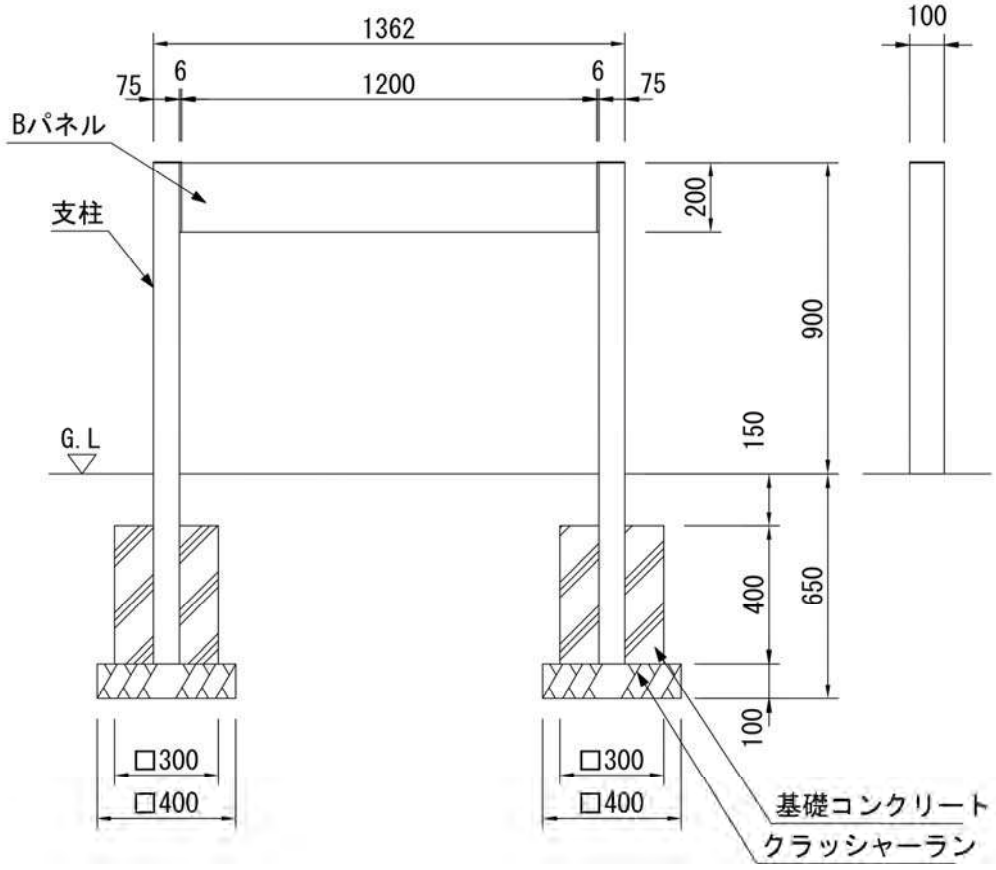

図　４−６４　記名サイン外観図

図　４−６５　記名サイン表示内容

５．アクセシブルサイン

アクセシブルサインは，見学者に階段とスロープの方向を示すために設置した。

【整備内容】

表示面の寸法は，300mm×185mm とし，高さは積雪時に埋まらない 1,200mm とした。

【設置箇所】

見学動線のうち階段とスロープが設置された分岐点となる展望デッキ，エントランス広場の 2 箇所に設置した。

【表示内容】

階段およびスロープの方向をピクトグラムで示した。

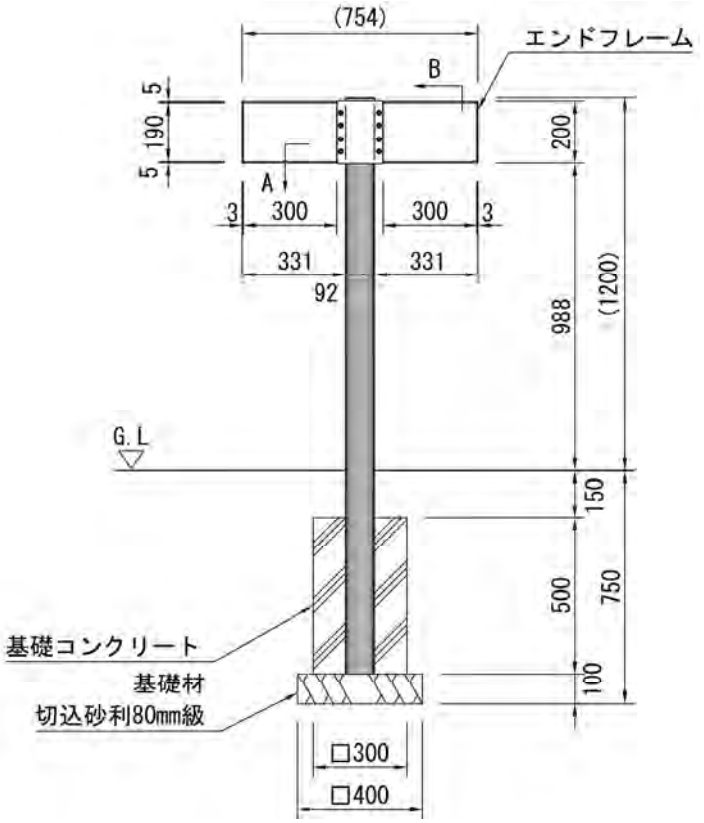

図　4-６６　アクセシブルサイン外観図

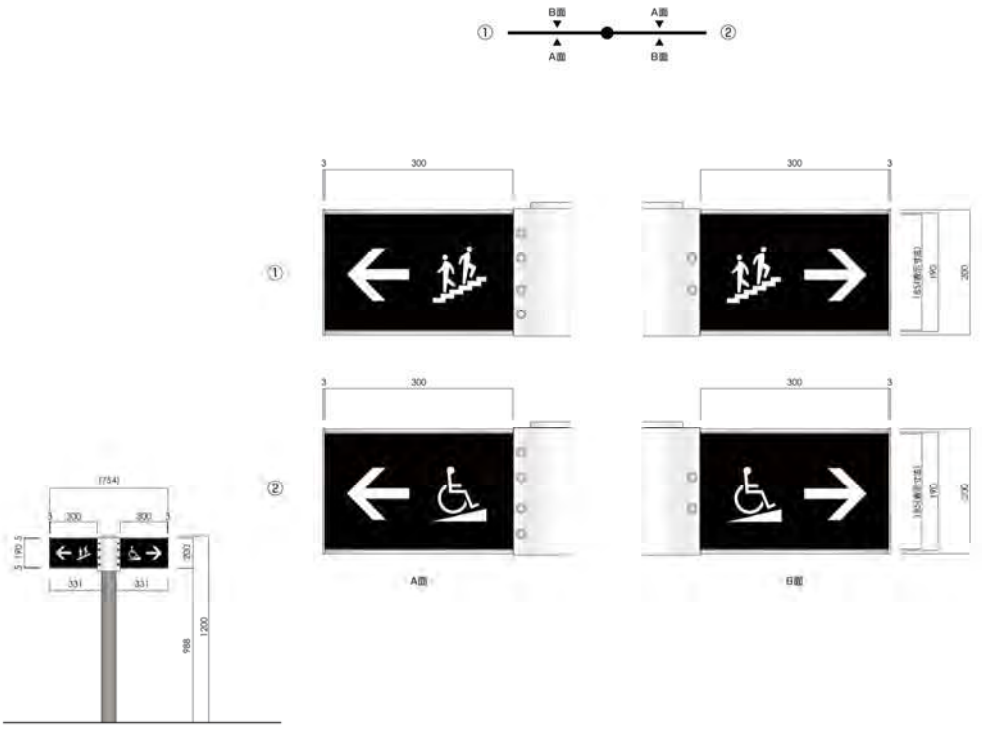

図　4-６７　アクセシブルサイン１表示内容（展望デッキ）

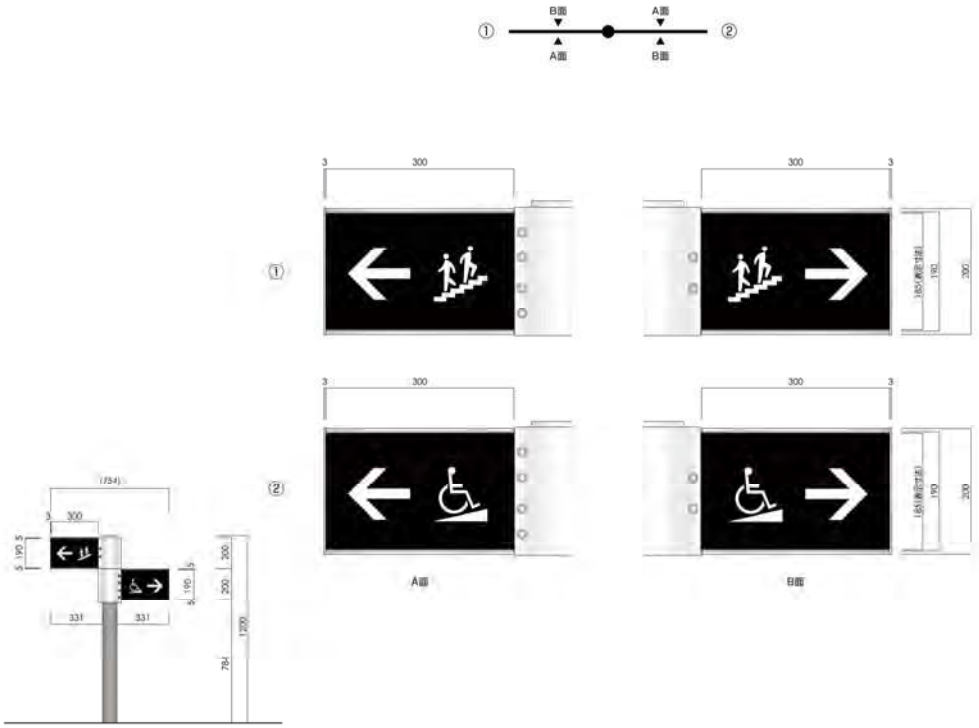

図　4-６８　アクセシブルサイン２表示内容（エントランス広場）

６．標柱

標柱は，史跡名称や史跡指定年月日等の情報を示すとともに，見学者の写真撮影場として整備した。

【整備内容】

材料は長期間の風雪に耐えるとともに，周辺の自然景観とも調和しやすい，安山岩（壮瞥硬石）の野面石を採用した。大きさは地表から 1,500mm とし，文字は彫り文字とした。

なお，基礎形式は，基礎底面に敷くクラッシャーラン底面までの深さが設置する場所の盛土高より浅くなること条件に決定した。

【設置箇所】

標柱は，史跡見学の起点となるエントランス広場脇に設定した。

【表示内容】

標柱は,「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に準じ, 表面に史跡名称「史跡　垣ノ島遺跡」を，裏面に史跡指定年月日や建築年月日を表示した。

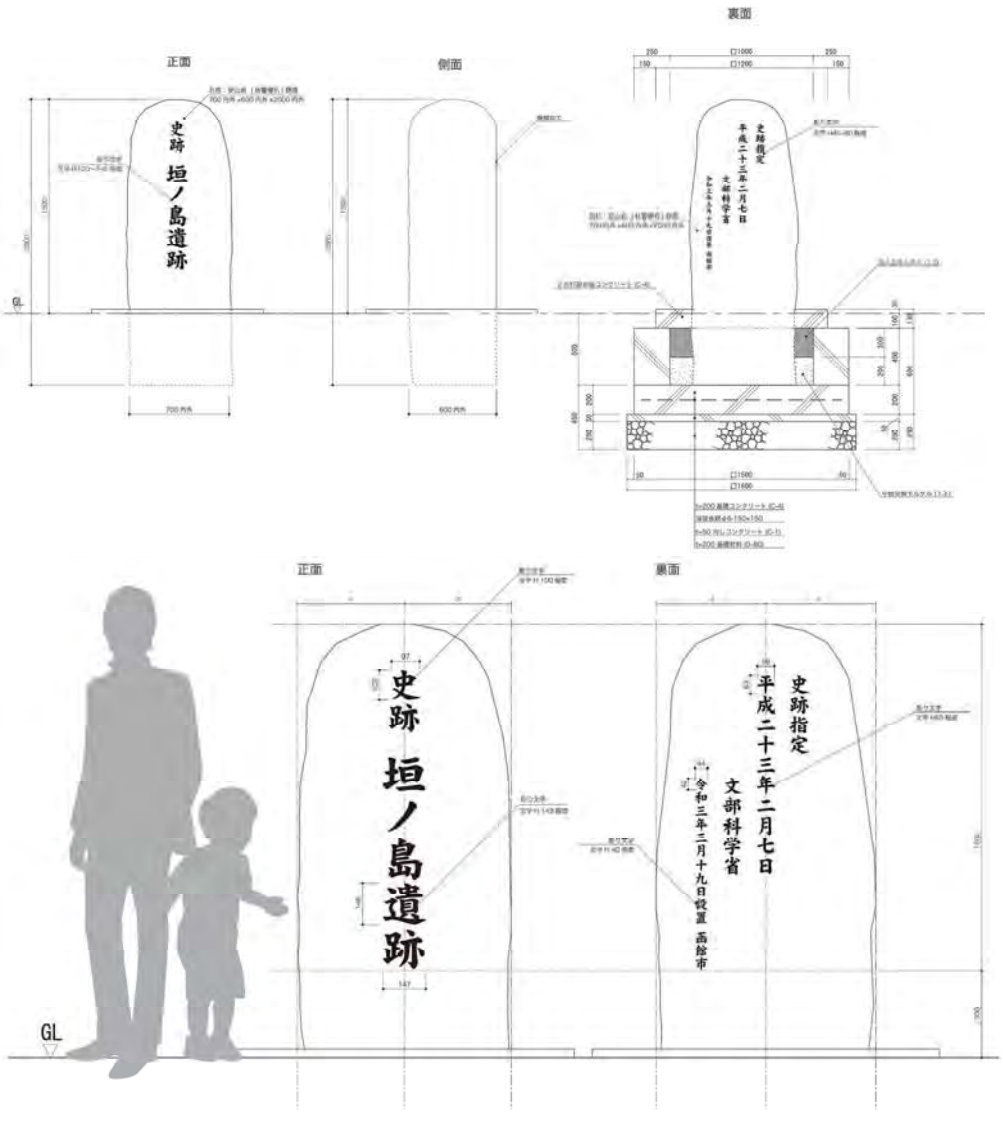

図　4－６９　標柱外観図

写真　４−６２　標柱外観

写真　４−６３　標柱表面

写真　４−６４　標柱裏面

７．掲示板

掲示板は，史跡に関する案内やイベント告知など，広報に関する情報発信を目的としたポスターなどを掲示するために整備した。

【整備内容】

本体構造は腐食しにくいアルミ製とし，掲出面の表面保護は開閉可能な透明アクリル板とした。

ポスター等の掲出面は掲出物の交換が容易なマグネットシート貼りとした。

【設置箇所】

掲示板は，隣接する縄文文化交流センターや道の駅に訪れた利用者などにも幅広く情報発信を行う目的から史跡の主要な入口となる入口ゲート内とした。

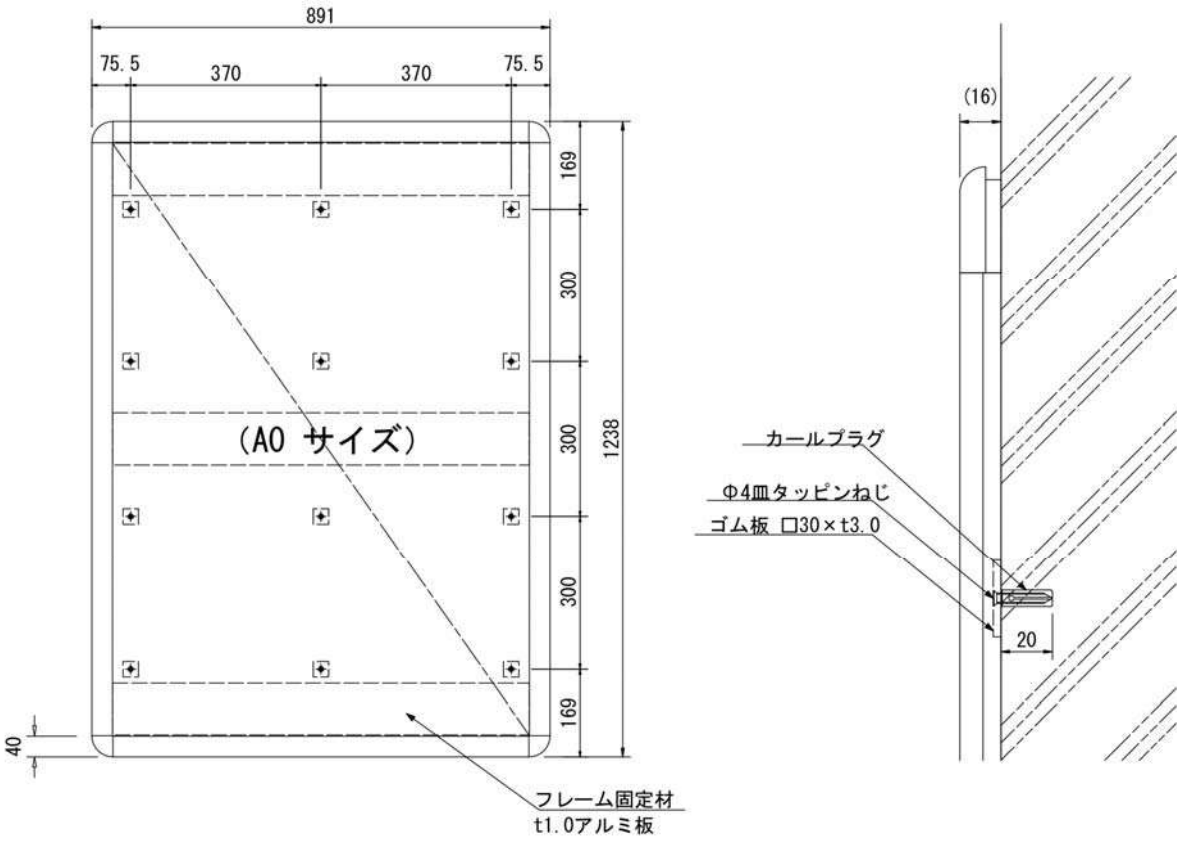

図　４−７０　掲示板外観図

８．立体模型

立体模型は，史跡および周辺地形，施設の位置や経路など，施設全体を立体的に模し，史跡全体の構成を視覚的情報のみならず，触覚により感覚的にも把握できるように整備した。

【整備内容】

高さは児童でも触知可能な高さに設定し，材質は細かい造形が可能で耐久性もある FRP 製とした。立体模型の表示寸法は 1,100mm×700mm とした。

【設置箇所】

立体模型は，施設の全体構成を示す目的から，史跡見学の起点となるエントランス広場に設置した。

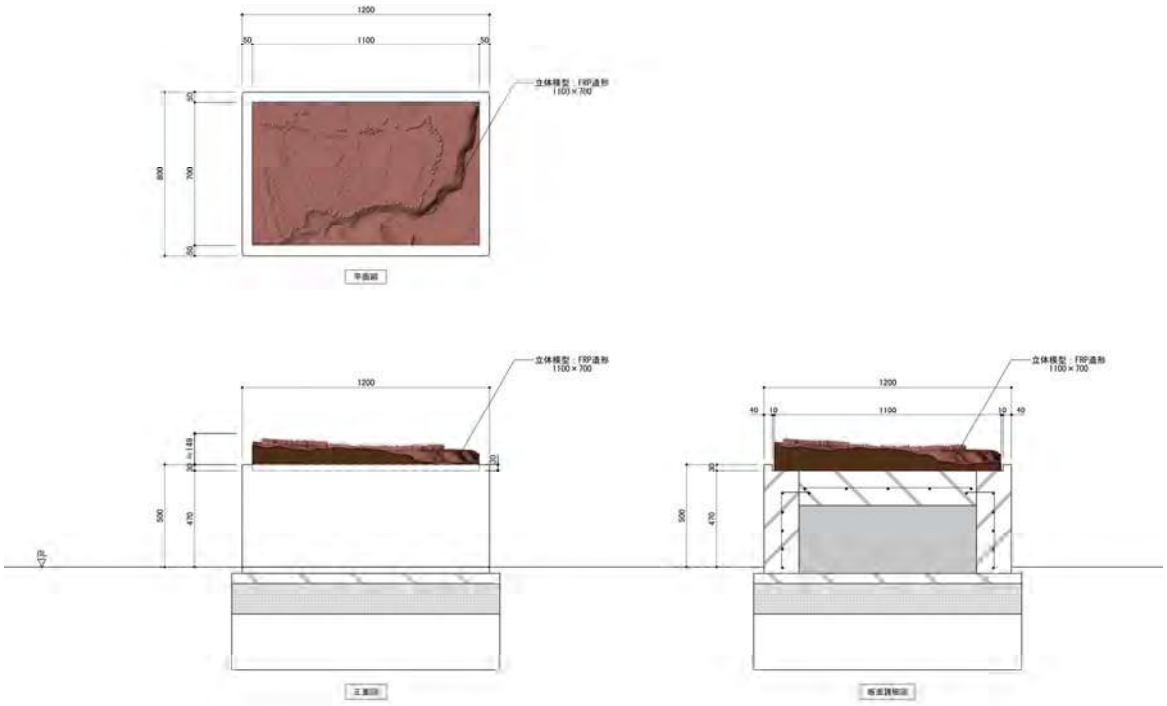

図　４−７１　立体模型詳細図

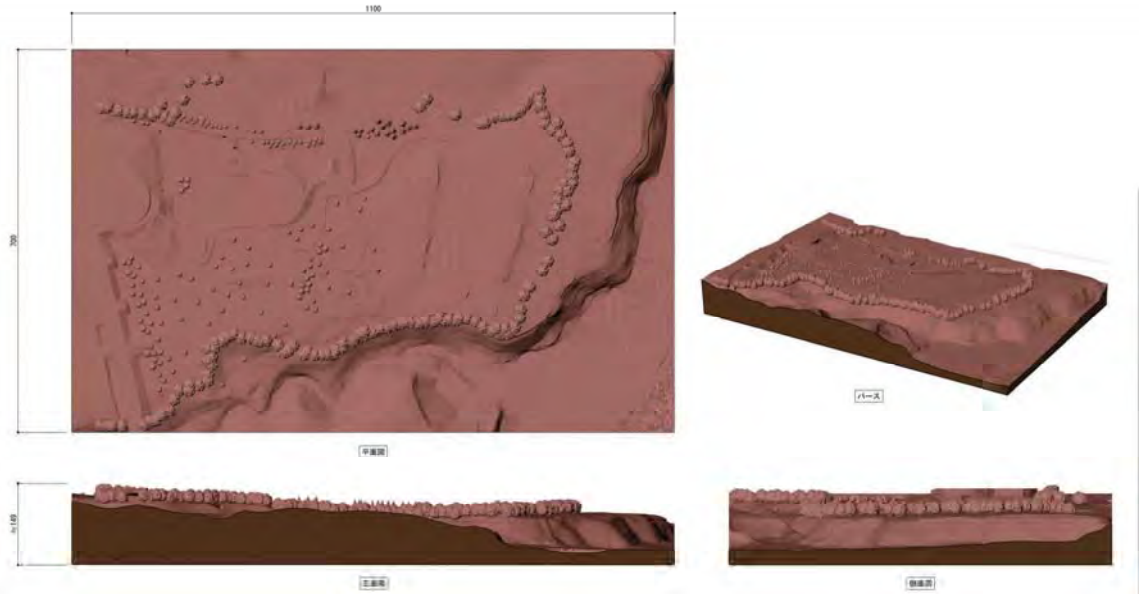

図　４−７２　立体模型姿図

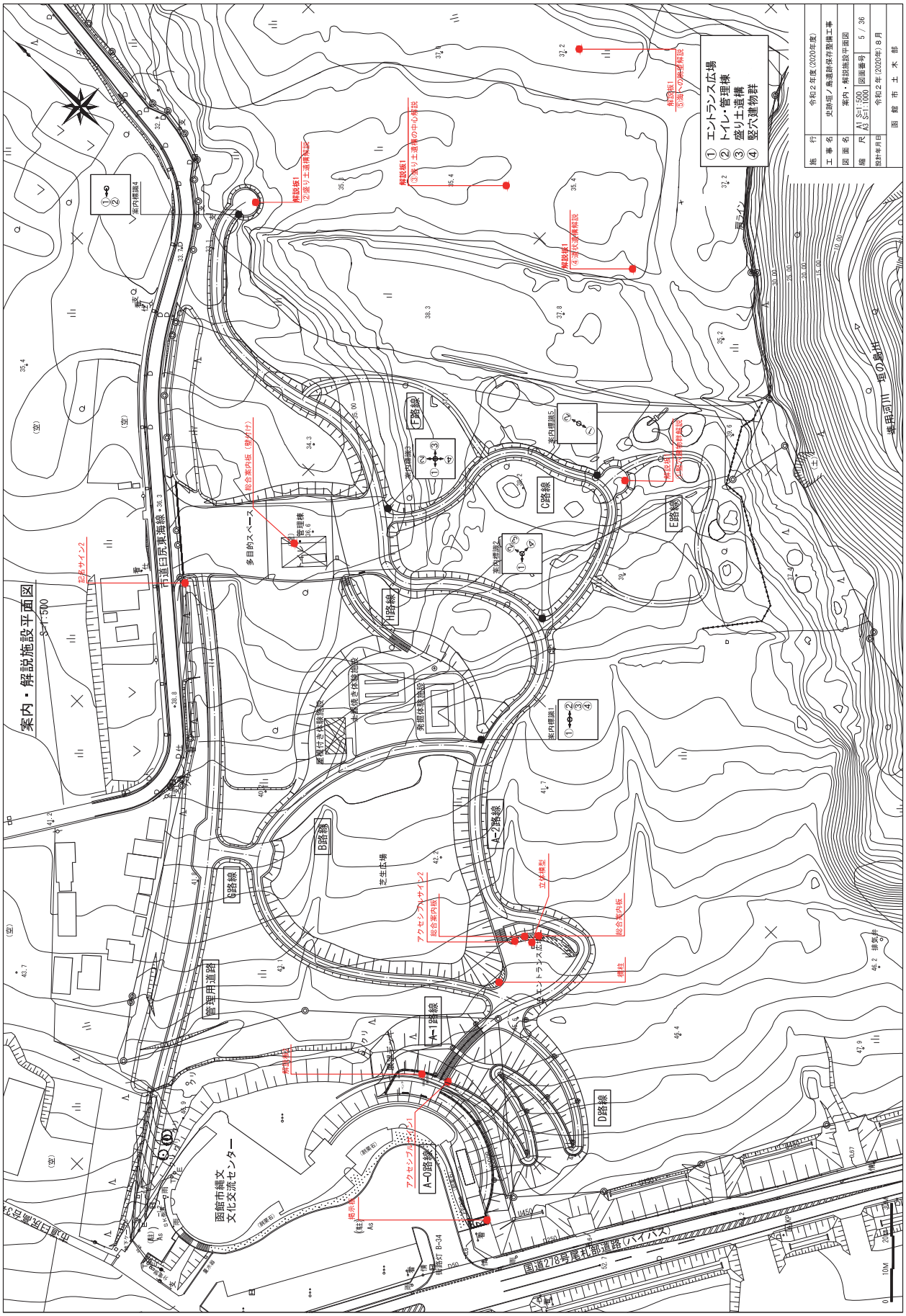

図　４－７３　案内・解説施設平面図

第５節　植栽等

１．植栽

良好な景観形成および周辺環境との調和を図る遮蔽のため，市道沿いに土手状の盛り土による植生基盤を造成し，園路や広場の造成範囲にあったクリの幼木を移植した。

また，侵入防止を示すため，盛り土遺構の南側崖地に 680 本（H0.6m，W0.3m）および盛り土遺構と多目的スペースの間の市道の脇に 50 本（H0.4m，W0.25m）のハマナスを植栽している。

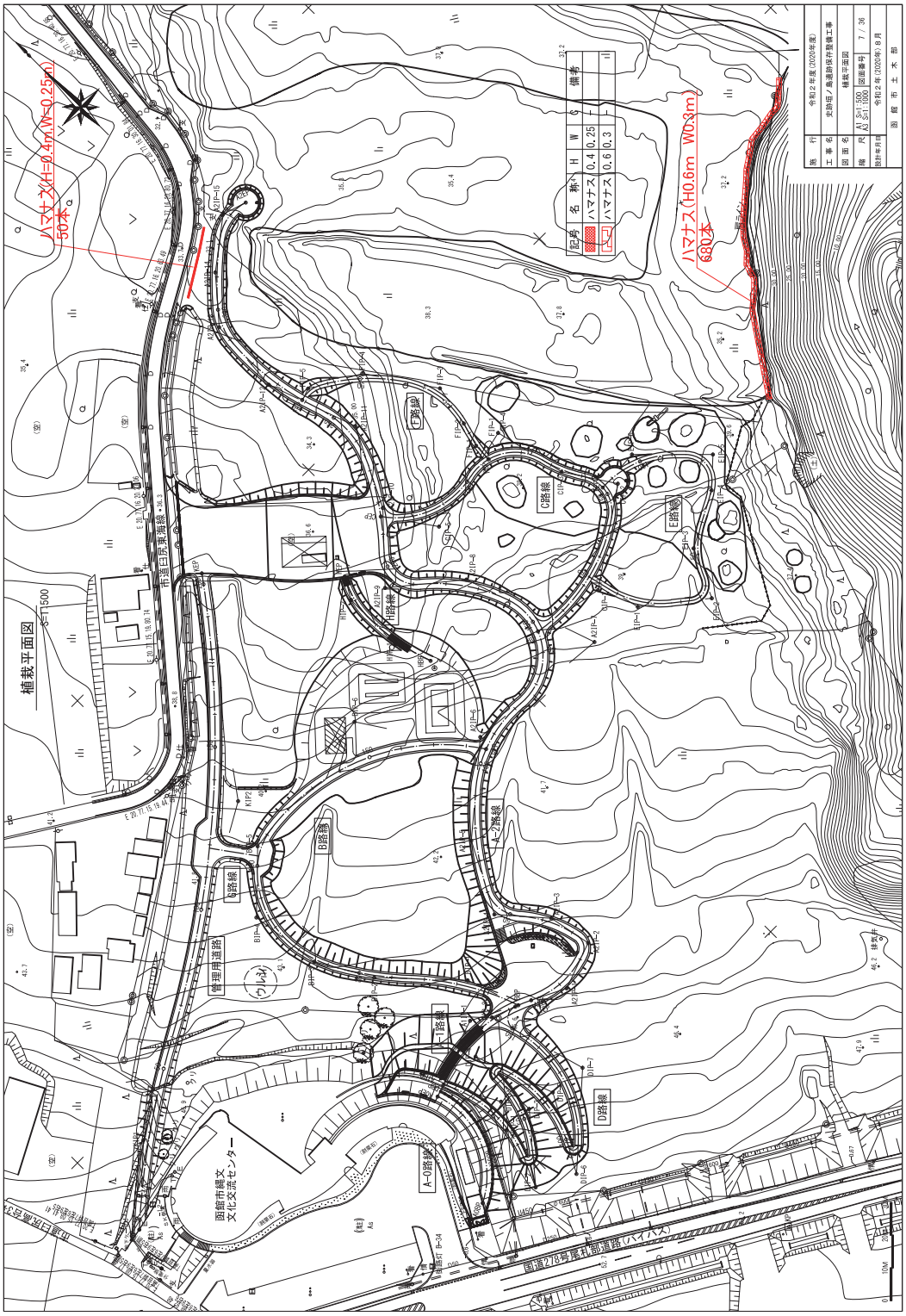

図　４−７４　植栽平面図

２．緑化植栽

造成面の表面は張芝と吹付芝で緑化した。

盛り土遺構や竪穴建物群といった主要遺構およびその周辺は，張芝（野芝）を行い，在来種による景観形成を図り，他と明確に区分した。

入口ゲート直下の盛土部は，張芝（公園芝）を行い，法面の早期安定化を図った。

上記以外に生じる造成面は，種子（公園芝）の吹付けを行い，降雨等による土砂流出の防止や地表の安定化を図った。

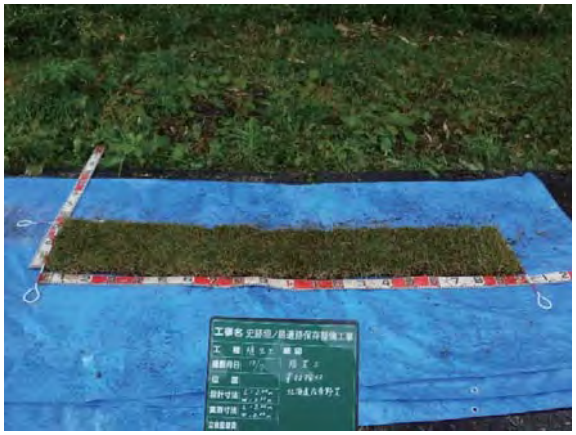

写真　４−６５　野芝

写真　４−６６　張芝（野芝）

写真　４−６７　公園芝

写真　４−６８　張芝（公園芝）

写真　４−６９　種子（ケンタッキーブルーグラス）

写真　４−７０　種子吹付

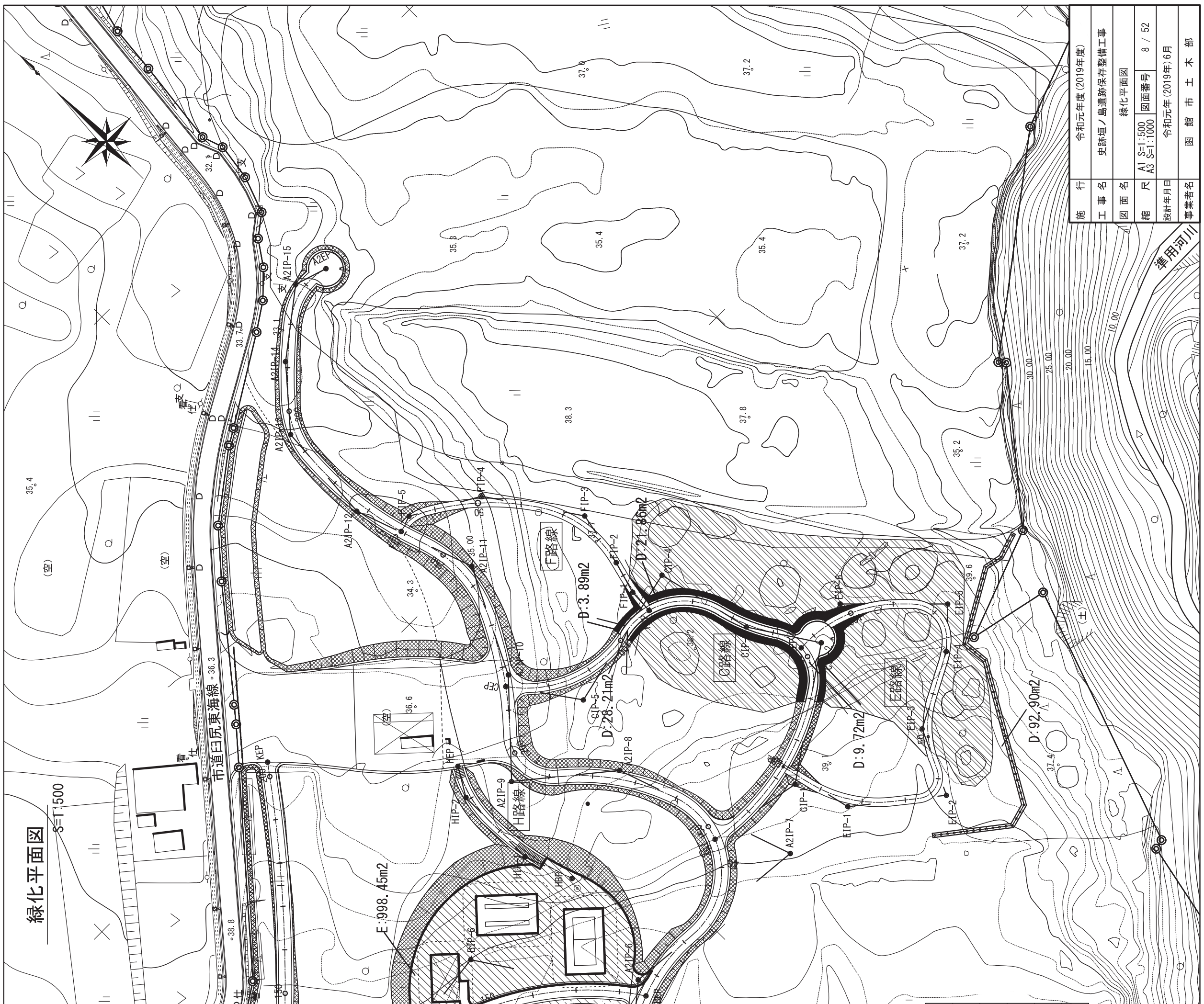
緑化平面図
S=1:500
市道臼尻東海線
管理用道路
函館市縄文文化交流センター
国道278号尾札部道路(バイパス)
凡例
A 張芝：野芝 A=2898.9m2
B 吹付芝：公園芝その1 A=2424.6m2
C 吹付芝：公園芝その2 A=3791.6m2
D 張芝：野芝 A=358.8m2
E 張芝：公園芝 A=2751.2m2
E:998.45m2
令和元年度(2019年度)
史跡垣ノ島遺跡保存整備工事
緑化平面図
函館市土木部

図 4-75 緑化平面図

第５章　管理・運営

第１節　管理

これまでの史跡として文化財保護法に基づく適切な保存管理はもちろんのこと，整備完了後は一般公開し多くの来訪者が見込まれることや，豊かな自然に囲まれた緑の多い立地環境から，より公園的な管理が求められる。整備前と比較して，特に植生管理の占めるウエイトは大きくなったと言える。全体的には縄文時代にふさわしい景観の形成および維持に寄与する主にクリなどの落葉広葉樹の保護や生育を助長する。一方で縄文時代の景観にそぐわない植林されたスギやカラマツなどの針葉樹の除伐を計画的に進めることで，縄文的な景観の形成に努める。また長期的には，保護する樹種においても自然のまま成長を促すだけでなく，伐期を踏まえ適宜伐採を行いながら良好な生育環境の形成・維持にも積極的に取り組む必要がある。整備エリアでは，張芝した盛り土遺構や竪穴建物群はじめ体験広場や芝生広場といった日常的に来訪者が立ち入る箇所および整備事業の中で景観形成のための除伐を行った園路周辺については，定期的に高い頻度で芝刈り・草刈りを実施することで，来訪者のため快適な環境を保つとともに，帰化植物の繁茂を抑制する。これを継続して行い，適切な環境を維持することで，より効率的な管理に繋がるものと考えられる。加えて，倒木被害が想定される樹木や枯損木などについては，予め伐採を行うなど，樹木の状態を把握しながら事前に危険を回避する方策も有効となる。

第２節　運営

整備後の管理運営の具体の内容としては，遺跡内の清掃や監視・保安，除草・除雪といった遺跡管理業務や，管理棟はじめ建物内の清掃や設備維持管理などの建物管理業務，案内や解説，体験学習への対応など運営業務に加え，温湿度や来訪者数の記録など日々の状況把握が必要である。

体制については，直営による委託として管理運営する予定である。その後は数年の実施により得られる，来訪者数やその傾向，維持管理の実態や運営状況，ランニングコスト含む管理運営経費等の実績を踏まえたうえで，多様なニーズや情勢の変化に柔軟に対応可能な運営体制として，将来的には指定管理者制度の導入も検討していきたい。

加えて，本遺跡は現在世界文化遺産の登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つになっており，世界遺産登録に向けた注目度の向上と新規オープン効果が重なり，多くの来訪者が集中することが想定される。その対応として，臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行など，史跡の運営と合わせて当面の受入態勢の整備にも取り組んでいくところである。

第３節　活用

本遺跡の駐車場は隣接する縄文文化交流センターと共用であり，多くの来訪者は縄文文化交流センターと合わせて見学することが想定される。さらにはすでに整備公開し，本遺跡と同じく「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである史跡大船遺跡も含めた南茅部地域の縄文関連施設として，それらを合わせた見学プランを構築し，いずれの施設も効率よく見学可能なモデルプランの提示など，一体となった活用が望まれる。さらに本遺跡での発掘体験や縄文文化交流センターでのものづくりなど体験メニューを組み入れることで，さらなる魅力の創出ひいては来訪者の満足度の向上に繋がるものと考える。一方では，縄文文化交流センターは道の駅も併設していることから，遺跡や縄文を目的とした来訪者以外のこれまで関心の薄かった不特定多数の来訪者に対しても，普及啓発を図る効果も見込まれる。

遺跡の整備そして公開は，管理・運営の新たな始まりである。今後はこれまで行ってきた史跡としての管理に加え，整備を実施し一般公開することによる様々な変化について状況把握することが必要であり，それにつど適切に対処するためには，日々の経過観察（モニタリング）が重要である。例えば環境が変わったことによる風雨の影響や動物・昆虫類の侵入や繁殖，来訪者の増加による地表面の棄損など負の影響を与える要因に対し，定期的な目視点検，温湿度や来訪者数の記録，風水害や地震などの災害後の状況確認などを継続して行い基礎データを蓄積することで，それを生かし変化しながらも永続する遺跡の管理に臨機に対応していく必要がある。

垣ノ島遺跡関係図書

【発掘調査関係】

・『垣ノ島Ａ遺跡　一般国道 278 号南茅部町尾札部道路改良工事(第 2 工区)に伴う発掘調査報告書』
南茅部町埋蔵文化財調査団　2004
・『垣ノ島Ａ遺跡　平成 15 年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団　2004
・『垣ノ島Ａ遺跡　平成 16 年度緊急雇用創出特別対策推進事業』南茅部町埋蔵文化財調査団　2005
・『垣ノ島Ａ遺跡－平成 17 年度　国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』
函館市教育委員会　2006
・『垣ノ島Ａ遺跡－平成 18 年度　国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』
函館市教育委員会　2007
・『垣ノ島Ａ遺跡－平成 19 年度　国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』
函館市教育委員会　2008
・『垣ノ島遺跡－平成 20･21 年度　国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書－』
函館市教育委員会　2010
・『垣ノ島遺跡－平成 25～28 年度　国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業総括報告書－』
函館市教育委員会　2017

【整備事業関係】

・『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想　未来をひらく縄文文化交流の道』函館市教育委員会　2006
・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画(平成 27　年度改訂版)』　函館市教育委員会　2016
・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画』　函館市教育委員会　2016
・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本設計』　函館市教育委員会　2017

史跡垣ノ島遺跡 保存整備事業報告書

令和３年３月２６日　発行

発　　行　　函館市教育委員会
〒040-8666　北海道函館市東雲町４番13号
TEL：0138-21-3472 / FAX：0138-27-7217

編集・印刷　　パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社
〒060-0807　北海道札幌市北区北七条西一丁目２番地６
TEL：010-700-5225 / FAX：010-727-1012